

「新たな市政構築に向けて」

平成 19 年 11 月 20 日

武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会

目次

はじめに	1
第1部 総論：新たな市政づくりへの改革提言	3
1 武蔵野市でなぜ行財政改革が必要か	5
2 武蔵野市の経営課題： 事務事業・補助金の見直し結果	8
3 改革に向けた提言	10
(1)【緊急提言】	13
(2)【5つの改革提言】 「武蔵野市らしい行政経営」の実現に向けて	15
(3)【改革提言を担保する仕組みづくり】	26
第2部 各論：点検・見直しの進め方と個別具体的改革	29
1 点検・見直しの進め方と視点	31
<実施体制>	31
<点検・見直しの考え方>	31
<事務事業の点検・見直しの視点>	32
<補助金の点検・見直しの視点>	34
2 点検・見直し結果	35
(1) 事務事業	35
<区分①> 各課の自己評価により見直しが必要とされた事務事業	35
<区分②> 各課は「現状どおり」と考えている事務事業 ～自治事務・非法定を中心に	37
<区分③> 各課は「現状どおり」と考えている事務事業 ～区分①・区分②以外	46
(2) 補助金	48
<補助金支出の問題点と見直しの方向性>	48
<補助金見直し基準の検討>	51
<補助金見直し基準による見直しの試行及び全体動向を踏まえた論点>	52
委員長談話	56
資料編	59

はじめに

私たちの武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会は、武蔵野市長から「市民の目線であるいは第三者の視点から事務事業及び補助金の現状を総点検してほしい」との諮問を受けて、平成 18 年 10 月からその活動を開始した。

簡素で効率的な自治体をどうつくり、市民サービスの満足度をどう高めていくか、各地で様々な改革が進められている。その多くは財政危機を背景としているが、武蔵野市の場合、財政力指数が 1.650（19 年度）と他の自治体とは財政状況が大きく異なるだけに、そのインセンティブは働きにくい面があると私たちの委員会では考えていた。

しかし、市民の間では、「財政力が高かったがゆえに、不要・不急なサービスや特定の偏ったサービスが提供されているのではないか」「財政力指数が日本一なら市民サービスも日本一で当然だ」などの声が上がっている。

私たちの委員会としては、市長交代を機に、改めて市民生活の実態に即した本格的な点検・改革を行うべきであり、全体として長年続けてきた事務事業や補助金についてしっかりと見直すことが不可欠であると判断をした。

そこで時代のニーズに合うよう、これまでの行政サービスを新たな観点から点検し、市民サービスの満足度を高める適切な武蔵野市政が行われるよう、1 年間検討を続けてきた。その成果をまとめたのが本報告書である。

今回の点検・見直し作業では、武蔵野市の現在抱えている課題・問題点を抽出し、それを解決するための方向性（処方箋）を提言できたのではないかと考えている。

私たちの提言を受けて、武蔵野市が今後の本格的な市政改革に勇気を持って臨んでいくことを切に希望する。

第 1 部 総論：新たな市政づくりへの改革提言

1 武蔵野市でなぜ行財政改革が必要か

武蔵野市は豊かな財政力に支えられ、都市基盤も整い、「住んでみたい街No.1」に何度も選ばれるなど、順風満帆であるかのように見える。

しかし、次のとおり急激な社会経済情勢の変化等があり、現状を維持・発展させるためには、至急、「地に足のついた行財政改革」の取り組みに着手していくべきだと考える。

(1) 大規模な財政投資の必要性

武蔵野市は早くから上・下水道、学校、市民施設などの大規模な社会資本整備を進め、現在は主要な公共施設整備を終えた成熟した都市となり、「つくる時代から使う時代」に転換している。このことは、毎年多額のランニングコストを負担しているということだけではなく、整備が早かった分、更新時期も早く到来することにもなる。

近い将来、「本格的な都市のリニューアルの時代」を迎えると、現状を維持するために多額の財政投資が必要となることを覚悟しておかなければならない。「成熟した都市の運営には多額の費用がかかる」のである。

現在、市では学校改築計画、下水道総合計画及び中長期資産管理計画などを策定中ではあるが、上・下水道の更新、小・中学校の建替えやクリーンセンター建替えなどに 1,000 億円近くの大規模な財政投資が必要となることも予想される。これにいかに対応するのか。武蔵野市政の大きな課題であろう。

(2) 不確実な今後の収入見通し

武蔵野市の財政の特徴は、市税収入が全体の約 6 割を占め、そのうちの約 4 割が個人市民税であることから、安定した財源で健全な財政運営が可能であることであろう。

しかし、地方分権改革の一環で行われた三位一体の改革による税源移譲に関しては、個人市民税の所得割税率のフラット化により、高額所得者が多く住む武蔵野市においては、市民税が増収になるはずが、逆に毎年約 8 億円の減収が見込まれている。さらに国庫補助金の削減の影響額は 5 億円を超えているため、毎年 13 億円を超える財源不足が生じることである。

また、人口減社会の到来、少子高齢化の進展、団塊世代の退職などの影響から、今後は市税収入などに大きな影響があるものと想定される。

さらに、富裕な自治体の財源の縮小を図るかのような各種の国の制度改革の影響も考えると、今後の武蔵野市の収入見通しは不確実なものであり、いつまでも現在のような財政状況が続く保障はないと考えられる。

(3) 行財政改革に対する高い市民要望

武蔵野市では、これまでも社会情勢や市民要望等を踏まえて、下図のとおり外部の有識者による委員会を設置し、市政の点検を行うなど、不断に行財政改革に取り組んできている。現在は、平成 17 年 11 月に定めた「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」に則って、平成 18 年 5 月に「武蔵野市行財政集中改革プラン」を定めて、邑上市政の重点施策として行財政改革を推進している。今回の事務事業・補助金の見直し作業も、この「武蔵野市行財政集中改革プラン」に基づいて実施されているものである。

しかし、武蔵野市が今年度行った「武蔵野市民意識調査（平成 19 年 9 月速報版）」によると、施策に対する満足度と重要度の双方から算出した市民のニーズは、「行財政改革の推進」が第二位と大変高く、引き続き、行財政改革に取り組むべきだとの市民の意向が明確に示されている。

行財政改革の努力は不断に行っていかなければならないものである。

武蔵野市の行財政改革への取り組みの経過

答申等年月	委員会名等	主な答申等内容
昭和 59 年 7 月	武蔵野市行財政点検委員会	職員給与と服務規律の改革、職員定数と組織の改革、総合的電子計算組織の導入、補助金等の整理合理化、受益者負担の適正化、上下水道料金について
平成 7 年 12 月	武蔵野市中期行財政運営懇談会	財政運営の基本的考え方、事務事業の見直し、事業団等の財政援助出資団体の管理の適正化、市民・民間と市政の関係、簡素で効率的な執行体制の確保、受益者負担の適正化
平成 8 年 2 月	行財政改革を推進するための基本方針策定	5 つの行財政改革のテーマ（計画的財政運営の推進、時代に対応した執行体制づくり、市民サービスの向上、歳入確保の徹底、財産（施設・土地等）の有効活用）に基づき、事務事業の見直し、事業団等の団体の管理の適正化、受益者負担の適正化、執行体制の見直し等に関して方針が策定された。
平成 11 年 3 月	武蔵野市新世紀の市役所の組織・経営を考える（新しい仕事のやり方）委員会	行政と市民との協働による市民満足の向上、スリムで変化対応力に優れた経営（健全で責任を果たす財政運営）、誇りと働きがいのある市の組織・人事（活力と機動性・効率向上）
平成 17 年 1 月	武蔵野市行財政改革検討委員会	市民協働の積極的推進と行政サービスの向上、スリムで柔軟な組織・人事体制の構築、健全な財政運営と効率的な行政経営

答申等年月	委員会名等	主な答申等内容
平成 17 年 11 月	第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針策定	行財政改革を着実に進めるため、5 年間（平成 17 年度～21 年度）の中期的な行財政運営の基本方針として、4 つのテーマ（事務事業の見直し、スリムで柔軟な組織・人事体制の構築、健全な財政運営と効率的な行政経営、市民協働の積極的推進と行政サービスの向上）が定められた。
平成 18 年 5 月	武蔵野市行財政集中改革プラン策定	第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針のアクション・プランとして策定された。

（４）社会環境の変化に適応した政策転換の必要性

武蔵野市で行った直近の人口推計結果（平成 19 年 7 月）によると、市の総人口はここ 2～3 年のマンション建設などの大規模開発により急増するものの、平成 29（2017）年に 139,457 人に達した後は減少に転じるとされている。人口の年齢構成をみると、14 歳以下の年少人口の割合は大きく減少する一方で、65 歳以上の老年人口の割合が大きく増えると予測されている。世帯数は、今後も増加を続け、20 年後には 77,807 世帯に達すると見込まれ、平均世帯人員は、現在でも日本一少ない（平成 17 年は 1.91 人）人数であるが 20 年後には 1.78 人まで低下すると予測されている。さらに、家族類型別にみると、単身世帯の割合が平成 32（2020）年には全世帯の過半数に達し、高齢者の単身世帯も増加が続きと予測されている。

このような人口減、少子高齢化、単身高齢者の増加等の社会状況をしっかりと受け止め、地域の課題や市民ニーズを充足するために、これまでの政策の枠組みを根本的にパラダイム転換するなど、現行の事務事業を全体的に時代に合ったものに見直し、さらに次代を先取りした政策へと組み立てていくことが必要である。

（５）地域経営を担う政策官庁に

地方分権の本格化は、自治体の自己決定・自己責任の範囲をさらに拡大させている。これは、自治体の優劣が市民生活に直接かつ大きな影響を与える時代となったことである。

また、現在市で行われている第四期長期計画・調整計画の策定過程の中では、各分野の広い範囲において市民から切実で様々な要望が寄せられており、市への期待も大変大きいものが感じられる。

上記（１）～（４）のような社会環境や諸制度の変化等をしっかりと受け止めて、武蔵野市自身が市民の負託に応えるために、地域経営を担う政策官庁へと変わらなければならない。

市と市民・民間との役割分担及び協働のあり方等を整理するとともに、武蔵野市は、いつまでも恵まれた財政状況に頼るのではなく、メリハリの利いた戦略的な経営を行える、しかも地域の課題を解決していける政策官庁へと脱皮していくことが求められている。

2 武蔵野市の経営課題： 事務事業・補助金の見直し結果

私たちの武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会（以下「本委員会」という。）において、武蔵野市の事務事業及び補助金について点検した結果、経営上の課題として浮かび上がった諸点をまず整理する。

武蔵野市の現在行っている事務事業及び補助金をモニタリング調査した結果からは、次のような課題が抽出された。

事務事業の抱える共通的な課題

視 点	課 題
必要性 (4 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 1： 「市民の状況把握」が不足している。 ・ 課題 2： 「行政の関与」の「必要性」や「範囲」の検討が不足している。 ・ 課題 3： 事業の「真の目的」が曖昧である。 ・ 課題 4： 必要なのに「実施されにくい事業」がある。
公平性 (3 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 5： 市民の「負担」や「報酬」の考え方が曖昧である。 ・ 課題 6： 利用者の「実数」が把握されていない。 ・ 課題 7： 「市民のメリット」が曖昧である。
有効性 (達成度) (2 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 8： 事業の「結果・成果」や「目標」が曖昧で、マネジメントも不十分である。 ・ 課題 9： 事業の「目的と手段」の関係が不明確である。
効率性 (経済性) (2 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 10： 類似事業の間の整理や調整が不足している。 ・ 課題 11： 市の支出内容の「根拠」が曖昧である。
その他 (1 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 12： 「市民参加」のしくみがマチマチである。

補助金支出の課題

視 点	課 題
必要性 (3 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 1： 長期に継続している補助金には、社会情勢等の変化により、現在では補助の目的、内容等が適切でなくなり、その結果、補助金支出の効果が薄れてきたものもある。 ・ 課題 2： 市が関与・実施すべき事業かについては、検討すべきものもある。 ・ 課題 3： 財政援助出資団体への支出は、今後特別視しない。
公平性 (1 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 4： 特定団体への補助金支出の件数・金額が集中していることによって、結果として補助を受けている団体と受けていない団体との間に公平性に違いが生じている。
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 5： 補助事業の成果を計るための仕組みや基準が整備されておらず。

視 点	課 題
(2 項目)	<p>補助金支出の有効性を評価することが困難である。また、事業の成果について、事業報告からは不明なものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 6： 団体運営補助については、補助する団体そのものの評価が行われていない。
妥当性 (2 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 7： 当初は負担割合等が明白であったかもしれないが、市の負担内容・割合について明確に説明できないものがあり、また、数年に亘って同額を交付しているものもある。 ・ 課題 8： 補助率が 50%を超えている団体が 40%を占めている。
効率性 (1 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 9： 補助金支出の目的は確認できるが、対象団体において剰余金が生じているなど、補助金を支出する必要性が低いものがある。
説明責任 (2 項目)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課題 10： 補助金支出を裏付ける実績報告書の確認について、全ての補助金について個別・詳細に行われていない。また、同一の団体で、複数の補助金の交付を受けていても、決算については、全体のもので、個別の事業についての収支が不明なものがある。 ・ 課題 11： 予算区分上、補助金支出ではなく事業費として予算計上すべきものがある。

事務事業及び補助金に関するこれらの課題は、武蔵野市のマネジメントに起因する課題ではないかと本委員会では考えている。

3 改革に向けた提言

1章、2章で確認した武蔵野市の現状と課題を踏まえて、本委員会が考える「改革に向けた提言」を次に示す。どのような観点から点検を行い、このような結論が導かれたのかについては、第2部各論で詳細に記述することとする。

本委員会は、市長から「第三者の視点から武蔵野市の事務事業及び補助金の総点検をしてほしい」との諮問を受けた。委員会としてはそのことを正面から受け審議に入った。しかし、新市政はスタートから日が浅く、市の長期計画の調整計画を策定中であることもあり、政策の方向性や体系などが必ずしも明確になっていない段階において、個別の事務事業及び補助金の適否や改廃についての判断は実質的には困難であり、結果としては時間的な制約もあり、すべてを詳細に点検することができなかった。後日、改めて検討されるよう希望する。

本委員会における審議の中で、事務事業については、武蔵野市の抱えている12の共通的な課題が浮かび上がってきた。また補助金についても、11の共通的な課題が抽出された。

このことは、現在の武蔵野市の「行政経営」上の全般的な課題を浮かび上がらせることとなった。そのため、ここに示す提言も、個々の事務事業・補助金の課題という範囲を超えて、武蔵野市の行政経営上の課題を全般的に解決するという観点から、その改善の方向性を示している。結果的にではあるが、今回の点検・見直し作業は、市に今後期待される本格的な市政改革に向けた「準備作業」としての役割も担うこととなったといえる。

特に補助金については、これまでの交付実態からの問題点を明らかにし、見直しの基準案を作成したが、個別の補助金ごとの評価、見直し作業は次のステップとして補助金の評価委員会を設置して集中して実施すべきである。

本提言に従った改革を行うには今後1～2年を要すると考えられることから、本委員会では、以下【緊急提言】と【5つの改革提言】として2段階に整理して提言を行う。

なお、今回の提言は3年以内に取り組みを行うべきものが中心となっており、「今後、中長期的に取り組むべき改革方向」については、十分な審議が行えず、積み残した課題となっていることを付記しておく。

そして、最後に、今回の改革提言を実効性あるものとするために、【改革提言を担保する仕組みづくり】について提言を行う。

本委員会としては、武蔵野市が、これらの提言の趣旨を十分に踏まえて市政を改革していくことで、新たな「武蔵野市らしい行政経営」を実現することを強く期待するものである。すなわち、健全な財政状況、意識の高い市民、早期の社会資本整備などの条件の下で、武蔵野市は、市内の課題や市民のニーズの的確な把握を前提として、しっかりと将来を見据えた財政計画を立て、市民の声も最大限取り入れて、市民との適切な役割分担により、質の高いきめ細かな行政サービスを持続的に提供できるよう、戦略的な行政経営を行っていくべきであろう。（単に減量型ではない、時代に即応したニューポリシーの開発など、武蔵野市らしい行政経営は、この段階になって始めて実現可能となる。）

本委員会の検討とこれらの提言との関連については、次頁の図を参照いただきたい。

武蔵野市の事務事業・補助金の課題

解決の方向性

市長への提言



新たな「武蔵野市らしい行政経営」の実現

【緊急提言】 事務事業を再評価し改革に着手

改革提言 1: 「行政経営」の強化

改革提言 2: 経営感覚を持った職員の育成・市民意識の醸成

改革提言 3: 行財政改革の推進体制の整備

改革提言 4: 市の「統一的な方針・基準」の策定及び厳格な運用

改革提言 5: 多様な市民ニーズを反映させる「独自の仕組み」の研究

【改革提言を担保する仕組みづくり】

武蔵野市には、至急見直しの検討が必要と考えられる事務事業がある

武蔵野市には、
「行政経営」の枠組みの見直し・再構築が求められる

- ・「行政経営」の「仕組み」
- ・「行政経営」の「人材」
- ・「行政経営」の「組織・体制」

武蔵野市には、
真に「武蔵野市らしい」市政の実現が求められる

- ・アウトソーシング、市民参加、補助金（交付・見直し）等の基準
- ・個別ニーズに対応しかつ公正な仕組み

武蔵野市は、確実に改革を実現していく必要がある

<区分①>
各課の自己評価にて見直し対象となる事務事業が少ない

<区分②>
必要性
・課題 1: 「市民の状況把握」が不足している
・課題 2: 「行政の関与」の「必要性」や「範囲」の検討が不足している
・課題 3: 必要なのに「実施されにくい事業」がある
公平性
・課題 4: 事業の「真の目的」が曖昧である
・課題 5: 市民の「負担」や「報酬」の考え方が曖昧である
・課題 6: 利用者の「実数」が把握されていない
・課題 7: 「市民のメリット」が曖昧である
有効性（達成度）
・課題 8: 事業の「結果・成果」や「目標」が曖昧で、マネジメントも不十分である
・課題 9: 事業の「目的と手段」の関係が不明確である
効率性（経済性）
・課題 10: 類似事業の間の整理や調整が不足している
・課題 11: 市の支出内容の「根拠が曖昧である」
その他
・課題 12: 市民参加の仕組みがマチマチである

<区分③>
「アウトソーシング」が方針・計画通りに進展していない
⇒「経済合理性の追求」以外の目的が浸透していないためか？

必要性
・課題 1: 長期にわたる補助金には目的・内容・効果が適切でなく、なっているものがある
・課題 2: 市が関与すべきを検討すべきものがある
・課題 3: 財政支援団体への支出はその意義、目的を再検討すべきである
公平性
・課題 4: 特定団体へ支出（件数・金額）が集中している
有効性
・課題 5: 補助金の成果を測る仕組みがない
・課題 6: 事業報告からも不明
・課題 7: 団体運営補助では対象団体の評価がない
妥当性
・課題 8: 市の負担内容・割合の根拠が曖昧なものがある
・課題 9: 補助率 50%を超える団体が多い
効率性
・課題 9: 剰余金が生じている交付団体もある
説明責任
・課題 10: 実績報告書の確認が不十分である
・課題 11: 補助金ではなく事業費で計上すべきものがある

(1)【緊急提言】

◆ 次の事務事業を至急再評価し、改革に着手すべきである。

【取組】

今回の点検・見直し作業の中で気づいた、喫緊に見直しを検討すべきと考える事務事業を以下のとおり例示する。これらについては、可能な限り今年度中に評価をやり直し、必要な見直しに至急着手すべきであると提言する。

【実現方法】

武蔵野市が本格的な行財政改革に向けた仕組みづくりを進めることに先行して、喫緊の見直しが必要と考える事務事業については、本提言の趣旨を踏まえて、改めてしっかりとした事務事業評価を行うべきと考える。

その参考として、本委員会が今回の点検・見直し作業を進める中で気づいた「至急見直しの検討が必要と考えられる事務事業」を以下に例示したい。ここに例示している事務事業は、53事業（18年度予算額で約37億円、ただし人件費を除く）であり、これらの個別の事務事業の取扱いについては、本委員会の中でもいろいろな議論があったものである。今回、敢えて具体的な例示をしたことにより、市民の間で、あるいは武蔵野市議会においても様々な議論が巻き起こることを期待している。本委員会が指摘した課題を真摯に受け止め、市民の議論に耳を傾けて、市が一刻も早く見直しに着手されることを期待する。

<至急見直しの検討が必要と考えられる事務事業（例示）>

○ 廃止・休止、統廃合を検討すべきもの

すでに役割を終えたもの、市民のニーズや市の政策目的と整合しなくなってきたもの、他の手段や方法により効果的に目的を達成できると考えられるものなど、事業の廃止・休止あるいは他の事業との統廃合を検討すべきと考えるもの

武蔵野農園（南砺市利賀村）維持管理、むさしの・多摩・ハバロフスク協会、境幼稚園、市民大運動会、勤労者夜間水泳教室、季刊誌の発行、国際オルガンコンクール、富士高原ファミリーロッジ、小中学校情報ネットワーク事業、図書館どっきんどようび事業

○ 縮小を検討すべきもの

市民のニーズや利用実績が減少しているもの、社会状況の変化によるものなど、事業の縮小を検討すべきと考えるもの

永年勤続・退職時等の職員表彰、安曇野市・南砺市の契約施設利用助成、廃食用油回収、帰国・外国人児童・生徒のための教育相談・支援事業

○ **受益者負担の適正化を検討すべきもの**

事務事業に要するコストや近隣市との比較により均衡を失しているもの、公平性の観点から市民と市外の負担割合に検討が必要なものなど、受益者負担の適正化を検討すべきと考えるもの

戸籍・住民票・印鑑証明等発行、し尿処理事業、乳がん検診、子宮がん検診、歯科健康診査、利用登録自転車駐車場運営、有料自転車駐車場、吉祥寺美術館、0123 の管理運営、社会教育バス借上事業

○ **アウトソーシング（外部化）を検討すべきもの**

民間事業者等の活用もしくは市民との協働により、より良いサービスの実現、専門的な能力の活用、コストの削減等が期待できるものなど、アウトソーシングを検討すべきと考えるもの

ごみ収集業務、公立保育園運営、利用登録自転車駐車場運営、東京都市町村民交通災害共済事業、住宅セミナー運営事業、小学校給食、図書館の管理

○ **実施方法を検討すべきもの**

他の手段・方法により実施した方が、事務事業の目的達成や成果向上がはかれるものなど、実施方法を検討すべきと考えるもの

災害対策用備蓄品の整備・維持管理、武蔵野桜まつり事業、アニメフェアイベント、環境マネジメントシステム、桜堤団地生ごみ資源化、中近東文化センター支援

○ **事務事業のあり方を至急検討すべきもの**

現在の事務事業には何らかの課題が認められるが、その見直しの方向性をはっきりさせるための検討が必要なものなど、事務事業のあり方を至急検討すべきと考えるもの

市民文化会館の管理運営、勤労者互助会の運営、武蔵野商工会館の管理運営、武蔵野市ジュニア交流団派遣事業、ラボック市ジュニア大使招へい事業、青年の翼親善使節団派遣事業、ルーマニア交流事業（日本武蔵野センター）、敬老福祉の集い、テンミリオンハウス事業、児童館の管理運営、歯科医療連携推進事業、人間ドック事業、違法駐車防止対策、市民会館の運営、体育施設管理運営、むさしのブックスタート事業、愛蔵書センター運営事業

(2)【5つの改革提言】 「武蔵野市らしい行政経営」の実現に向けて

武蔵野市の行政サービスのより一層の向上と、その結果として、より多くの市民の武蔵野市政に対する満足感や納得感の向上につながるように、本委員会として、以下の5項目を「5つの改革提言」として提言する。

提言は、大別して2つの観点から構成されている。1点目は、「武蔵野市における行政経営の枠組みを見直して再構築する」との観点であり、2点目は、「真に武蔵野市らしい市政の実現を追求する」との観点である。

新たな「武蔵野市らしい行政経営」の実現に向けた「5つの改革提言」

- | | | |
|---|------|-----------------------------|
| ■ | 提言 1 | ： 「行政経営」の強化 |
| ■ | 提言 2 | ： 経営感覚を持った職員の育成・市民意識の醸成 |
| ■ | 提言 3 | ： 行財政改革の推進体制の整備 |
| ■ | 提言 4 | ： 市の「統一的な方針・基準」の策定及び厳格な運用 |
| ■ | 提言 5 | ： 多様な市民ニーズを反映させる「独自の仕組み」の研究 |

提言 1 「行政経営」に力を入れるべきである。

【取組】

武蔵野市は「行政経営」にもっと力を入れなければならない。平成 20 年度～21 年度の 2 か年以内に、市の行政経営の仕組みをしっかりと確立すべきである。地域の課題や市民ニーズに基づく、事務事業及び補助金のあり方、成果の検証などマネジメント・サイクルの再構築をしなければならないと提言する。

【実現方法】

「行政経営」のツールである行政評価制度を抜本的に見直し、市が「行政経営」を行える仕組みを構築する。そして、透明度の高い意思決定・事業執行・成果の検証等を行うことが必要である。

(具体的な実施方策の案)

想定される実施方策の案	概要及び留意点	想定される実施時期
「行政評価制度」の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価のための評価ではなく、市政運営に密接に連動した新制度を構築し導入 ・ 政策・施策体系の構築、及び各部計画の策定などを柱とする制度 ・ 事後評価を中心とする制度から予算と連動した事前業績評価型への転換を想定することが重要 ・ 事前に、事務事業・補助金の必要性や行政関与の必要性、予算の根拠を十分に検討できる仕組みであることが必要不可欠 ・ 各部課による本格的な導入準備作業が必須（当該準備作業も、後述の職員の経営能力強化に有効） 	<p>平成 20～21 年度 (平成 20 年度:制度設計 平成 21 年度:導入)</p>
行政評価制度と密接に連動した「行政経営の仕組み」の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の行政評価制度を基にして意思決定を行う新制度を構築し導入（「根拠ある意思決定制度」の構築） ・ 評価と予算との連動が必要不可欠 ・ 併せて、意思決定のプロセス（予算編成プロセス）をより透明なものとし、市の側から情報公開を積極的に進めることが重要 	<p>平成 20～21 年度 (平成 20 年度:制度設計 平成 21 年度:導入)</p>
長期的な財政見通しの策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の懸念を払拭するためにも、長期的な財政見通しをしっかりと立てることが必要 ・ 市の各種計画と連動した 10 年以上の財政計画を策定し、定期的にローリングさせることが必要 	<p>～平成 20 年度</p>

【背景・考え方】

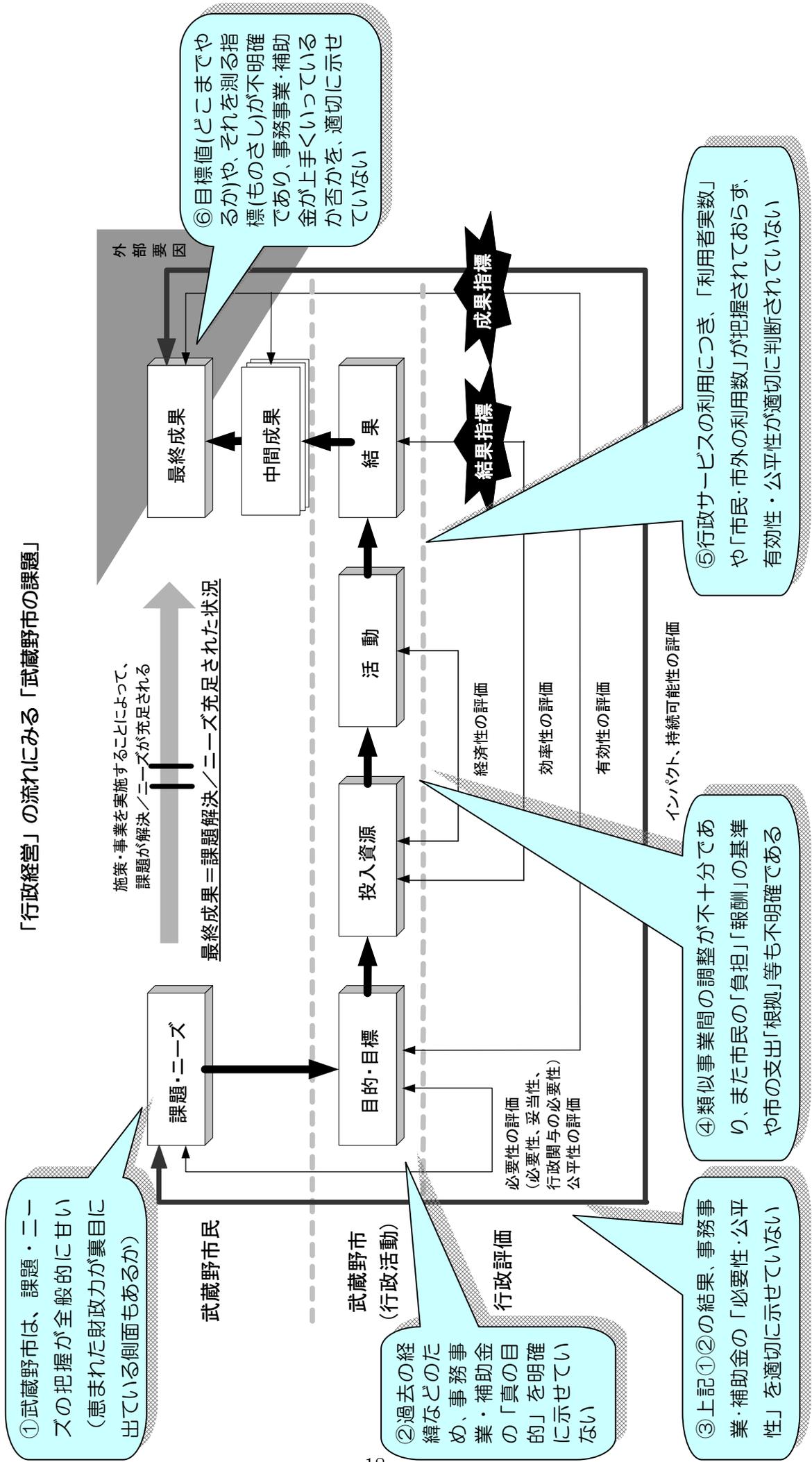
「行政経営」とは、「武蔵野市役所が、活用可能な資源（人、物、予算、組織、情報など）を駆使して、市内の課題や市民のニーズを踏まえた『価値』を市民に提供することで、課題の解決やニーズの充足を実現すること」、と考える。武蔵野市内の課題や市民のニーズを的確に把握して、それら課題の解決やニーズの充足を目指して、事務事業の実施や補助金の交付を効果的・効率的に行えるようにする仕組みが、武蔵野市の行政経営の仕組みである。

この行政経営の仕組みに関しては、本委員会の点検・見直しの結果として、以下の図にて示すような課題（①～⑥）があることが明らかになっており、今後、これらを克服する仕組みを構築することが極めて重要である。

そのためには、特に、「一定コストを負担して、地域の課題や市民のニーズを的確に把握すること」、「事務事業・補助金の目的（何のために実施するのか）と目標（どこまでやれば成功か）を事前に明確にすること」、「行政関与の必要性を明確にすること」、「市の財源の投入の根拠や適切性を明確にすること」、「事務事業や補助金がどの程度うまくいっているのか（いないのか）を把握できる仕組みを適切に導入しかつ運用すること」、が重要な観点となる。

これらを実現するためには、本委員会は、武蔵野市の事務事業・補助金の実施にかかる意思決定（実施の可否、予算査定）の方法を大きく変革することが必要不可欠と考えており、武蔵野市がマーケティング調査を通じて十分な根拠（客観データ）を収集し、その分析結果に基づく意思決定の仕組みを導入することを提言する。そのためには、現在、事後的に一部事務事業のみを対象として実施してきた行政評価制度も大きく変革することが求められ、本委員会は、武蔵野市の行政評価制度が、全ての事務事業・補助金を対象として、その実施の可否を決定する事前段階、すなわち予算要求の段階から、意思決定に必要な情報を提供する仕組みとして位置付けることを提言する。また、予算編成プロセスの透明性をより向上させることで、庁内外の関係者や市民に対して、随時に説明責任が果たせるような仕組みとすることも併せて重要であると指摘する。その意味で、新しい行政評価制度が、武蔵野市の行政経営の中核的な仕組みとして抜本的に生まれ変わることが要請される。

「行政経営」の流れにみる「武蔵野市の課題」



①武蔵野市は、課題・ニーズの把握が全般的に甘い（恵まれた財力が裏目に出ている側面もあるか）

②過去の経緯などのため、事務事業・補助金の「真の目的」を明確に示せていない

③上記①②の結果、事務事業・補助金の「必要性・公平性」を適切に示せていない

④類似事業間の調整が不十分であり、また市民の「負担」「報酬」の基準や市の支出「根拠」等も不明確である

⑤行政サービスの利用につき、「利用者実数」や「市民・市外の利用数」が把握されておらず、有効性・公平性が適切に判断されていない

⑥目標値(どこまでやるか)や、それを測る指標(ものさし)が不明確であり、事務事業・補助金が上手くいっているかを、適切に示せていない

外部要因

施策・事業を実施することによって、課題が解決／ニーズが充足される
最終成果＝課題解決／ニーズ充足された状況

(資料)「行政経営」の流れの図は、欧州委員会資料に加筆した。

提言 2 経営感覚を持った職員の育成や市民意識の醸成を図るべきである。

【取組】

市全体の行政経営能力を強化するためには、まず経営感覚を持った職員の育成に至急着手し、継続的に進めていかなければならない。同時に「新たな公共」の担い手となる市民を増やすために市民意識を醸成していくべきであると提言する。

【実現方法】

市の行政経営能力の更なる強化には、新たな「行政評価制度」及び「評価を活用した行政経営」の構築と併せて、職員の育成が必要である。職員階層別の行政経営教育の強化、積極的な「官民交流」を通じた職員の経営意識の涵養、組織・階層の見直しなどが必要である。

また、自らの役割を自覚し、行政とのパートナーとなれる市民を増やし、対話と協働により市政を進めていくことが必要である。その上で、公開審査による補助金交付の仕組みの検討を行うなど、市民の意見を直接生かす透明性のある意思決定の仕組みの導入を行う必要がある。

（具体的な実施方策の案）

想定される実施方策の案	概要及び留意点	想定される実施時期
職員への『行政経営』教育研修制度（キャリアプラン）の創設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内全体の意識改革のためには、経営に携わる幹部職員が自ら率先して変わる能力・勇気を涵養することが重要 ・ 若手職員には、民間経営の実践経験を学ぶ機会を制度化（前提として、定員管理との調整が必要） 	平成 20 年度～
「外部人材」の登用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時的なポジションでかつ成果が明確な任務を中心に積極的に外部人材を登用（任期付任用枠の拡大等） ・ 全庁的な人材ニーズ分析が必要（想定ポスト、求められる人材像の特定） 	平成 21 年度～
「組織・階層、職員構成」の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ マネジメントに係る諸問題を検討した上で、全市的な視点から、組織・階層、職員構成を見直す ・ 他自治体や民間企業における経営の研究も不可欠 	平成 20～21 年度
自立した市民を増やすための市民意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民が一市民としての立場を超えて、武蔵野市政全体のあり方を協議する枠組みを研究 ・ そのためには、事務事業や補助金などの情報を、市民にわかりやすく伝える工夫が必要 ・ そして、「新たな公共」の担い手とな 	平成 20 年度～

想定される実施方策の案	概要及び留意点	想定される実施時期
	る自立した市民を増やす	
「透明性ある意思決定制度」の導入	・ 公開型の補助金交付検討会など、透明性の高い意思決定制度を導入	平成 21 年度

【背景・考え方】

今回の点検・見直しの結果として、市職員の更なる能力開発の必要性も、早急に対応すべき課題として抽出されている。事務事業等の計画立案が地域の課題や市民ニーズを踏まえてしっかりと行われることが重要であり、そのためには、個々の職員が、「地域の課題は何か」「市民のニーズは何か」を把握でき、「なぜこの事業を実施する必要があるのか」を常に明確にできるようになることが、現時点で最も重要な点であると指摘できよう。そして職員が、地域の課題や市民ニーズを踏まえた「真に必要な行政サービス」を、公平性・効率性（経済性）を確保しつつ実施していけるようになる必要がある。

一方、市民にも変わってもらい必要がある。公的なサービスはすべて行政が行うべきだとの考え方から一歩踏み出し、自らできることは自らが行う。その役割を分担し、市と対等な立場で地域の課題に取り組んでもらえる。そのような「自立した市民」を増やしていく必要がある。いわゆる「新たな公共」の担い手となる市民の多寡は、市の行うサービスの量と質に大きな影響があると考えられる。

職員のみではなく、市民にも経営感覚が求められるであろう。

提言 3 行財政改革を強力に推進するための体制を整備すべきである。

【取組】

武蔵野市では今後、市政の改革を「市長のリーダーシップ」及び「職員のボトムアップ」の双方の観点から、多面的に推し進めていく必要がある。そのため、平成 20 年度中に行財政改革を推進するための体制として「行政経営組織」を再構築すべきであると提言する。

【実現方法】

市長のトップマネジメントを支える組織として「市政改革戦略本部」の設置を、また、庁内の受皿として特命組織の設置を行う必要がある。

（具体的な実施方策の案）

想定される実施方策の案	概要及び留意点	想定される実施時期
「市政改革戦略本部」の設置	<ul style="list-style-type: none">外部有識者で構成する組織体の設置客観的な立場から、市政の大きな方向性や具体的な目標を市長（及び市の幹部）に直接的に進言	平成 20 年度
「庁内特命組織」の設置	<ul style="list-style-type: none">中期行財政運営対策本部の機能強化上記本部の庁内の受け皿組織の設置または庁内関係部門の職員で構成するプロジェクトチームの設置など	平成 20 年度

【背景・考え方】

「市政改革戦略本部」は市長直轄の機関として、市内外の外部有識者等から構成される組織を設置するものであり、武蔵野市を取り巻く内外の環境の急激な変化や武蔵野市の強み・弱みなどの分析を踏まえて、客観的な立場から、市政の大きな方向性や具体的な目標（ゴール）を市長（及び市の幹部）に直接的に進言することを、その使命とするものである。市長は市の経営トップとして、この戦略本部での検討結果を十分に踏まえて、中長期の視点に立った武蔵野市政の新たな方向性及びその達成目標を、的確かつ明快に市民に対して提示する必要がある。

武蔵野市ではこれまでも行財政改革検討委員会など、随時、委員会を設置し、外部の有識者による市政のチェックが行われてきた。そして、実際の行財政改革は、市長を本部長とし、庁内の各部長により構成された「中期行財政運営対策本部」により進められており、企画調整課が事務局を務め、一定の成果をあげてきた。しかし、自治体を取り巻く社会環境の変化が激しい現在、本格的な行財政改革を行うためには、より広い視野に立ち、市政改革を不断に進行させる推進力になるような戦略本部の機能を果たす組織として、「市政改

革戦略本部」の設置を提言するものである。

また、市役所の内外から市長のトップマネジメントを支えていくことも必要である。そのため、「市政改革戦略本部」に加えて、中期行財政運営対策本部会議の機能強化と併せて庁内にも「庁内特命組織」が必要となろう。

改革を使命とする行政職員による内部特命組織が、行財政改革の実行及びその成果の実現に効果があることは国の改革（内閣府規制改革・民間開放推進室など）においても立証されていることから、本委員会では、今回の提言において示した「具体的な実施方策の案」の実行についても、各課において実施するのではなく「庁内特命組織」に一元化し、その推進と実行責任の明確化を併せて実現することを提言する。

なお、この市政改革戦略本部による進言がもたらす直接的な成果のほか、このような機関の設置そのものが、市長の市政改革への姿勢を市民及び職員に明快に示すこととなり、その効果が大きいと考える。

提言 4 市の「統一的な方針・基準」を策定し、厳格に運用すべきである。

【取組】

武蔵野市には、市民協働（市民参加）、アウトソーシング、補助金交付などに関する統一的な方針・基準が存在しておらず、各担当部門による個別の対応となっていることが明らかになったことから、平成 20 年度～21 年度にそれらの基準の策定及びその厳格な運用を行うべきであると提言する。

【実現方法】

一貫性のある、また公平性や有効性などの確保された市政運営を実現するために、次のとおり各種の基準の整理及び策定を行う必要がある。

（具体的な実施方策の案）

想定される実施方策の案	概要及び留意点	想定される実施時期
「市民協働（市民参加）基準」の整理・策定	<ul style="list-style-type: none"> これからの市民協働・市民参加の枠組みを全市で統一的に策定 その前提として、現状を全庁的に把握することが必要 併せて、協力者である市民からの意見聴取も必要 現状のそれぞれの枠組みに存在する様々な経緯を、この機会に整理する姿勢が重要 	平成 20～21 年度
「補助金見直し基準」の策定と本格的な補助金の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 第三者委員会を設置し、見直し基準の策定、補助団体・市民の現況及び意見聴取、見直しの実施、見直し結果の公表及び予算への反映 現状のそれぞれの補助金に存在する様々な経緯を、この機会に整理する姿勢が重要 	平成 20 年度
「補助金交付基準」の策定	<ul style="list-style-type: none"> 補助対象、補助率、実績報告、補助期間（サンセット）、公開審査、評価制度、（運用・評価に関する）第三者機関、等 基準策定にあたっては、委員会等による審議も必要 	平成 20 年度
「アウトソーシング基準」の策定とその適用可能性調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> これからのアウトソーシングの枠組みを全市で統一的に策定（定員管理、外部人材登用を含む） 庁内プロジェクトチーム（企画調整課・財政課・人事課・事業担当課）による検討が重要 併せて、事務事業（区分③）にて検討したアウトソーシング実施に関する調査の実施 	平成 20 年度～

想定される実施方策の案	概要及び留意点	想定される実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> その際、協力民間企業との協議、第三者による客観的な検討も必要 	

【背景・考え方】

本委員会の点検・見直しの結果として、例えば市民協働（市民参加）に関しては「公正性」の観点から問題となっており、一部の市民の間には不公平感も存在していることが確認された。そして、アウトソーシングについても、従来からその強化の必要性が諸計画等を通じて全庁的に指摘されてきたにもかかわらず、現状をみると十分には進展していない状況であり、事務事業などの「有効性（達成度）」「効率性（経済性）」の観点から問題となっていると考えられる。

また、アウトソーシングについては、単純にそれを「是」とするのではなく、先進自治体の事例等をよく研究し、その経験などを踏まえた上で、事業の目的（「政策目的の追求」「外部専門能力の調達」「経済合理性の追求」）に照らし、それに合致した内容の基準を策定することが必要である。

なお、特に市民協働（市民参加）については、この提言に示す「統一的な方針・基準」を策定する準備作業として、まず全庁的な実態調査を実施して、市民がその実施に関与している事務事業の内容、参加者、報酬の有無・額などについて、現状を的確に把握することが求められる。

提言 5 多様な市民ニーズを的確に事業に反映させる「独自の仕組み」を研究すべきである。

【取組】

平成 20 年度～21 年度にかけて、市民一人ひとりのライフステージなどに応じた様々なニーズにこえるため、適切な負担のもとで、質の高いサービスを受けることができる新たな仕組みの研究を行うべきであると提言する。（なおその前提として、市の財政状況に関する中期の見通しを示し、市民と共有することが求められる。）

【実現方法】

「公募型補助金」の本格的な導入や市民サービスのメニュー化の研究などが必要である。

（具体的な実施方策の案）

想定される実施方策の案	概要及び留意点	想定される実施時期
「公募型補助金」の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠組みの検討（方針、対象補助金の性質・内容、等）、ニーズ把握（アンケート調査等）、制度設計・導入 	平成 20 年度
「新たな市民サービス提供方式」の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民ニーズに対応したサービスのメニュー化の検討、及び利用者負担の整理等の実施 ・ 前提として、現行サービス利用者調査、民間企業実務家による検討（「サービスの本質」とは）、等が必要 ・ 法制度上の課題検討、及び市民に対する公平性の観点からの検討も必要 	平成 20～21 年度

【背景・考え方】

本委員会による点検・見直しの結果として、武蔵野市の事務事業や補助金と、地域の課題や市民ニーズとの間に齟齬も確認されたことを踏まえ、市民の「多様な課題、ニーズに関して、コストをかけてでも的確に把握して事業に反映させる独自の仕組み」の構築を提言する。ここでいう独自の仕組みとは、個々の市民の個別ニーズなどにきめ細かくこえながらも、市政としての公平性を確保する仕組みである。

必要性が低いもしくは役割を終えた事務事業・補助金に対してはその廃止・縮小・統廃合等に向けた対応を厳しく実施していく一方で、このような新たな市民サービスの提供方式を研究して、地域の多種多様な課題やニーズを十分に踏まえながら、限られた資源の中で政策資源をより重点化するメリハリの利いた行財政運営を通して、武蔵野市ならではの質の高い行政サービスを提供できるようにすることが求められる。それにより、市民と市民役所との齟齬も解消され、市民満足度の高い市政となることを期待する。

(3)【改革提言を担保する仕組みづくり】

緊急提言と 5 つの改革提言を行ってきたが、これらの提言が実効性を持ち、その改革の効果は確実に市民に届けられる必要がある。

そこで、次のとおり「改革提言を担保する仕組み」を導入すべきであると提言する。

まず、市としての「改革ロードマップ」（いつまでに何をどの程度実施し実現するかを、分かりやすく図示したもの）を速やかに作成して、市民に公表する必要がある。そして、具体的な事務事業及び補助金の見直しに関する市の方針を確立し、毎年、その進捗状況を市民に説明することが必要である。

そのために、ある種、インナーマニフェスト的な考え方を導入することを提言する。すなわち、市長と各部長の間で改革すべき事項について、具体的な改革ロードマップに沿って「改革契約」を結ぶ発想を導入する。事務事業及び補助金の見直しの実務上の責任者である各部長が、毎年、改革の目標を立て、全市民の代表である市長と契約を結び、その内容を市民に公表する。そして、1年後にはその改革の進捗状況、成果など「改革契約の履行状況」を市民に公表する。このことにより、改革の責任の所在を明らかにし、市民にしっかりと情報を伝えることにより、外部の視点から事務事業及び補助金の改革状況がチェックされる仕組みを導入することとなる。

さらに、新たな行政評価制度の制度設計の中に、必ず外部評価制度を導入し、第三者の視点からのチェックを行う仕組みを整備することも提言する。

一般に行政経営の改革には、行政組織の内部からの内発的な動機によるものと、行政組織の外部からの圧力（外圧）を活かしながら実施するものがある。今回の本委員会の提言内容は、翌年度以降において市が各種の仕組みを整えていくべきとの提言が多く、結果としては内発的な改革のアプローチとなっている。このような取り組みは、上手く実施されれば、市の組織をその内面から活性化させ、かつ職員のやる気を高めていく点でも効果的なものである。しかしその一方でその実効性は、改革に対する役所の士気に依存し、また時間とともに推進力は相対的に低下することから、特に困難な場面に直面した際には、改革実行そのものが形骸化し、骨抜きになるというリスクがある。これは、行財政改革の歴史が証明している。そのようなリスクをできるだけ低い水準に抑えるためには、行政組織の外部の力を活用した改革を制度化しておくことが効果的であると考えている。

適切な情報公開により、計画的に透明度のある市政改革を市民とともに強力に推進して

いくためには、市長と共に市民から選ばれている存在である武蔵野市議会からの（市民の意見を踏まえた）改革圧力を活用することが効果的であることはいうまでもない。これらの提言とその実現に向けた進捗状況が、市民の間及び市議会でも活発に議論されることが、大いに望まれる。

第2部 各論：点検・見直しの進め方と個別具体的改革

1 点検・見直しの進め方と視点

<実施体制>

今回の事務事業及び補助金の見直しは、外部有識者及び公募市民委員により構成された本委員会による討議と、本委員会のメンバーの一部及びシンクタンク研究員により構成された武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会・作業部会による討議を通じて、事務事業及び補助金の点検・見直しを進めてきた。

<点検・見直しの考え方>

一般に、地方自治体の活動を、民間活動との関係で整理すると、①民間活動を規制するもの、②民間活動を助成するもの、③民間活動を補完するもの、④民間ではできないもの・やってはならないもの、に4分類される。そして、行財政改革の観点からは、①については規制緩和の必要性（もしくは厳に必要性が認められる場合に限定した規制強化）が言われ、②に関しては既得権化・過保護ゆえの補助金の見直しが指摘され、③については民業と競合し民業を圧迫しているがゆえに行政の撤退が迫られている。そして④については、これまでは行政固有の業務とされてきたが、民間委託の推進やPFI、指定管理者の活用など実施方法の変更を迫る動きがある。

武蔵野市において事務事業・補助金の見直しを行なう際にも、本来であれば、このような行政と民間の関わりを見直すための多面的な視点を基準として評価を実施すると共に、これらの視点からの提言を行なうことが望ましい。

しかし、本委員会において、武蔵野市における事務事業（特に法定受託ではない自治事務）や補助金に対する点検を実施する過程において、事務事業や補助金の「実施目的」そのものが不明確な例、及び、その実施の背景としての「地域の課題、市民のニーズ」の把握が曖昧な例が多く見受けられる状況が確認された。また、個々の事務事業・補助の実施にあたっての「行政の役割」や「市民との協働のあり方」についても、その考え方につき明確な基準が存在していない状況であった。

そこで、本委員会では、武蔵野市における今後の本格的な評価及び行政経営改革の実施に向けて、上記の基準や視点を可能な限り反映させながら、その「準備（頭出し）」として位置付けられる作業を中心に見直し作業を実施した。

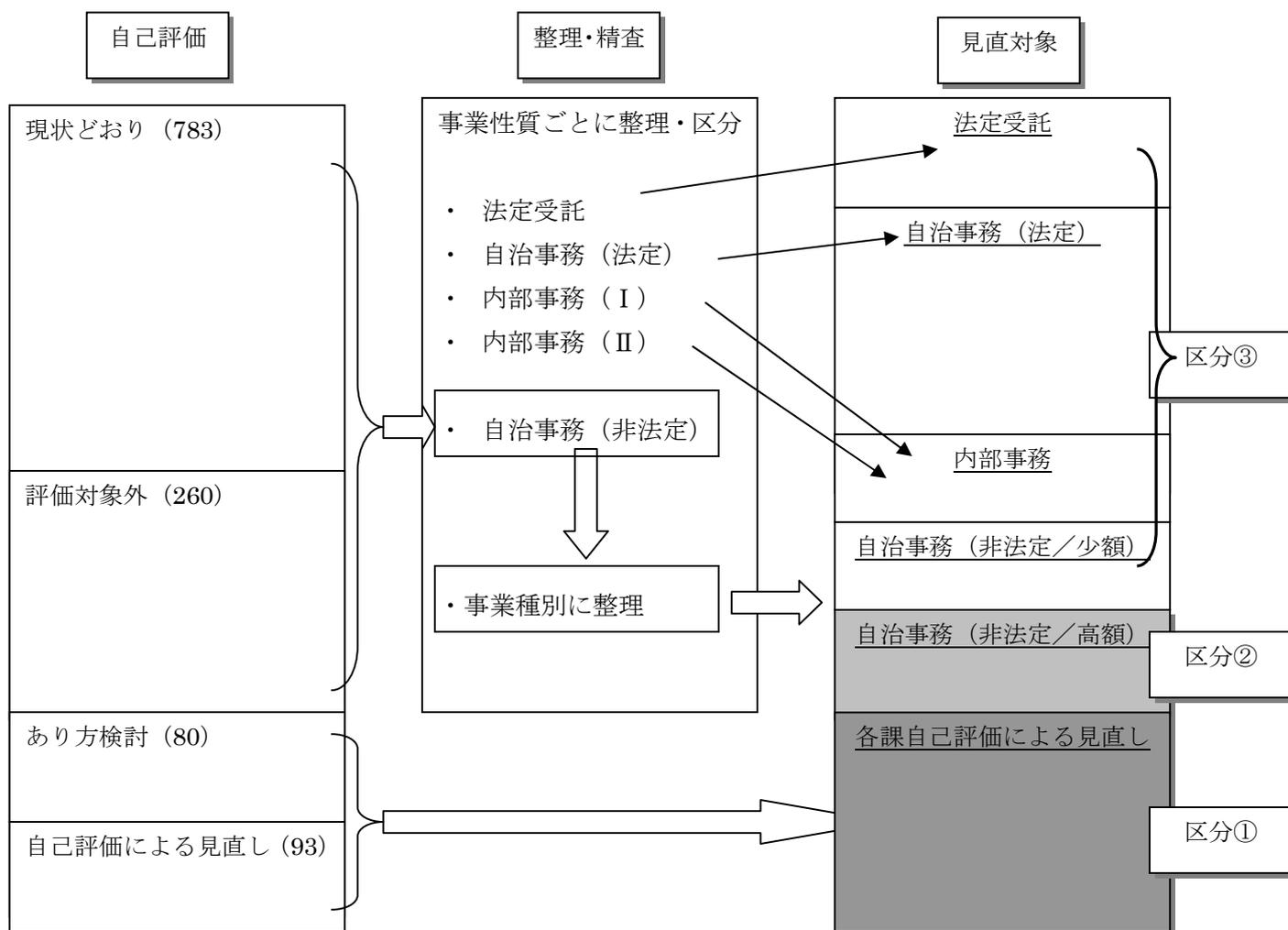
今後は本提言を踏まえて、上記のような基準を厳格に適用して個々の事務事業や補助金に対する評価を行い、今後の方針を決定していくことが望まれる。

<事務事業の点検・見直しの視点>

武蔵野市では、今般の点検・見直し作業の第一段階として、平成 18 年度予算等を基に、全ての事務事業（1,216 件）を対象とした各課の自己点検・自己評価作業を行っている。これは、個別事務事業評価の手法を活用して、全事務事業を、「達成度」「効率性」「必要性」「公平性」の視点から評価を行ったものである。

本委員会では、その自己評価結果をさらに事務事業の性質を基に整理を行って、委員会としての見直し対象を、区分①から区分③へと分類した。（区分の詳細については、巻末の「資料編」を参照。）

見直し対象区分の整理方法



各区分における見直しの基本的な考え方は、下図のとおりである。本委員会では、各課における自己点検・自己評価において、「現状どおり（783）」「評価対象外（260）」とされた「区分②」と「区分③」を中心に点検作業を行なった。なお、区分①については、各課において既に見直しの方向性が示されていることから、事務事業・補助金見直し庁内検討チーム（企画調整課と財政課）が、各課の自己評価（一次評価）の内容について、ヒアリング等を行い、二次評価を行うこととした。

各区分における見直しの基本的な考え方

区分	見直しの基本的な考え方
区分① 各課の自己評価により見直しが必要とされた事務事業 173 事業	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業・補助金見直し庁内検討チーム（企画調整課と財政課）が、各課の自己評価（一次評価）の内容について、ヒアリング等を行い、二次評価を行った。
区分② 自治事務（非法定）のうち金額が大きいもの 108 事業	<ul style="list-style-type: none"> 区分に該当する事業のうち代表的なものをモデル事業として抽出し、事業の目的や性質に着目しながら、外部の目線（シンクタンク）を取入れて再度、「必要性」「公平性」「達成度」「効率性」の各視点から評価を行った。
区分③ 上記以外（法定受託、自治事務（法定／非法定のうち金額が少ないもの、内部事務）のもの 935 事業	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体等において、「業務改善」等において成果を挙げている事務事業を中心に、本市への応用可能性の視点から、特にアウトソーシング（外部化）を中心に検討を行なった。

＜補助金の点検・見直しの視点＞

本委員会では、以下のように2つの方針を通じて補助金の見直しを行うこととした。

補助金の点検・見直しの方針

見直しの方針	内容
補助金支出の全体像・実績の整理	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまでに支出された補助金の件数、金額、主たる目的、補助対象などを中心に全体の実績を整理する。 ・ その上で、内在する問題点を整理して、今後の補助金支出のあり方を討議する。
補助金見直基準の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金支出は、市が掲げる政策実施の手段の一つであることから、見直基準検討の際には、事務事業の見直しと同様に「必要性」「公平性」「有効性」「効率性」を基準の前提とした。 ・ 補助金支出は、費用負担の一部又は全部を公費により賄うことから、その負担割合や金額における「妥当性」については、より重点的な精査が求められること。また、支出された補助金が目的やルールに従い適切に支出又は管理され、それらがきちんと公表されるなどの「説明責任」が果たされることも求められる。 ・ 上記のような考え方を基点にして、補助金見直基準の検討を行った。

補助金見直しでは、個別の補助事業のあり方を検討するとともに、補助金交付に係る諸制度の見直しが求められる。しかしながら武蔵野市では、補助金交付に係る手続きを包括的に規定している「武蔵野市補助金等交付規則」が定められているが、補助金の交付に際しての統一的な交付基準が整備されていない。これまで本格的に補助金支出の見直しが行われていないことから、本委員会では個別の補助金支出の目的、背景・経緯、成果や課題を整理するための諸前提を整理する必要があると判断した。

そこで、まず本委員会では、補助金支出の全体像・実績を整理することで、内在する諸問題点の抽出とその解決の方向性について討議を行い、今後における本格的な補助金支出の見直しを進めるための「補助金見直基準」のあり方の検討を行うこととした。

そして、速やかに補助金支出の内容の精査を行なうとともに、各補助金交付団体との協議なども踏まえて、その適否について検討を行なうべきであるとの提言を行なう方針とした。

2 点検・見直し結果

(1) 事務事業

<区分①> 各課の自己評価により見直しが必要とされた事務事業

市の自己点検・自己評価により、各課が自ら「見直しが必要」と判断した事務事業は、「あり方の検討」が必要としたものを含めて、合計 173 事務事業であった。これを「区分①」と分類した。

しかし、この中には、法律改正等により必然的に見直されるもの、サンセット方式により行なっていた事務事業の終期が到来したため終了するもの、単なる庁内の担当部課の見直しを行うもの等、事務事業評価の結果により事務事業の見直しを検討することに馴染まないものなどを含んでおり、これらを除くと 109 事務事業と、全事務事業の 1 割弱程度が抽出された。

本委員会としては、これら各課で問題意識を持ち、何らかの見直しを検討している事務事業については、原則、市内部での見直し方針を尊重することとし、見直し作業については実施時期を定めて速やかに進めるべきだと判断をした。

なお、このたびの市内部による事務事業の見直し作業により、21 事業はすでに市自らの判断で見直しを行い、平成 19 年度予算に反映をさせ、合計 50,734 千円の減額（ただし、事務事業の見直しによる人件費節減額を除く。）を行っている。

次にその主な事務事業を掲げる。

政策広報ビデオの休止、庁内印刷業務の委託化、職員共済会への交付金の縮小、国民健康保険夏期保養施設借上の統廃合、スズメ蜂駆除に市民負担を導入、高齢者向け IP テレビ電話試行事業の廃止、ムーバス運行事業の見直し（ムーバス車両購入を事業者負担に変更） など

また、上記以外に、平成 19 年度になってから具体的な改革に向けて動き出した事務事業があるとの報告も受けている。

（区分①の見直しの視点、及び評価結果の概要は、巻末の「資料編」を参照。評価結果の詳細は「武蔵野市個別事務事業評価実施結果集（平成 18 年度実施版）」として市から公表されている。）

区分①の評価結果

一次評価結果			二次評価結果		
基準	件数	割合	基準	件数	割合
廃止・休止	11	6.4%	廃止・休止	9	5.2%
縮小	11	6.4%	縮小	11	6.4%
委託化	6	3.4%	委託化	5	2.9%
囑託化	3	1.7%	囑託化	2	1.1%
統廃合	12	6.9%	統廃合	10	5.8%
受益者負担 適正化	10	5.8%	受益者負担 適正化	8	4.6%
その他	56	32.4%	その他（あり 方検討）	59	34.1%
			委託化・ 囑託化	2	1.1%
			統廃合・ 委託化	1	0.6%
			その他（ボラン ティア活用）	1	0.6%
			その他 （団体解散）	1	0.6%
小計	109	63.0%	小計	109	63.0%
評価対象外	64	37.0%	評価対象外	64	37.0%
合計	173	100.0%	合計	173	100.0%

＜区分②＞ 各課は「現状どおり」と考えている事務事業 ～自治事務・非法定を中心に

市の自己点検・自己評価の結果、各課は「現状どおり」と判断した事務事業の中から、自治事務で法に基づかずに行っている事務事業のうち、高額なものを「区分②」と分類した。これら自治事務・非法定の事務事業は、最も市の裁量の余地が大きいもののため、本委員会では、この中からさらに25課58のモデル事業を選定し、ヒアリング調査を行い、二次評価を行うことにより、武蔵野市の事務事業が抱えている課題・問題点の抽出作業を行った。

本委員会による「二次評価」の結果からは、下記のように多くの課題（計12点）が存在することが明らかになった。それも、個々の事務事業を超えて、また「区分②」という範疇も超えて、武蔵野市による事務事業（特に自治事務・非法定）の実施に共通した「経営上の課題」であることが分かった。それらの多くは、事務事業の「必要性」や「公平性」という根幹に関わる課題（これらの2視点で7課題）であり、また実施手法の不適切さが効果的・効率的な事務事業運営を拒んでいる例も存在していた。

これらの課題が生じている主な要因は、a)市役所の組織・職員の「行政経営」に対する理解・取り組みの不足、b)「武蔵野らしさ」という表現の曖昧かつ主観的な利用、c)全市的な「統一的な方針・対応」の不足、などに帰結するのではないかと考えられる。また、そのようなこと背景には、財政的ゆとり故の認識の甘さもあると思われる。今後、これらの点の早急な解決が求められると本委員会では判断をした。

以下、明らかになった共通的な課題について、その概要、該当する事務事業の例、及び今後の課題解決の方向性をそれぞれ整理する。これらの課題は、上記のように「区分②」の範疇を超えた全市的な課題として抽出されているため、該当する事務事業の例示には、「区分②」のヒアリング対象以外の事務事業も含まれていることに留意いただきたい。また課題解決の方向性も、個別の事務事業ではなく全市的な事務事業の運営を念頭に置いて記述している。

（ヒアリング調査を行った事務事業の「評価＜二次評価＞結果」については、巻末の「資料編」を参照。）

◎必要性

課題 1： 「市民の状況把握」が不足している

（課題と解決の方向性）

事務事業実施の背景となる「地域の課題」「市民のニーズ」や対象層の把握が、不足している事務事業がある。これらでは、なぜ事務事業が必要かその背景となる状況が的確に把握されていない。たとえば、国や都の制度によるサービス提供水準に武蔵野市が独自に上乘せしている場合には、既存制度のどこが不十分で、それが原因で誰がどの程度困っているのか明確に示されないと、事務事業の必要性は説明できない。

今後、市として、「市民のニーズ」「地域の課題」の再把握及びその説明に継続して努めることが必要不可欠である。財政力に恵まれている武蔵野市だからこそ、その把握のために一定の「コスト」を費やし（ヒアリング、統計分析等）、しっかりとしたニーズ・課題の把握を行うことが求められる。また、誰に対する事業か、その「対象層」を明確にすることも重要である。これらが明確にならない事務事業は、「必要性の低い」事業として、「廃止」の方向で検討することが必要である。

（該当する事務事業の例）

ヒアリング対象（区分②）	それ以外
<ul style="list-style-type: none">市民文化会館の管理運営（市民協働推進課）武蔵野市交流市町村協議会（交流事業課）小中学校パソコン教室管理及び情報ネットワーク回線使用事業（指導課）中近東文化センター寄附講座（生涯学習スポーツ課）	<ul style="list-style-type: none">地域情報コーナーの運営（市民協働推進課）青年の翼親善使節団派遣、友好都市への市民交流ツアー（交流事業課）

課題 2： 「行政の関与」の「必要性」や「範囲」の検討が不足している

（課題と解決の方向性）

市が「行政として関与する必要があるか」が、疑問の事務事業がある。また時代とともに、行政関与の必要性が低下（または変化）している例もある。さらに、行政が関与しても（した方が）良いケースと考えられるケースでも、市が「どこまでやるのか」「いつまで継続するのか」が明確にされていない例がある。

今後、個々の事務事業にて、現段階での「行政関与の必要性」の特定に努めることが、まず求められる。「市場で同様のサービスが提供されている場合」には、そこになぜ敢えて

市が行政として関わるのか、また複数の主体が関与している場合には、「市」と「他の主体」の役割分担を明確にすることが重要である。

このような検討の結果、「行政関与の必要性」が明確ではない場合は、「必要性の低い」事業として、「廃止」の方向で検討することが必要である。なお、「行政関与の必要性」が時限的な場合や流動的な場合には、事業実施の「期限」を設定して、その段階で継続の適否を改めて見直す仕組みを導入することが必要である。

(該当する事務事業の例)

ヒアリング対象 (区分②)	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> 国際オルガンコンクール、富士高原ファミリーロッジの管理運営、各種相談業務の実施 (市民協働推進課) 中高年齢者・障害者雇用創出事業 (人事課) 安全パトロール隊「ホワイティークル」、市民安全パトロール隊、つきまとい勧誘行為防止指導員「ブルーキャップ」 (安全対策課) 桜堤団地生ごみ資源化、ようこそ美しいまち推進事業 (喫煙マナーアップ) (ごみ総合対策課) 被生活保護世帯への入浴券支給 (法外援護) 事業 (生活福祉課) 生活支援ヘルパー派遣事業、食事サービス事業 (高齢者福祉課) 帰国・外国人児童・生徒の教育相談・支援事業 (教育支援課) 中近東文化センター企画展 (生涯学習スポーツ課) 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団家族慰安会 (防災課) アニメフェアイベント (吉祥寺地区商業活性化) 事業、耕地整備 (市民農園の管理運営) (生活経済課) 日本武蔵野センター (ルーマニア交流) 事業 (交流事業課) 長寿高齢者訪問 (敬老記念) 事業、サービス評価事業 (高齢者福祉課) 人間ドック事業 (保健推進課) 違法駐車防止指導 (交通対策課) 二俣尾・武蔵野市民の森 (緑化環境センター) 芸術文化講座 (生涯学習スポーツ課) 愛蔵書センター運営 (図書館)

課題 3： 事業の「真の目的」が曖昧である

(課題と解決の方向性)

事務事業を実施するこれまでの「経緯」(しがらみ) などによって、事務事業の真の目的が不明確になっている例がある。

長期にわたり継続して実施されている事務事業であっても、その必要性と目的は、常に明確でなければならない。様々な経緯により実施されている事務事業は、まず、全体的な経緯を表に出して市民に説明するか、もしくは、個々の事務事業として「(目的を) 明確に説明できる」ことが求められる。その上で、「市民のニーズ」「地域の課題」に照らして、事務事業の目的、方法が適切であるかを検討することが必要である。

このような検討の結果、必要性や目的が明確にならない場合には、「必要性の低い」事業として、「廃止」の方向での検討が求められる。すぐに「廃止」が困難な場合には、事業の「期限」を設定して、その段階で継続の適否を見直すことが重要である。

(該当する事務事業の例)

ヒアリング対象 (区分②)	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> CATVによる市政情報提供、コミュニティFMによる市政情報提供(広報課) 富士高原ファミリーロッジの管理運営、マイクロバス運行(市民協働推進課) シルバーシティブランの推進(高齢者福祉課) 中近東文化センター寄附講座、社会教育バス借上げ事業(生涯学習スポーツ課) 	<ul style="list-style-type: none"> 芸能劇場管理運営(市民協働推進課) 武蔵野農園(南砺市利賀村)維持管理事業(生活経済課) 福祉バス借上事業(障害者福祉課) むさしの・多摩・ハバロフスク協会運営、鳥取家族ふれあい自然体験事業(児童青少年課) 市民文化祭事業、音楽団体(市民交響楽団)育成事業(生涯学習スポーツ課)

課題4： 必要なのに「実施されにくい事業」がある

(課題と解決の方向性)

市内の明確な課題であり、かつ市民生活にとってニーズが明確であるにもかかわらず、「事業の性質」や市民からの「見えにくさ」などのために、積極的に実施されにくい事業がある。(維持管理など)

武蔵野市として、市民の「生活の質」の実質的な維持・向上こそが「武蔵野市らしさ」のある事業であると政策的に位置付けて、華やかさのない地味な事務事業にも(こそ)光を当てるべきである。市として、政策的なスタンス(現実的な投資計画等)を明確にすることが求められる。その上で、中長期を視野に入れた施設の維持管理及び大規模修繕に関する投資計画を策定することが求められる。

(該当する事務事業の例)

ヒアリング対象 (区分②)	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> 下水道維持管理事業(下水道課) 	<ul style="list-style-type: none"> クリーンセンター維持管理(クリーンセンター)

◎公平性

課題5： 市民の「負担」や「報酬」の考え方が曖昧である

(課題と解決の方向性)

受益者が限られている場合など、受益の負担金や使用料が求められる事務事業がある。また「受益者負担」に関して、定期的な見直しが行われて受益者負担率の原則が示されているが、料金設定には統一性を欠く例がある。逆に、市民参加(ボランティアなど)があ

る場合、市民の貢献が「有償か・無償か」という報酬の有無や「報酬額」に市の統一的な考え方がない。例えば、市民の間には類似の仕事を行っているにもかかわらず、市から委嘱を受けて報酬を受け取り仕事を行っている場合と市民団体の活動の一環としてボランティア（無償）で類似の仕事を行っている場合などに、不公平感がある状態となっている。

まず「受益者負担」について、その考え方及び算定方法を、武蔵野市として統一的に整理し、徹底することが求められる。また、「市民参加」に対する「市民への報酬」についても、武蔵野市としての考え方及び算定方法を、市として統一的に整理するとともに、市全体にその運用を徹底することが求められる。ただし、このような検討の前提として、「市民参加がある事業」「市民の役割」「参加者（他との重複参加の有無）」「報酬の有無・額」など、市民参加の実態を、早急に把握することが必要不可欠である。

（該当する事務事業の例）

ヒアリング対象（区分②）	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンターの管理運営、吉祥寺美術館の管理運営、マイクロバス運行（市民協働推進課） ・ 市民安全パトロール隊（安全対策課） ・ 桜堤団地生ごみ資源化、三駅前周辺清掃、ようこそ美しいまち推進事業（喫煙マナーアップ）（ごみ総合対策課） ・ 補助器具センター（高齢者福祉課） ・ 乳がん検診、子宮がん検診、歯科健診（保健推進課） ・ 0123 の管理運営（子ども家庭課） ・ 青少年問題協議会地区委員会活動（児童青少年課） ・ 社会教育バス借上げ事業（生涯学習スポーツ課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者モニター事業（生活経済課） ・ 武蔵野市ジュニア交流団派遣事業、青年の翼親善使節団派遣、友好都市への市民交流ツアー（交流事業課） ・ 戸籍・住民票・印鑑証明等発行（戸籍住民課） ・ 環境美化推進員、し尿処理事業（ごみ総合対策課） ・ レモンキャブ（高齢者・障害者移送サービス）事業（高齢者福祉課） ・ 健康づくり推進員（保健推進課） ・ 地域子ども館事業（子ども家庭課） ・ 有料自転車駐車場、利用登録自転車駐車場（交通対策課）

課題 6： 利用者の「実数」が把握されていない

（課題と解決の方向性）

行政サービスの利用者数などが「延人数」で計測されている事務事業が多く、何名の市民が受益しているのかその「実数」が把握されていない。その結果、サービス提供の適切性（＝公平性）の検討ができない状況にある。

利用者のある施設・サービスでは、（延人数に加えて）実数でも計測することが行政経営の基本であり、武蔵野市として徹底していくことが求められる。そのためには、市民が利用する施設の実態を整理したうえで、利用人数把握の方法を市として統一的に検討して整備することが重要である。なお、市外の利用者のあるものについては、市内/市外の別も計測しておくことが、公平性の観点からは望ましい。このような取り組みによって、市民が

サービスの受け手であると同時に納税者であることを、改めて認識する必要がある。
常に、市民にとって公平性の高いサービス提供が望まれる。

(該当する事務事業の例)

ヒアリング対象 (区分②)	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> 市民文化会館の管理運営、各種相談業務の実施 (市民協働推進課) 乳がん健診、子宮がん健診、歯科健診 (保健推進課) 	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進団体交流会 (市民協働推進課) 二俣尾・武蔵野市民の森 (緑化環境センター) 婦人バレーボール大会、市民陸上競技記録会、勤労者夜間水泳教室 (生涯学習スポーツ課)

課題 7: 「市民のメリット」が曖昧である

(課題と解決の方向性)

市外も含めて広域的に利用される施設・サービスに関して、「市民であること」の利点が不明確な例や、それらの市民への説明が不足している例がある。

今後、事務事業の目的に照らして、市民／市外利用者の位置付けについて、さらに市民利用者のメリット (利便性、利用料負担額) などについて、市として統一的に考え方を整理することが求められる。なお、このような検討を円滑にするために、「利用者調査」(アンケート、ヒアリング等) の実施を義務付けて、市民のニーズ、満足度を常に適切に把握する仕組みを構築することも重要と考える。

(該当する事務事業の例)

ヒアリング対象 (区分②)	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> 市民文化会館の管理運営、国際オルガンコンクール、吉祥寺美術館の管理運営 (市民協働推進課) 0123 施設管理運営 (子ども家庭課) 	<ul style="list-style-type: none"> 地域情報コーナーの運営 (市民協働推進課) 有料自転車駐車場、利用登録自転車駐車場 (交通対策課) 武蔵野プール (夏期の 10 円プール) (生涯学習スポーツ課)

◎有効性 (達成度)

課題 8: 事業の「結果・成果」や「目標」が曖昧で、マネジメントも不十分である

(課題と解決の方向性)

市民の関心が高いにもかかわらず、結果 (アウトプット) や成果 (アウトカム) が示されない事務事業や、「評価に馴染まない」と位置付けられる事務事業がある。また大半の事

務事業で、どこまで達成するかという「目標」や、それを測るための「指標（ものさし）」が設定されておらず、その効果を確認（＝評価）できない。これは、武蔵野市で全事務事業を対象とする行政評価制度がないことの帰結でもある。全般的に武蔵野市では、相対的に恵まれた財政状況を背景に、全国に先駆けて実施される事務事業が多くある中、それらの「マネジメント」（ニーズ把握、目標達成、PDCA、コスト管理など）については、あまり真剣ではないと見受けられる。

事務事業の予算要求に際してなど、担当課に目指す「結果」「成果」「目標」を明記させることが必要である。武蔵野市民に直接提供するサービスであるのに、「成果」を明確に示せていない事務事業は、そもそもの「必要性」に重大な問題がある。併せて、市職員の行政経営能力を涵養することも、必要不可欠である。なお、行政サービスのあり方につき、市民と市役所との「対話」を制度化することや、個別サービスに対する「利用者調査」などを義務付けていくことも重要な観点である。このような対応により、「市職員の考える武蔵野らしさ」と「市民が考える武蔵野らしさ」との間に齟齬が生じないようにしていくことが重要と考える。（この点に関し、「武蔵野市は、事務事業の必要性と有効性の検証の甘さについて、『武蔵野市らしさ』でお茶を濁しているのではないか」、との討議が委員会ではなされたことを付記したい。）

（該当する事務事業の例）

ヒアリング対象（区分②）	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> 安全パトロール隊「ホワイトイーグル」、市民安全パトロール隊、つきまとい勧誘行為防止指導員「ブルーキャップ」（安全対策課） 災害対策用備蓄品の整備、維持管理（防災課） 生活支援ヘルパー派遣事業、補助器具センター事業（高齢者福祉課） 	<ul style="list-style-type: none"> 廃食用油回収（ごみ総合対策課） 歯科医療連携推進事業（保健推進課） アニメフェアイベント（吉祥寺地区商業活性化）事業（生活経済課） 環境マネジメントシステム（環境政策課） 学校ビオトープ運営管理（緑化環境センター）
<p><ほとんどの事務事業に共通する課題> 目標・指標の曖昧さ</p>	

課題9： 事業の「目的と手段」の関係が不明確である

（課題と解決の方向性）

事務事業の予算配分（重点化）やその実施方法を見直すことで、より有効性が高まり、かつ効率性も確保できるような事務事業（群）が見受けられる。

個別の事務事業の視点からではなく、より上位の政策・施策の視点から、資源配分や実施方法を検討することが重要である。そのためには、適切な評価及びその結果による改善が可能となるように、目的と手段の関係を明確にした「施策体系」の構築が強く待たれる。その上で、目的に照らして実施手段、投入資源が適切であるかを検討できるようにするこ

とが求められる。また事務事業の実施方法については、これまで市の直営方式を得意としてきた武蔵野市ではあるが、今後は市民にとってより効果的・効率的な方法（外部委託、市民協働、等のアウトソーシング）の検討が求められる。

（該当する事務事業の例）

ヒアリング対象（区分②）	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報関係（季刊誌、CATV、FM）事業（広報課） ・ 生活安全対策（ホワイトイーグル、市民安全パトロール、ブルーキャップ）関係事業（安全対策課） ・ 太陽光発電設備・燃料電池コージェネレーションシステム等新エネルギー設備の設置（環境政策課） ・ 住宅耐震アドバイザー派遣事業（住宅対策課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ収集業務（ごみ総合対策課） ・ 敬老福祉の集い（敬老記念事業）（高齢者福祉課） ・ 公立保育園運営（保育課） ・ 東京都市町村民交通災害共済事業（交通対策課） ・ 住宅セミナー運営事業（住宅対策課） ・ 小学校給食（給食課） ・ 図書館の管理（図書館）

◎効率性（経済性）

課題 10： 類似事業の間の整理や調整が不足している

（課題と解決の方向性）

類似する他の事務事業との統合や、整合性の確保が求められる例がある。

類似する事務事業を、これまでの実施実績や実施主体の違いなどがあると容認するのではなく、常に「市民に何が必要なのか」の観点から検討を徹底することが不可欠である。また重複する部分がある事務事業については、「どちらかを止めたら」どうなるか（市民がどの程度困るのか）を検討することが求められる。そして予算査定の際にも、基本的に、「どちらかを廃止」する方針にて査定することが重要と考える。

（該当する事務事業の例）

ヒアリング対象（区分②）	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報関係（季刊誌、CATV、FM）事業（広報課） ・ 友愛訪問（高齢者福祉課） ・ セカンドスクール・プレセカンドスクール事業、移動教室事業（指導課） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑町防災職員住宅の運用（防災課） ・ むさしの・多摩・ハバロフスク協会運営（児童青少年課） ・ 家族介護支援事業（介護保険課） ・ どっきんどようび（児童サービス事業）（図書館）

課題 11： 市の支出内容の「根拠」が曖昧である

（課題と解決の方向性）

市が行政として負担している費用について、その合理性や根拠に乏しい例がある。

補助金・負担金の額について、その根拠を市民に公開して説明する制度が必要である。また、近隣市と類似事業のコスト比較やコスト情報の交換を行うなど、支出水準の妥当性を常に意識することが重要である。

(該当する事務事業の例)

ヒアリング対象 (区分②)	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳がん検診、子宮がん検診、歯科健診 (保健推進課) ・ 交通安全啓発事業 (交通対策課) ・ 指定樹木維持管理事業 (緑化環境センター) ・ むさしのブックスタート (図書館) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 永年勤続・退職者等の職員表彰 (人事課) ・ 市関連施設生ごみ資源化 (ごみ総合対策課) ・ 日本武蔵野センター (ルーマニア交流) 事業 (交流事業課) ・ 大信建物借上げ (市民社会福祉協議会・福祉公社用) (生活福祉課) ・ 二俣尾・武蔵野市民の森 (緑化環境センター) ・ 音楽団体 (市民交響楽団) 育成事業 (生涯学習スポーツ課)

◎その他

課題 12: 「市民参加」のしくみがマチマチである

(課題と解決の方向性)

事業展開への市民参加 (ニボランティアなど) が、それぞれの事業 (施策) で個別に実施されており、市としての一貫性ある (もしくはバランスのとれた) 取り組みになっていない。

上記課題 5 でも指摘するように、武蔵野市の事務事業に対する市民参加の実態を早急かつ正確に把握することが、まず求められる。その上で、行政運営における市民参加のあり方について、全体的かつ統一的な仕組みを構築することが重要である。特に、担い手である市民が、特定の市民に偏っている (と思われる) 点、及び高齢化している点に対して、市として具体的な対策を講じることが求められる。また既述のように、「市民参加」「市民への報酬」の考え方 (ルール) 及び報酬額の算定方法を、市として統一的に整理して徹底することも、必要不可欠の対応策である。

(該当する事務事業の例)

ヒアリング対象 (区分②)	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンターの管理運営 (市民協働推進課) ・ 青少年問題協議会地区委員会活動 (児童青少年課) ・ 友愛訪問 (敬老記念事業) (高齢者福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ラボック市ジュニア大使招へい事業 (交流事業課) ・ 民生・児童委員事業 (生活福祉課) ・ 市民大運動会 (生涯学習スポーツ課)

＜区分③＞ 各課は「現状どおり」と考えている事務事業 ～区分①・区分②以外

武蔵野市では、これまでも様々な計画などでアウトソーシングの推進が謳われてきているものの、全般的な進捗ははかばかしくない状況にある。

本委員会では、アウトソーシング（外部化）を民間委託だけではなく、民営化、指定管理者制度の導入、PFIの活用、市民協働の推進など広い範囲で考え、その効果については「政策目的の追求」「外部専門能力の調達」「経済合理性の追求」であると考えている。さらに、アウトソーシングは目的ではないが、有効な手段であるため、アウトソーシング適用の可否は十分に検討することが重要であると考えている。

そこで本委員会では、主として先進自治体の事例におけるアウトソーシングに関する取り組みや、業務改善の点において成果を挙げている事業の調査を行った。（先進自治体の事例については、巻末の「資料編」を参照。）そして、本市の事務事業のうち区分①、区分②以外の事務事業を「区分③」と分類をし、区分③の事務事業を中心に、その適用可能性の検討を行った。

その結果、個別事業のアウトソーシングの他に、より施策に近い上位の視点を取入れることや複数事業を束ねるなどのアウトソーシングの括りを見直すことで、より包括的な単位でのアウトソーシングを実施できる可能性を確認した。

本委員会では、次のような事業については、武蔵野市においても全体または一部においてアウトソーシングの導入が可能であり、それを通じた成果が期待できるものとする。

区分③を中心にアウトソーシングによる見直し対象事務事業の例

➤ 個別事業のアウトソーシングの事例：

窓口業務、滞納督促（自主納付の呼びかけ）、庁内共通庶務業務、コールセンター、資料室等の管理、メール便（庁内外）、保育園・学童クラブ、小学校給食／等

➤ 包括的な単位のアウトソーシングの事例：

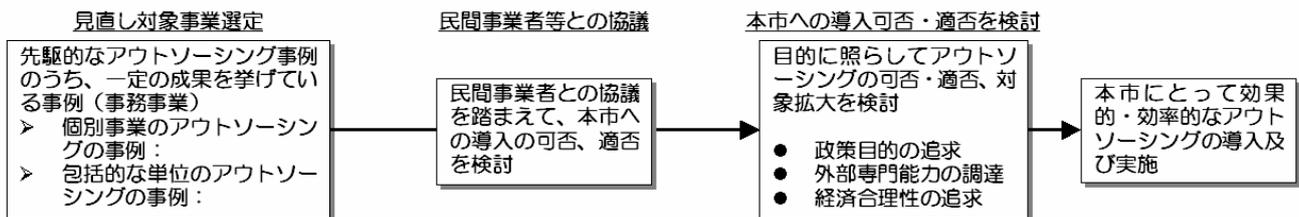
広報戦略の立案、職員研修、社会教育、各種パトロール（道路、公園、安全）、基幹系システム、直営施設の維持補修、自転車駐車場の管理、図書館の管理／等

アウトソーシングについては、各自治体の実情を踏まえて個別の適用可能性の検討が求められること、またその際に、検討段階から民間等の知恵を活用することによって、より高い成果が得られることが、広く確認されている。そのため、今後は下記図表のように、「武蔵野市では直営で実施されているものの、他市においては既にアウトソーシングが導入・

実施され一定の成果を挙げている事務事業」については、受け手として想定される民間の事業者等との協議・検討を経て、アウトソーシングの可否・適否を検討する枠組みを導入することが必要かつ重要となると、本委員会は考える。

なお、このような検討の際には、「経済合理性の追求」のみの視点にかたよらず、サービスを受けている市民の実情を十分勘案の上、丁寧な説明を行うことが肝要である。

区分③を中心にアウトソーシングによる事務事業の本格見直しの進め方



(2) 補助金

<補助金支出の問題点と見直しの方向性>

補助金支出の内容、決算額をもとに全体像・実績を整理した結果として、武蔵野市の補助金について確認された特徴を、以下に整理する。(個別の補助金のデータは巻末資料の「補助金等の調」を参照。)

- **補助開始から 30 年以上を経過している補助金が全体の約 2 割を占めている**
 - ・ 補助開始の時点から現在に至るまでの年数で整理すると、補助開始から 30 年以上を経過している補助金が全体の約 2 割を占めている。最も多いのは、10 年以上 30 年未満のもので、全体の 4 割を占めている。

補助開始から現在までの期間の整理

区分	件数	割合(%)
50 年以上	4	2.5
30 年以上 50 年未満	26	16.6
10 年以上 30 年未満	70	44.6
5 年以上 10 年未満	23	14.6
5 年未満	34	21.7
総合計	157	100.0

- **一般会計決算に占める補助金支出額の割合は、近年 5%前後であった**
 - ・ 一般会計決算における補助金支出額の割合は、過去 5 年間をみると、大よそ 4%台から 5%台で、支出総額は 25~30 億円であった。
- **目的別にみると民生費に関連する補助金額が多い**
 - ・ 補助金支出を目的別予算でみると、平成 12 年度以降においては、毎年度、民生費関連の支出がトップであった。続いて総務費、衛生費、での支出が多い傾向がある。
- **補助金支出上位 20 団体で全体支出の 7 割以上を占めている**
 - ・ 補助金支出額を団体別に整理すると、上位 20 位以内の団体への支出が全体の 7 割以上を占めていた。
- **運営費への補助が全体金額の 3 割以上を占めている**
 - ・ 補助金支出を内容別にみると、運営費への支出は 63 件で金額に換算すると全体の 35%

を占めていた。また、事業費及び運営費で構成されている補助金は、79 件で金額に換算すると全体の 23%を占めていた。

○ **個別の条例、規則により支出根拠が定められているのは 16 件であった**

- ・ 補助金の支出根拠について、個別の条例、規則により支出の目的や内容が定められているのは 16 件で、金額に換算すると全体の 29%であった。個別の要綱で定められているものは 219 件で、金額に換算すると全体の 78%であった。なお、左記に該当しないもの、すなわち支出の根拠が明確ではないもの（武蔵野市補助金等交付規則を根拠としている）は、44 件あり、金額に換算すると全体の 29%であった。

○ **終期・見直し期限が設定されている補助金は 5 件であった**

- ・ 補助金支出の根拠規定の有無に関わらず、終期・見直し期限が設定されている補助金は全体 157 件のうち 5 件であった。

○ **補助対象の事業や団体における補助金への依存率をみると 4 割が依存率 50%以上であった**

- ・ 補助対象の事業や団体の運営において、どの程度補助金に依存しているのか、依存率をみると 4 割が依存率 50%以上であった。

補助金依存率別の整理

区分	件数	割合(%)
100%以上	25	10.87
90%以上 100%未満	13	5.65
50%以上 90%未満	54	23.48
50%未満	138	60.00
総件数	230	100.00

○ **過去 5 カ年における補助金廃止件数は 25 件であった**

- ・ 補助金の廃止件数を年度別に整理すると、平成 14 年度以降、全体で 25 件であった。
- ・ 最も多い平成 17 年度は、指定管理者制度の実施に伴い、指定管理団体に対する補助金の支出を運営費委託に切り替えたことによる廃止が多かった、それ以外の年度において、廃止となるものは毎年、10 件以下であった。

補助金廃止の状況

平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	計
1	7	1	13		3	25

これらの主な特徴の整理から、武蔵野市における補助金支出の問題点は、おおよそ以下のような点に集約される。

武蔵野市の補助金支出の問題点

- ① 補助金支出の長期化に伴い、形骸化しているものがあるのではないか。その結果として、補助事業や補助金交付団体において、補助金に過度に依存している体質が醸成されているのではないか。あるいは、そのことが既得権化しているのではないか。また、真に必要な対象に対して補助がなされていないのではないか。
- ② 特定団体への補助金支出が多いことの妥当性が分かりにくい。
- ③ 上記の原因の一つとして、補助金支出に関する基準が明確にされていないことがあるのではないか。また、評価や見直しの仕組みがないことも原因の一つではないか。

これらを踏まえて、今後の武蔵野市における補助金支出の課題解決に向けて、以下のような方向性の取組みを早急を実施することを前提に、実務的な検討に着手することが必要かつ重要である。（以下は、補助金行政の見直しの方向性の抜粋。全体像は、巻末の「資料編」を参照。）

武蔵野市の補助金行政の見直しの方向性（抜粋）

- 補助金交付基準の制定
 - ・ 『補助期間』『補助率』『補助対象経費』『評価方法』『実績報告』などについて市としての基本的な考え方や統一的基準を整備すること。
- 補助金見直しの本格実施
 - ・ 『補助金見直し基準』を設定して、現在の補助金支出の評価を行なうこと。
- 補助金支出に関する評価の仕組みの導入
 - ・ 補助金評価の枠組みを早急に検討すること。
- 公募型補助金の導入枠拡大
 - ・ 可能な限り「公募型補助金」の枠の拡大を検討すること。
- 補助金支出に対するチェック機関として第三者委員会を設置
 - ・ 『補助金支出の状況を少なくとも事後的に審査する第三者機関を設置』し、支出の状況、内容について定期的にチェックする仕組みを導入すること。

＜補助金見直し基準の検討＞

本委員会では、補助金支出の見直し基準検討の際には、事務事業の見直しと同様に「必要性」「公平性」「有効性」「効率性」の各視点を取入れることが必要と判断した。加えて補助金支出は、費用負担の一部又は全部を公費により賄うことから、その負担割合や額についての内容に関する「妥当性」については、より重点的な精査が求められると考える。また、支出された補助金が目的やルールに従い適切に支出又は管理され、それらがきちんと公表されるなどの「説明責任」が果たされることも求められる。（見直し基準検討の詳細については、巻末の「資料編」を参照。）

補助金見直し基準の構成と考え方

- ・ まず、補助金支出それ自体が必要かつ適切であるのかを「必要性」「公平性」の視点から評価する
- ・ 次に、必要かつ適切と評価された補助金が有効かつ効率的に執行がなされているのかを「有効性」「妥当性」「効率性」「説明責任」の視点から評価する

補助金見直し基準案

補助金交付対象の区分

◎必要性

- ・ 事業目的は公益に資するものか。（地域・市民にとっての課題・ニーズの解決に資するか）
- ・ 事業（補助）の目的、目標、期限は明確か。
- ・ 創設から時間が経過しているものは、引き続き前提となる行政ニーズは確認されるか。
- ・ 市が関与・支援すべきものか。（市が関与・支援しなければ、どうなるのか）
- ・ 市の政策目的と整合するものか。
- ・ 補助対象（事業・組織）への経済的支援（支出）は、真に必要なものか。（経済的支援がなければどうなるのか／対象となっている団体・個人の自助努力は確認できるか）

◎公平性

- ・ 事業（補助）の実施により、特定の市民、団体のみではなく、不特定多数の市民に対して効果が及んでいるか。
- ・ 特定事業・団体、個人等への補助の場合、結果として、支援対象の事業、団体の活動を過度に助長・奨励するものになっていないか。また、複数事業・団体、個人等への補助の場合、補助金の申請・審査のプロセスが開かれているか。

補助金実施状況の区分

◎有効性

- ・ 事業（補助）の目的、目標への貢献、達成の状況は客観かつ明確か。

◎妥当性

- ・ 市の支援・負担の割合、支援内容（対象経費）は、合理的かつ妥当といえるか。
- ・ 一人当たりに換算した支援の額は、類似事業や社会通念と比較して妥当といえるか。

◎効率性

- ・ （行政関与の必要性を前提として）補助以外の方法によって同じ効果が実現・達成できないか。（補助金額に見合う効果が期待できるか／同一目的を持つ他の事業と統合できないか）
- ・ 事業（補助）の目的、目標への貢献、達成の状況を踏まえて、改善・工夫の余地は無いか。（団体への補助においては、当該支援対象事業に関する経費において、経常的に剰余金が発生していないか。また、継続的な補助金支出を通じて過度の資産が形成されていないか。）

◎説明責任

- ・ 補助対象となった経費の支出状況（決算）は、広く公表されているか。
- ・ 事業の目的、内容、手続き（要綱）などは広く公表されているか。
- ・ 事業（補助）の効果は、広く公表されているか。

<補助金見直し基準による見直しの試行及び全体動向を踏まえた論点>

本委員会では、このような補助金見直し基準の案に基づいて、一部の補助金をサンプルとした評価の試行を行なった。その結果、限定的な見直しであるが、事務事業の見直しと同様に多くの課題（計 11 項目）が明らかになった。また、その一部は事務事業の見直しを通じて確認された課題に共通しており、他方で補助金に特有の問題点も確認された。

これら課題が生じる主な要因について、事務事業と同様のものもあると考えられるが、補助金の性質に関わる要因としては、「既得権化しやすい」という特性を踏まえた工夫（支出ルールや、執行プロセスにおける透明性向上などの点での制度面・運用面での配慮）がなされてこなかった、という点に帰結するのではないかと考えられる。

以下、武蔵野市の補助金支出の具体的な課題とその解決に向けての方向性を、評価の視点に沿って整理する。

◎必要性

課題 1： 長期に継続している補助金には、社会情勢等の変化により、現在では補助の目的、内容等が適切でなくなり、その結果、補助金支出の効果が薄れてきたものもある。

（課題解決の方向性）

これまで補助金の見直しが本格的に実施されていないことから、少なくとも補助金の創設から 20 年以上が経過しているものは、内容や規模に関わらず全て、その支出の背景となる「市民のニーズ」「地域の課題」を再把握して、補助金支出の有効性を説明すべきである。

(現在の) 市民のニーズや地域の課題が明確ではない場合、「必要性の低い」補助事業として、「廃止」の方向で検討すべきである。また、補助要綱などの個別の根拠が明確できないもので、補助金支出の必要性が確認される場合には、早急に整備すべきである。

課題 2： 市が関与・実施すべき事業かについては、検討すべきものもある。

(課題解決の方向性)

まず、補助について、支出の背景・目的になっている「市民のニーズ」「地域の課題」を再把握して、それを客観的に示すことが求められる。その上で、その充足・解決の手段として補助事業者或いは補助金支出の対象になっている団体又は個人への支援が有効であることを説明する必要がある。これらが明確ではない場合、「必要性の低い」事業として、「廃止」の方向で検討すべきである。

課題 3： 財政援助出資団体への支出は、今後特別視しない。

(課題解決の方向性)

財政援助出資団体は、これまで市の政策を実施する上で必要かつ重要な役割を果たしてきたが、今日では「指定管理者制度の実施」や「公共サービスの提供・実施を担える民間事業者の増加」などの環境変化がある。それを踏まえ、当該団体への支援についての意義・目的を再整理する必要がある。毎年度、運営状況についてはヒアリングを実施し、指導を行っているが、公益法人改革への対応を含めて市の基本的な方針を別に定める必要がある。

◎公平性

課題 4： 特定団体への補助金支出の件数・金額が集中していることによって、結果として補助を受けている団体と受けていない団体との間に公平性に違いが生じている。

(課題解決の方向性)

市から複数の補助金交付を受けている団体の補助金は、全て個別ではなく全体として捉えて評価・調査する必要がある。その上で、当該団体への支援が社会通念に照らして過度ではないか、また結果として補助金を受けていない団体等との間に不公平が生じていないかを確認する必要がある。この点に関し、補助金支出の内容、状況についての内部審査の他に、定期的に第三者による審査を実施することが有効である。

◎有効性

課題 5： 補助事業の成果を計るための仕組みや基準が整備されておらず。補助金支出の

有効性を評価することが困難である。また、事業の成果について、事業報告からは不明なものがある。

(課題解決の方向性)

予算要求の際に、「結果」「成果」を明記させるべきである。市民に直接提供するサービスにて成果が示せないものは、そもそも「必要性」に重大な問題がある。また、予算要求の段階からの評価を前提とした補助金評価の枠組みを、別途に検討・導入する必要がある。

課題 6： 団体運営補助については、補助する団体そのものの評価が行われていない。

(課題解決の方向性)

運営費補助は、特定団体そのものを支援するものであり、補助金の内容や採否等によっては団体の存続に影響することから、市が政策を実施する手段として運営費を補助する際には、事業費補助以上に慎重な評価と判断が求められる。運営費補助金は一度交付が決定されると見直しや廃止が行われにくいため、補助期間、補助率、補助内容（対象）について、ルール化することが求められる。その上で、団体への補助の有効性を評価するために、団体そのものの評価を行う必要がある。また、説明責任確保のために、団体への支援内容及びその実績、成果について積極的に公表する枠組みを導入し、支出の透明性をより高めることが求められる。

◎妥当性

課題 7： 当初は負担割合等が明白であったかもしれないが、市の負担内容・割合について明確に説明できないものがあり、また、数年に亘って同額を交付しているものもある。

(課題解決の方向性)

補助事業、団体に対する負担割合及び補助額について、個別の補助金ごとに「補助対象事業費或いは運営費の全体額」「補助金が占める割合とその理由」を調査して、個々に適正な負担割合を検討する必要がある。その上で、負担割合に関する統一的な方針について整理すべきである。その際、事業補助、団体補助に関わりなく、「補助」の趣旨に鑑みると、市の負担分として 50%の枠を超えないことが原則として望ましい。なお、補助金支出の内容、状況についての内部審査の他に、第三者による審査を実施することが望ましい。

課題 8： 補助率が 50%を超えている団体が 40%を占めている。

(課題解決の方向性)

補助率が 50%を超える団体は、補助金依存の事業運営に陥っている可能性が高いことか

ら至急に個別に審査を行なって、その必要性、必然性を再整理することが重要である。また個別の審査結果を踏まえて、まず補助率が50%を超える場合に認められる理由を限定列挙して、その上でその理由が合理的であるか、妥当な内容・判断であるかを検証することが求められる。なお上記と同様に、補助金支出の内容、状況についての内部審査の他に、第三者による審査を実施することが望ましい。

◎効率性

課題 9： 補助金支出の目的は確認できるが、対象団体において剰余金が生じているなど、補助金を支出する必要性が低いものがある。

（課題解決の方向性）

補助金を通じた支援の必要性が低く、財政力のある団体への補助は、補助の必要性も視野に入れて再検討する必要がある。また、市が本来行うべき事業に対する補助、市の政策を推進する上で一定の協力・役割を果たしている事業への補助は、補助以外の方法によってより効果的・効率的にできないかを再検討すべきである（補助金ではなくより契約関係が明確で競争的な調達が可能な委託に）。

◎説明責任

課題 10： 補助金支出を裏付ける実績報告書の確認について、全ての補助金について個別・詳細に行われていない。また、同一の団体で、複数の補助金の交付を受けていても、決算については、全体のもので、個別の事業についての収支が不明なものがある。

（課題解決の方向性）

実績報告書は、主管課における内容の審査及び情報公開を徹底することが求められる。また、必要に応じて、統一的な経理規定の整備についても検討すべきである。

課題 11： 予算区分上、補助金支出ではなく事業費として予算計上すべきものがある。

（課題解決の方向性）

補助金支出として予算計上しているもののうち、本来の性質からは、事業費として予算計上して、毎年度の予算編成にて一般の事業費と同様に個別に支出の適切性をチェックすべきものは、至急、予経費支出区分、内容を見直す必要がある。この点につき、「必要性」とも関連して、武蔵野市には、「市民が自発的に行う活動に対して補助するというより、補助金を交付するので市民が活動する側面がある」という委員会での指摘を十分に踏まえ、解決方策を探るべきである。実質的な活動・責任主体は、常に明確にでなければならない。

委員長談話

武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会

委員長 佐々木 信夫

1 年間に及んだ当該委員会の「最終報告」に加え今後の市政に若干所感を述べておきたい。

平成 12 年 4 月の地方分権一括法の施行により、自治体のあり方が原理的に変更されている。各自治体は、各省大臣の地方機関として公選首長を位置付け、自治体業務の多くを機関委任事務の執行に費やしてきた下請け的自治体から解放され、法的にも国が上級官庁で自治体が下級官庁として国の包括的な指揮監督に従わざるを得なかった立場からも開放された。

国と地方が対等協力の関係に置き換わり、多くが自治事務となり自己決定・自己責任を原則とする経営原理が作動する自治環境へと変化している。換言すれば、自治体の裁量権が大幅に拡大したことで、各自治体は成功の自由も失敗の自由も手に入れたことになる。

これまで武蔵野市は、わが国の先端行政の発信地として豊かな財源とアイデアをもとに様々な先端政策を開発し、それを実践することで全国自治体への政策波及を通じたリーダー役を果たしてきた。この努力はこれまでも社会的に高く評価されてきたところである。

だが現在、分権時代で変化した自治体環境を充分生かした経営戦略が確立しているかという点になると、以前からの惰性もあり、いまだ明確な戦略指針が見えないように思われる。市民を顧客と見るニュー・パブリック・マネジメント（NPM）の考え方すら充分浸透しておらず、なおかつそれを超えて、自治体を地域経営の戦略本部と位置付け、市民や NPO、民間企業など多様な主体と協働して自治体を運営する「新たな公共空間」の形成への営みは遅々としているように思われる。市長交代を契機とする市政刷新への期待はここにある。

これからの自治体経営は、財政状況の良し悪しに関わらず、自治体運営を持続可能とし、自治体を地域経営の戦略本部としていくための様々な改革が必要であり、地域の多様な主体と自治体が協働することで「新しい公共空間」を形成していく必要がある。今後の武蔵野市の市政運営の基本理念はここにあるのではないか。そのためには、単に減量型行革に終始するとか、既存の事務事業、補助金等の見直しに止まらず、時代に即応したニューポリシーの開発や各分野での市民満足度の向上、さらに多様な主体と協働して公共サービスを提供する仕組み「公共の新たな武蔵野方式」を構築していく必要がある。

こうした新しい公共空間の形成をめざし、自治体経営を刷新していくには、「行政と市民との関係を変える」と「行政内部を変える」ことが重要となる。前者の観点から「地域協働」と「行政活動の多元化」（アウトソーシングの拡大など）の改革が、また後者の観点から「組織・マネジメント」と「人事管理」の刷新が改革の道筋として見えてこよう。

いずれにせよ、歴史上、「市民参加の市政」から「先端政策の市政」へステップ・アップしてきた武蔵野市政の流れをさらに昇華させ、「新たな公共空間を担う政策官庁」となれる市政への改革が今後喫緊の課題ではないかと考える。それには市民の参画はもとより、市政改革に向けた市長の一層強いリーダーシップの発揮と政策スタッフである職員のプロとしての一層の奮起が望まれる。

平成 19 年 11 月

資料編

資料編目次

(1)「事務事業・補助金見直し委員会」関連資料.....63

- ◆ 事務事業・補助金見直し委員会設置要綱.....63
- ◆ 事務事業・補助金見直し庁内検討チーム設置要綱.....64
- ◆ 事務事業・補助金見直し委員会委員名簿.....65
- ◆ 事務事業・補助金見直し委員会・作業部会委員名簿.....65
- ◆ 事務事業・補助金見直し委員会における協議の経緯.....66

(2)「第2部 各論：点検・見直しの進め方と個別具体的改革」補足資料.....68

- ◆ 見直しの視点に関する補足説明.....68
- ◆ <区分①>各課の自己評価により見直しが必要とされた事務事業の評価結果...73
- ◆ <区分②>ヒアリング対象（自治事務・非法定から選定した事務事業）の評価結果...87
- ◆ <区分③>先進自治体のアウトソーシング事例.....96
- ◆ 補助金の問題点、及び見直し基準に関する補足説明.....98
- ◆ 補助金等の調.....100

(1)「事務事業・補助金見直し委員会」関連資料

◆ 武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が行う全ての事務事業及び補助金（以下「事務事業等」という。）について、徹底した見直しを行うため、武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査し、及び検討し、その結果を市長に報告する。

- (1) 事務事業の見直しに関すること。
- (2) 補助金の見直しに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験を有する委員4人及び公募により選出された市民委員2人で組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員長は互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第4条 委員会の設置期間は、第2条の規定による報告を行う日までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策室企画調整課及び財務部財政課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年8月6日から施行する。

◆ 武蔵野市事務事業・補助金見直し庁内検討チーム設置要綱

(設置)

第1条 市が行う全ての事務事業及び補助金（以下「事務事業等」という。）について、徹底した見直しを行うため、武蔵野市事務事業・補助金見直し庁内検討チーム（以下「チーム」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 チームは、次に掲げる事項について調査し、及び検討し、その結果を市長が別に定める武蔵野市事務事業・補助金見直し検討委員会（以下「委員会」という。）に報告する。

- (1) 事務事業の見直しに関すること。
- (2) 補助金の見直しに関すること。

(組織)

第3条 チームは、別表に掲げる委員で組織し、市長が任命する。

2 チームに座長1人及び副座長2人を置き、座長は企画調整課長の職にある者を、副座長は企画調整課副参事及び財政課長の職にある者をもって充てる。

3 座長は、会務を総括し、チームを代表する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第4条 チームの設置期間は、委員会の解散の日までとする。

(会議)

第5条 チームの会議は、必要に応じて座長が招集する。

2 チームが必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 チームの庶務は、企画政策室企画調整課が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、チームについて必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年8月6日から施行する。

別表（第3条関係）

略

- ◆ 武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会委員名簿
- ◆ 武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会・作業部会委員名簿

武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会委員名簿

役職	氏名	肩書き
委員長	佐々木 信夫	中央大学経済学部教授
副委員長	小木 佳苗	弁護士
委員	宗和 暢之	監査法人トーマツパブリックセクター部パートナー
委員	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部准教授
委員	高木 一彦	公募市民委員
委員	松村 勝人	公募市民委員

武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会・作業部会委員名簿

役職	氏名	肩書き
委員	宗和 暢之	監査法人トーマツパブリックセクター部パートナー
委員	土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部准教授
委員	高木 一彦	公募市民委員
委員	松村 勝人	公募市民委員
シンクタンク	荒川 潤	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 公共経営・公共政策部長 主任研究員
シンクタンク	左近 靖博	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 公共経営・公共政策部 主任研究員

◆ 武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会における協議の経緯

本委員会及び作業部会は、平成 18 年 10 月から平成 19 年 11 月までの期間において、本委員会 8 回、作業部会 6 回の延べ 14 回の会議を開催した。また、5 日間にわたり事務事業のヒアリング調査を行った。

協議の経緯

＜本委員会等＞

回	開催日	内 容
1	平成 18 年 10 月 6 日	委嘱状交付、市長挨拶、正副委員長選出、財政状況の説明、現在までの行財政改革の取り組み等
2	11 月 21 日	委員会の進め方、他自治体における先進的な取り組み説明、類似団体との比較等
3	平成 19 年 1 月 24 日	市民のニーズ説明、事務事業見直しの対象及び視点、アウトソーシングの先進事例等
4	2 月 26 日	事務事業・補助金見直しに対する市長の考え方、今後の委員会の運営方法、補助金の概要及び整理方法等
5	6 月 13 日	第一・二・三回作業部会の報告、補助金の推移について
6	8 月 8 日	第四・五回作業部会の報告、中長期の財政見通し、委員会提言の骨子について等
7	10 月 25 日	第六回作業部会の報告、市民意識調査結果について、報告書案の検討等
8	11 月 8 日	報告書案の検討
—	11 月 20 日	市長への答申

＜作業部会等＞

回	開催日	内 容
1	平成 19 年 4 月 4 日	作業部会の進め方、事務事業の見直しの進め方、自己評価に基づく事務事業見直し結果等
2	4 月 23 日	選定した事務事業のヒアリング調査・二次評価方法、補助金の特徴、傾向、見直しの進め方、現行補助制度の問題点と課題等
—	5 月 21 日 ～5 月 30 日	自治事務・非法定事務のヒアリング調査(25 課 58 事業)

回	開催日	内 容
3	5月30日	事務事業ヒアリング調査結果（速報）、補助金の類型・評価・見直し基準について等
4	6月27日	ヒアリングした事務事業の二次評価結果、事務事業見直しの論点整理、アウトソーシング適用可能性の検討等
5	7月25日	事務事業、補助金の論点整理のまとめ、補助金見直しを踏まえた今後の対応策、武蔵野市行財政集中改革プラン取組状況等
6	10月5日	残された課題の整理（イベント・交流事業、有償ボランティア等の検証）、市民意識調査結果について、報告書原案の検討等

(2)「第2部 各論：点検・見直しの進め方と個別具体的改革」補足資料

◆ 見直しの視点に関する補足説明

＜事務事業の点検・見直しの視点＞：区分①～③の分類について

本委員会は、各課における自己点検・自己評価に「現状どおり(783)」「評価対象外(260)」とされた事業を性質別に整理するために、以下のような事業種別に整理した。その上で、市が裁量的に行っている範囲が大きいと思われる「自治事務(非法定)」のうち、事業金額が大きいものを中心に、これらを「区分②」とした。また、その他の事業種別については、全体的に「区分③」とした。

事業の性質分類による事業種別

事業種別	説明
法定受託事務	<ul style="list-style-type: none"> 法律又は政令により市町村等が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又は政令で定めるもの（第一号法定受託事務） 法律又は政令により市町村等が処理することとされる事務のうち、都道府県が本来果たすべき役割に係るものであって、都道府県において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又は政令で定めるもの（第二号法定受託事務）
自治事務（法定）	<ul style="list-style-type: none"> 市町村が処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもので、法律に基づき事務を行っているもの。
自治事務（非法定）	<ul style="list-style-type: none"> 自治事務のうち、法律に基づかずに事務を行っているもの。
内部事務Ⅰ	<ul style="list-style-type: none"> 単独の課内の人件費や庶務的な経費
内部事務Ⅱ	<ul style="list-style-type: none"> 内部事務のうち、市の組織全体の企画・立案・財務・総務・人事等の経費
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度の新規事業、特別会計への繰出金、その他区分がし難いもの等

自治事務（非法定）に区分された事業種別（件数・金額）

類型	結果			
	件数	割合	予算額	割合
a イベント・交流事業	37	9.0%	28,457	0.3%
b 市民サービス事業	10	2.4%	49,778	0.5%
c 市民サービス事業（保健・福祉）	76	18.4%	769,043	7.6%
d 市民サービス事業（教育）	29	7.0%	314,457	3.1%
e 地域環境・安全事業	33	8.0%	437,805	4.3%
f コミュニティ支援事業	7	1.7%	53,936	0.5%
g 広報・広聴事業	26	6.3%	184,568	1.8%
h 施設建設・維持管理事業	44	10.7%	3,452,801	34.2%
i 防災事業	7	1.7%	144,286	1.4%
j 市政運営関係（公証、表彰を含む）	24	5.8%	457,954	4.5%
k その他政策的事業	9	2.2%	445,943	4.4%
各種補助金・給付金	111	26.9%	3,758,192	37.2%
合計	413		10,097,220	

* 事務事業の件数・予算額は平成 18 年度の当初予算額により整理した。

＜事務事業の点検・見直しの視点＞ ：区分①における見直しの視点

区分①の見直しの視点（各課による自己評価も同じ視点を採用）

視点	評価の視点	見直しの方向
達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の目的に対する達成状況はどうか。 ・設定した目標値に対する達成状況はどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・達成できなかった要因を分析する。 ・目標値の設定は妥当であったか検討する。 ・手段を変えることにより、より成果を向上させることはできないか検討する。
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・最も効果的・効率的な方法で事業が実施されているか。コスト削減の余地はないか。 ・民間やNPOに任せることにより更に効率的な事業展開ができないか。 ・受益と負担のバランスは見合っているか。 ・他の部・課で実施している同一目的の類似事業との統合はできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストの削減方法を検討する。 ・民間やNPOに任せられた場合のコスト比較を行なう。 ・利用者ニーズ調査などを実施する。
必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業開始当初の役割が終わっていないか。 ・すでに事業目的は十分に達成しており、見直しが必要な事業ではないか。 ・時代や市民ニーズを適切に踏まえているか。 ・市が実施すべき事業か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の廃止を含めて検討する。 ・利用者ニーズ調査などを実施する。
公平性	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料、利用料等の負担が妥当か。 ・サービスの提供方法が市民の利便性に配慮されているか。 ・サービスの質は対象者の満足を得るのに適切な水準か。 ・サービスを利用できる機会が公平にあるか。 ・情報公開が十分にされているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他自治体と比較する。 ・利用者満足度調査などを実施する。

＜事務事業の点検・見直しの視点＞ ：区分②における見直しの視点

区分②の見直しでは、各課の自己評価において、「現状どおり」と判断された事業を対象に見直しを行なうことから、より詳細かつ厳格な視点からの評価を行なうことが妥当と考えて、以下のような方針を踏まえて上記（区分①）の評価の視点を修正することとした。

区分②の見直しに際して踏まえるべきと判断した点

◎ゼロ・ベースの視点

- ・ 重要なことは、「ゼロ・ベース」の視点に立って見直すこと。

◎「必要性」「公平性」の視点を重視

- ・ まずは事業の「必要性」を検討し、必要であると判断された場合、事業の実施方法等を検討すべき。
- ・ 長年継続しているイベント等についてはリピーター参加者が多いことから、事業の「必要性」の他にも「公平性」が確保されているかも重要。すなわち、「必要性」「公平性」の視点で事業を見直すべき。

◎複数視点から事業を見直し

- ・ 評価の結果によって直ちに方向性を判断すべきではなく、複数の視点からの評価を通じて、個別に検討すべき。

◎代替手段検討の視点

- ・ 仮に事業の必要性、公平性が満たされていたとしても、他の代替手段があり、それらによって目的、目標を実現・達成できるのであれば、そのような視点からも見直せるのではないかと検討すべき。

◎比較可能な視点

- ・ イベント等の効果は把握しにくいですが、例えば、利用者一人あたりのコスト順に事業を並べ、見直す方法も考えるべき。

◎武蔵野市独自の取組みは前向きに評価

- ・ 他市との横並びはあまり意識する必要はなく、事業の見直しは、あくまで武蔵野市の考え方、判断基準に基づいて実施すべき。

このような方針を踏まえて本委員会では、区分②の見直しでは、より実務的な観点から詳細に情報収集が必要であると判断して、下記の視点を基に、108 の対象事務事業の中から25課58の事務事業を選定し、担当課職員に対するヒアリング調査を行ない、その結果を踏まえて討議を行なった。

区分②の評価の視点

	評価の視点
必要性	・市民ニーズや地域の課題は明確に把握されているか（地域・市民の課題・ニーズについて「客観的」に説明がなされているか）。 —事業開始当初の役割が終わっていないか。 —すでに事業目的は十分に達成しており、見直しが必要な事業ではないか。
	・市が実施すべき事業か（市が実施しなければ、誰がどう困るのか。）。
	・市の政策目的と整合するものか。（武蔵野市ならではの点はどこにあるか）
	・事業の目的、目標は、明確か。
公平性	・サービスを利用できる機会が公平にあるか。
	・利益は市民・対象層に広く浸透しているか（結果として、一部の特定層の利益になっていないか）。
	・手数料、利用料等の負担が妥当か（受益と負担のバランスは見合っているか）。
	・サービスの提供方法が市民の利便性に配慮されているか。
有効性 (達成度)	・事業の成果の進捗を測るための評価の仕組みは取入れられているか。
	・事務事業の目的、設定した目標値に対する達成状況はどうか（地域・市民の課題は解決したか・解決に向けて貢献しているか）。
	・サービスの内容、質は対象者の満足を得るのに適切な水準か。
	・事業実施の成果、課題、方向性などについて、市自らが市民・利用者に対して積極的に説明をしているか。
効率性 (経済性)	・他の部・課で実施している同一目的の類似事業との統合はできないか。
	・民間やNPOに任せることにより更に効率的な事業展開ができないか。
	・（現行方式を踏襲する際には）最も効果的・効率的な方法、内容で事業が実施されているか。コスト削減の余地はないか。
	・一人当たりに換算した事業経費は、類似事業や社会通念と比較して妥当といえるか。

〈区分①〉各課の自己評価により見直しが必要とされた事務事業の評価結果

各課が事務事業に関する自己点検・自己評価を行った結果、自ら「見直しが必要」と判断（一次評価）した事務事業について、企画調整課と財政課による事務事業・補助金見直し庁内検討チームが二次評価を行った結果を掲載する。なお、網掛けした事務事業は「緊急提言」として例示したものである。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し理由	見直し検討チーム評価	
1	企画調整室 企画調整課	中期行財政運営対策本部	市政を取り巻く社会状況の変化に対応し、健全な行財政運営を推進するため設置する。昨年度は、「第二次武蔵野市行財政改革を推進するための基本方針」作成時と、「組織・定数調整」時に開催している。	—	○	○	△	○	統廃合	統廃合	—	平成18年度中に、中期行財政運営対策本部のあり方を検証する。その上で、中期行財政運営対策本部を廃止し、主管者会議に機能を移管する等の見直し方法を検討する。
2	企画調整室 企画調整課	主要事業の指定	長期計画に基づく事業計画書や予算概算要求計画書により決定された事業等のうち、市長が指定した事業を主要事業とし、年度当初に作成する執行計画表に基づき、毎月執行状況報告書を提出し、進捗を管理する。	—	○	○	○	○	統廃合	統廃合	—	事務の効率化を図るため、主要事業の指定は廃止し、各部の主要取組(部の目標)に統合することを検討する必要がある。
3	企画調整室 企画調整課	新成人への市政資料提供	新成人に市政への関心及び参加を促進するため、市政情報に関する資料を郵送する。 対象者 1,600人	734	△	×	○	×	廃・休止	廃・休止	△734	新成人にだけ資料を送付することは公平性の観点からも疑問があるため、事業の廃止を検討する。なお、新成人への情報提供を行うのであれば、成人式において資料を配布することを検討し、事業の効率化を図ることが必要である。
4	企画調整室 企画調整課	職員提案制度	昭和33年に制定された「武蔵野市業務改善提案制度規程」を見直し、気軽に提案できる制度に改善し、職員の意識向上を図り、行政の効率化や市民サービスの向上に資する。	—	×	×	○	○	その他	その他(あり方検討)	—	先進自治体等の調査を行い、本市にあった制度となるよう、現在の規程を改正し、制度を再構築する。
5	企画調整室 企画調整課 歴史資料館	歴史資料展の開催	開館に向けた歴史資料館活動として、公開可能な歴史資料を使った企画展示を行っている。生涯学習スポーツ課と連携して、平成17年度から年1回実施している。	510	○	△	○	○	廃・休止	廃・休止	△510	歴史資料館の建設を前提として企画調整課が主体となつて行う歴史資料展については、調整計画策定まで凍結したい。ただし歴史資料の展示そのものについては、生涯学習スポーツ課で生涯学習・文化財事業として実施していくことになる。平成19年度は生涯学習スポーツ課が市制60周年事業として、武蔵野市の歴史展を開催する。
6	企画調整室 広報課	政策広報ポスター	視察者などへの対応のため市の政策的事業を紹介するポスターを作成。図書館ホームページでも公開。	1,260	○	△	△	△	廃・休止	廃・休止	△1,260	取り上げる施策が一巡し、一定の成果をあげたと考えられるため休止する。
7	企画政策室 市民活動センター(市民協働推進課)	市民活動事業の実施	各事業の個別計画策定や方向性を検討する際の基礎資料とするため、市民の意見・意識等を広く聴くアンケートを2回程度実施。 対象者 1調査ごとに500人程度	328	△	△	○	△	委託化	統廃合・委託化	△328	市政モニター事業は平成18年度末にて廃止する。平成19年度からは、必要に応じて各課で調査を実施することとする。
8	企画政策室 市民活動センター(市民協働推進課)	地域情報コーナー管理運営	市民が自ら情報を提供できる場として、また双方向で情報を交換できる場を提供し、豊かな市民生活の形成に寄与する。	13,739	△	△	△	○	その他	その他(あり方検討)	—	イベントスペースとしての利用は年々増加しているが、地域の活性化につながる活気あるイベントが少ないので、地域情報の枠にとらわれず、吉祥寺の商業の活性化も視野にいれ関係各課で施設のあり方について検討し、平成19年3月までに一定の方向性を出したい。

事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果				二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チームの評価	
9	企画政策室 市民活動センター(市民協働推進課)	地域情報システム	地域情報を投稿・閲覧できることで、地域における市民同士の情報交換の活性化を目指すことを目的としている。	9,678	△	△	△	○	その他(あり方検討)	—	地域情報システムは、市民同士の双方向のコミュニケーションを図る手段として必要であるが、市民の利用割合が少ない。平成19年度にシステムを目前からレンタルに変更することにより費用を縮減して、より利用しやすい地域情報システムに見直しを行う必要がある。
10	総務部 総務課	文書の印刷に関すること	印刷室において、市内印刷業務を行う。平成18年度は、全面委託化を検討するための体制(嘱託職員・委託業者各1名)で作業を行っている。	30,676	△	×	○	-	委託化	7,573	平成18年度は、事務事業の見直しとして、業務担当者1名を専門業者に委託したところ、納品までの業務時間の著しい短縮が認められた。また、専門の見地からの分析及び効率化への提案等により、コスト削減などについても効果が認められている。
11	総務部 人事課	職員表彰	永年勤続、退職時表彰等	3,162	○	○	△	○	縮小	—	表彰状及び記念品の授与については、永年勤続休暇等を充て美しめることで廃止する。特別昇給(25年勤続表彰対象者に對する6ヶ月昇給短縮)については、査定による昇給制度とあわせて見直しを検討していく。
12	総務部 人事課	職員給与・計算・支給事務	例月給与、期末勤働手当、年末調整、退職手当他	295	○	△	○	○	嘱託化	—	システムの委託先との調整・改良を今後も進め、より使いやすしいシステムにしていく(場合によっては委託先の変更等も検討する)。
13	総務部 人事課	非常勤職員給与・計算・支払事務	各種委員、嘱託員、アルバイト報酬、賃金計算、支給 社会保険関係事務他	67,257	○	○	○	○	嘱託化	—	集計・確認などのほかにも嘱託職員の携わる業務を拡大していき、19年度は超過勤務の縮減対策とあわせ、超過勤務確保・入力業務の効率化をはかっていく。
14	総務部 人事課	職員共済会への交付金	地公法42条に基づき、市からの交付金と職員(職員)拠出の会費により、職員の保健、元氣回復のための各種親睦行事、補助、給付事業等を実施	38,292	○	△	○	△	縮小	△5,779	今年中に次年度のアウトソーシング代行会社を選定し、事業内容を共済会小委員会等で検討する。決定した事業内容によって19年度以降の会費率を、現行の8/1000から7.5/1000または7/1000に引き下げたいと考えている。
15	総務部 人事課	年金者連盟への交付金	東京都市町村職員共済組合年金者連盟武蔵野支部への補助金交付(支部事業:総会、研修旅行、年金説明会、その他)	241	△	△	×	△	廃止	△241	18年度限りで廃止する方向で、調整する。
16	総務部 人事課	ライフプランセミナーの実施	40歳代を対象とした生涯生活充実型セミナーを年1回開催	63	△	△	○	○	その他(あり方検討)	—	最近のライフプランセミナーに対する考え方は、民間で20歳代を対象としたライフプランセミナーを実施しているところが増え、対してライフプランセミナーとあり、ライフプランを退職後のものではなく、退職中を含めて捉える考え方が主流となってきた。当市としても、若い世代、20歳～30歳代の職員を対象としたセミナーを実施する方向で考えていくなど、事業自体のあり方について19年度実施に向けて検討していく。
17	総務部 人事課 研修担当	震災対策研修	係長級以上の職員「人と防災未来センター」見学ほか、神戸にある施設での震災疑似体験、市内の震災痕跡見学などにより、危機管理意識・防災意識の向上を図る。	2,682	○	○	○	○	縮小	△760	19年度については、年1回30人の規模に縮小する。また、今後は、危機管理研修の一環として、震災対策に関する内容を盛り込むなど、震災時の危機管理能力の向上が図られる研修内容を検討していく。

事業事業NO	部課名	事業事業名	事業事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チームの評価	19年度予算反映状況	
18	防災安全部 防災課	緑町防災職員住宅の運用	緊急時に対処可能な管理職を確保するため、都市整備機構の緑町パークタウンに管理職用住宅2戸を確保し、1週間交替で借泊する。	3,923	○	○	△	○	△	○	統合	現行どおり緑町に2戸の防災住宅を借上げる必要性、市外居住の防災安全全部管理職が配属された場合の継続的入居の必要性、防災安全センター夜間連絡室とを含めた体制の検討を行い、夜間連絡室運用開始までには体制を整備する。
19	環境生活部 生活経済課	福利厚生資金融資保証料補助	中小企業勤労者等福利厚生資金融資あつせんに伴い融資を受けた者が負担する保証料を補助する	90	×	△	△	△	△	△	その他(あり方検討)	現在は、利用者が市や中央労働金庫の間を何度も行き来しなければいけないような手続きの流れがあるが、利便性向上や申請から利用までの期間短縮の方法について、中央労働金庫と協議しながら考える。また、融資限度額の引き上げ等についても検討が必要と思われる。
20	環境生活部 生活経済課	勤労者互助会の運営補助	中小企業の事業主と従業員のための福利厚生事業を実施する勤労者互助会への加入事業所数 397事業所 会員数 2,756人	23,300	△	△	△	○	△	△	その他(あり方検討)	勤労者互助会では、平成19年度に従来の事業の見直しを行う予定である。その状況も踏まえて、補助金についても会員負担や事業収入等とのバランスを考えていく。
21	環境生活部 生活経済課	武蔵野農園(南砺市利賀村)維持管理	姉妹都市交流の一環として、旧利賀村より武蔵野市に貸与された農園用地30aを、南砺市に耕作・管理を委託し、収穫物を武蔵野市の福祉施設へ配布する。	455	△	△	△	△	△	△	統合	南砺市合併当時、武蔵野市への寄贈等の話もあったので、事業のあり方を含めて見直しを検討する。
22	環境生活部 生活経済課	出荷改善普及事業補助金	農産物出荷容器の統一化を図るため、ダンボール容器の購入費用の一部を補助する。	500	△	△	△	△	△	△	縮小	市場出荷用ダンボール容器の購入数は、市場出荷する農業者が減少しつつあるため、補助金額の縮小等を含めた見直しを順次進めていく。
23	環境生活部 生活経済課	フレッシュサラダ作戦事業	市内青果物小売商、JA東京むさし等の協力により、市内産キャベツを市内で販売し、都市農業をPRする。また、市内青果物小売商の団体へ補助金を交付する。	293	△	△	△	△	△	△	その他(あり方検討)	多摩青果市場を通じ、青果商組合の協力でキャベツの販売をしてきたが、市場が閉鎖となり、これまでの事業形態を継続することができなくなったため、事業の全面的な見直しを行う。各農業団体の代表者で構成する検討会において、武蔵野市の農業を市民に効果的にPRできるような形の事業を検討し実施したい。
24	環境生活部 生活経済課	武蔵野商工会館の管理運営	市内商工業の振興活動の拠点及び多目的市民施設としての商工会館の管理運営事業	62,594	○	△	○	△	△	△	その他(あり方検討)	竣工から5年経過し、利用者が多いこともあり、予想以上に施設設備の故障・損傷等が増え修理のための出費が生じてきている。各設備の耐用年数等を参考に、平成19年度以降の修繕の時期等の予想を立て、計画的に補修や修繕を行うっていく必要がある。
25	環境生活部 生活経済課	アニメフェアイベント事業	吉祥寺地区において、アニメ映画の上映、アニメに関する講演会、プラモデル教室、おもちゃや市場を実施して、アニメ産業の集積地である吉祥寺を産業振興及び都市観光の両面によりアピールする。	2,000	○	△	△	△	△	△	その他(あり方検討)	吉祥寺地域の活性化を目的に実施してきたイベントだが、平成18年度は10万人の集客が見込める東京国際アニメフェアにも出展することにより、一層吉祥寺の知名度を向上させ、外国人も含めた来街者も期待できる。一方で地域に見えぬ効果についても考えていく。また、秋にまちのイベントとして実施されているアニメランダーランドとの関係や効率的な実施方法についても考える。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果				二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チーム評価	
26	環境生活部 生活経済課	武蔵境ジャズセッション事業	境地区への来街者の増加による商業活性化と、スイングホールを利用した文化の発信を目的として実施。	1,000	△	△	△	△	その他	その他(あり方検討)	武蔵境地域の活性化の効果をあげるため、武蔵境の商業者等関係者と、実施時期や役割分担、関連イベント等について企画段階から意見交換を行っていき、
27	環境生活部 生活経済課	中心市街地活性化連絡会運営事業	中心市街地活性化基本計画の推進にあたり、地元の小規模事業者や市民等との連絡会を設け、問題等を検討する。(H18.8.1 中心市街地活性化法が改正されたため、基本計画の見直し等検討中)	2,500	△	×	△	△	その他	その他(あり方検討)	平成18年度8月に中心市街地活性化法の改正が行われ、計画策定方法や国による計画認定等の大きな変更があったため、既存の中心市街地活性化基本計画が一度白紙に戻され、連絡会は休止状態となっている。平成18年度中に新法に基づき計画策定を行うかどうかの方針を決め、平成19年度から新たに武蔵境地域における商業活性化や地域のイベント等の調整機関の設立についての検討を始める。
28	環境生活部 生活経済課	小規模企業資金利子補助金及び信用保証料補助金	小規模企業者に対し、経営に必要な資金を転換し、利子の一部を補助するとともに、信用保証協会へ支払い保証料の一部(特別融資枠は全額)を補助することにより小規模企業者の経営の安定と振興を図る。	50,000	○	△	○	△	その他	その他(あり方検討)	現制度では、1年以上の事業実績を有することを条件としているが、創業時の融資あっせんへのニーズも高く、本制度の拡大などについて検討が必要である。また、使いやすさや制度とするため、申請書類の見直しを進める。なお、国では平成19年10月の責任共有制度導入が決定され、小口零細企業保証制度等の導入が求められていることから、導入をすべからずかについても検討を行う。
29	環境生活部 生活経済課	武蔵野桜まつり事業	武蔵野桜まつりの事業を補助することに、市民のふるさと意識の高揚と、友好都市とのいっしょの交流を図る。	7,000	○	△	○	△	その他	その他(あり方検討)	桜まつり実行委員会が、市の補助金と協賛金により事業を実施しているが、景気等の影響により協賛金が集まりにくい状況である。また、出店希望の市民団体や市民団体等が増加しているが、場所等の関係から新規出店は難しい状況である。今後、実行委員会と協議しながら出店に関する明確な選考基準をつくとともに、出店料の徴収等による収入増加等も考慮
30	環境生活部 生活経済課	消費者モニター事業	食・環境についての基礎的な学習・調査活動。グリーンコミュニケーションの育成(ISO環境保全項目)。消費者団体との交流・活性化及び消費者団体の育成。物価調査連絡員(緊急市民生活防衛条例)を兼ね、月1回定例会を実施。	408	△	×	△	×	その他	縮小	平成19年度より、モニター事業の自身を調査・研究活動的から連続基礎講座に重点を移している(物価調査はトピックス的なものを除いて原則休止)。謝礼は、1人年額2万円から1万円に減額計上している。(公募人数20名は変更なし)
31	環境生活部 生活経済課	消費生活展	消費者団体の活動PRと情報発信により、市民の消費者意識の向上を促す。また、消費者団体の相互の交流・連携の促進を図る。消費生活展実行委員会を組織し、展示パネルによるPRと、消費者団体企画の講座等を実施。	280	△	△	○	△	その他	その他(あり方検討)	行政側の一方通行的な展示だけでなく、参加型のイベントも充実させていきたい。毎年、講座・実験など実施してはいるが、より消費生活に密着した話題を提供できればと考えている。
32	環境生活部 交流事業課	武蔵野市ジュニア交流団派遣事業	市内中学生16名を親善大使としてアメリカ合衆国テキサス州へ派遣する。10日間の日程で、アメリカの青少年との交流、ホームステイ、親善訪問、施設見学、野外自然体験活動を行う。ラボック市には6泊7日(ホームステイ2泊)滞在	4,604	○	△	○	○	負担適正	負担適正	今年度中に参加費用の見直しを行い、来年度以降に適正化を図りたいと考えている。
33	環境生活部 交流事業課	ラボック市ジュニア大使招へい事業	友好都市アメリカ合衆国テキサス州ラボック市から中学生一行を招へい(渡航費は先方負担)し、友好親善を深める。市内見学会、都内見学会、ホームステイ、市内中学生との交流等。1週間程度。	3,597	○	△	○	○	その他	その他(あり方検討)	ホームステイ受入家庭や受入事業に関するPRを、事業対象である市内在住中学生に徹底できるよう工夫する。また、派遣元と協議の上で、スケジュールの見直しやホームステイ受入家庭の対象年代を広げる検討をする。今年度から改善の準備をしていく。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し理由	見直し検討チーム評価	
34	環境生活 部 交流事業課	青年の翼結善使節団派遣事業	派遣と受入を隔年で実施している中国に青少年交流団を派遣する。市内見学、青少年との交流、ホームステイ等。	2,450	○	△	○	○	○	○	○	効率化を図ることを目的に、青年の翼で派遣された経験のある人材の活用や、スケジュールの改良、友好提携可能な北京市内の自治体を探すことを考慮した交流のあり方を再検討する。来年度にできることから始める。
35	環境生活 部 交流事業課	ルーマニア交流事業(日本武蔵野センター)	現地に設置した日本武蔵野センターへの運営費補助金、家賃、派遣職員に關わる人件費、日本語教室用のテキストや日本文化紹介用の消耗品の経費等。	14,281	○	△	○	○	○	○	○	本市からの片側方向の支援ではなく、相互にメリットのある対等な相互交流を行うために、武蔵野市民向けの交流事業を実施する。また、現地センターでのイベントなどに本市民の意欲を活かした事業を検討する。見直し時期は、早急に、できることから実施していく。民主化の過程を経て、経済的に自立しようとしているルーマニアブラスン市に対し、自治体・市民レベルで協力する意義をさらに周知していく。
36	環境生活 部 交流事業課	国際交流協会事業	国際交流協会へ補助金を支出し、円滑な運営を支援する。	47,411	○	○	○	△	○	○	○	地域の商店街、コミュニティなどの活動に積極的に関与し、地域での知名度を上げるとともに、本市市民の事業参加者数を増やすようにPR方法を工夫する。
37	環境生活 部 交流事業課	ふるさとには美しくモデル事業	ふるさとには美しくモデル事業に負担金を支出し、円滑な運営を支援する。	1,000	○	△	△	○	○	○	○	各市町村ともに同額の負担金とする方向で、参加市町村の同意を得て、19年度から実施する。(本市の負担金を縮小する。)
38	環境生活 部 交流事業課	友好都市への市民交流ツアーの派遣及び市(町)民団の受入	友好都市へ市民団を派遣し、市民同士の交流を深め、また友好都市を良く知ること目的として行う。また、友好都市の市町民団を受け入れて、歓迎式や市内施設見学、本市市民との交流を行う。	4,165	○	△	○	○	○	○	○	市民交流推進のための組織化を18年度中に具体的に検討し、これまでの交流に参加した市民の中から人材を募り、19年度には一定の組織(準備会等)を発足させる。
39	環境生活 部 交流事業課	安曇野市・南砺市の契約施設利用への助成	ヒレッジ安曇野(安曇野市)と天竺温泉の郷(南砺市)を本市市民が利用した際に、1泊につき3千円の助成を行うもの。	870	○	○	△	○	○	○	○	助成金額や助成限度日数など、段階的に縮小していくことを検討する。
40	環境生活 部 保険年金課	夏期保養施設借上	被保険者の健康保持及び増進に要する経費	13,172	○	△	×	○	○	○	○	現在の夏期施設は利用者に親しまれているため、通年の国保保養施設に組み入れ、夏期施設については、19年度から廃止する。
41	環境生活 部 戸籍住民課	戸籍・住民票・印鑑証明等発行	住民票・戸籍謄抄本・戸籍附票・身分証明書の交付 転入・転出・転居の届の受付、住民票修正 住民基本台帳法、戸籍法	5,663	△	△	○	△	○	○	○	住民法の改正により、商業目的の住民票の閲覧が禁止されるため、閲覧手数料のあり方を見直しが必要である。また、郵送による住民票の請求はその90%が商業目的であり、また、窓口での住民票発行に比べ手間が多くなることから、手数料の見直しが必要である。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チームの評価	19年度予算反映状況	
42	環境生活部 環境政策課	屋外広告物許可・撤去事業	屋外広告物(通称:看板)の許可事務及び即時撤去が可能な通称:立看板、貼り紙)の除却事務	2,906	△	×	○	×	統廃合	その他(あり方検討)	-	当面は、屋外広告物に対するPRパンフレットを作成し、屋外広告物の掲出事業所への広報、2年に一度の継続申請のおく知らせを事業所毎に個別送付し、公平性の確保に努めていくが、都との連携を確め、一層の徹底を図る仕組みを検討していく。さらに、路上看板対策や景観問題等へ当該事務を実施している道路課、まちづくり推進課等へ当該事務を移管し、一体的に取り組むことで市民からのわかりやすさが増すとともに、より効率的に執行できると考えている。
43	環境生活部 環境政策課	環境マネジメントシステムの推進	事業所としての市の組織が排出する環境負荷の低減と、行政目的としての環境保全の推進のため、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用管理を行う。(グリーン購入の推進・市役所夏季省エネ推進月間・環境報告書の発行を含む)	1,513	△	△	△	-	その他	その他(あり方検討)	-	事業所としての市役所の取り組みと市としての環境政策の実施について明確化区別化のため、事業所としての環境管理は、総務・管財部門(庁舎管理等)で実施する方向での検討が必要である。次回更新審査までを目途に、ISO14001の外部認証を継続していくか、他の方法があるのかについて研究検討することも必要である。
44	環境生活部 環境政策課	カラス・スズメ駆除対策事業	スズメ駆除は攻撃性が強いので、即時撤去を行う。カラスは子育て時期にヒナを守るため、攻撃的になる場合があり、巢の撤去あるいはヒナの捕獲を行う。	807	○	×	○	△	負担適正	負担適正	1,738	スズメの駆除は市職員の手で行うが、今後委託化あるいは補助事業に移行したいと考えている。カラスについても養育時期以外に問題ないことを広報したい。また、蜂は嫌い、カラスはうるさい危険、といったことで感情的に忌み嫌われる状況を、自然環境の中ではどんな生物も必要であることをPRしている。市民団体等との共催や民間団体への運営委託の可能性を平成19年度に検討し、平成20年度から可能な範囲で運営主体を移行したいと思う。
45	環境生活部 総合対策課	フリーマーケット	家庭内の不用品の再利用を促進することを目的として、クリーンセンターを会場に原則年4回実施	42	○	△	△	○	委託化	委託化	-	平成19年度に回収の利用実態等を検証するとともにリサイクル方法を含め検討を行い、それを踏まえて平成20年度に見直しを行いたい。
46	環境生活部 総合対策課	廃食用油回収	家庭用廃食用油をゴミセンターや施設にて月1回収し、粉石けんの原料として再利用。持参者に再生粉せっけんを配布	2,202	○	△	△	○	縮小	縮小	-	職員定数適正化計画による定数削減及び退職者欠員不補充により、平成19年度より収集業務の委託化を推進している。平成21年度は一般収集業務の完全委託化に向けて、災害時等のごみ収集体制等を考慮しながら、順次業務委託の拡大を図っていく。また、ごみ減量計画目標値を達成するために、市報や啓発情報紙をはじめ、様々な機会をとらえて、ごみ減量啓発(武蔵野ごみ減量700グラムなど)を実施していく。
47	環境生活部 総合対策課	ごみ収集業務	(根拠法令:廃掃法)燃やすすみ・燃やさないごみの収集運搬	305,931	○	○	○	○	委託化	委託化	-	職員定数適正化計画による定数削減及び退職者欠員不補充により、平成19年度より収集業務の委託化を推進している。平成21年度は一般収集業務の完全委託化に向けて、災害時等のごみ収集体制等を考慮しながら、順次業務委託の拡大を図っていく。また、ごみ減量計画目標値を達成するために、市報や啓発情報紙をはじめ、様々な機会をとらえて、ごみ減量啓発(武蔵野ごみ減量700グラムなど)を実施していく。
48	環境生活部 総合対策課	動物死体処理委託	(根拠法令:廃掃法)動物死体の焼却処理	1,200	○	○	○	△	縮小	縮小	-	現行条例では、飼育動物死体も有料処理している。しかし、飼育動物は占有者の責任において処理し、行政は占有者のいない動物死体(野良)のみ取り扱うべきである。
49	環境生活部 総合対策課	し尿処理事業	一般家庭汲み取り便所(20世帯・21歳)及び仮設便所(年間約500件)のし尿収集運搬	25,587	○	○	○	×	負担適正	負担適正	-	武蔵野市の下水道は、昭和62年に100%水質汚濁防止法による下水道への接続が可能である。水質汚濁防止法(汲み取り)は、借地借家等の私的権利関係によるものが多く、一部の市民に係る経費としては、検討の必要がある。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し理由	見直し検討チーム評価	
50	福祉保健部 生活福祉課	低所得者に対する見舞金支給事業	民生委員の推薦により、市民社協を通じて低所得世帯に見舞金を支給する。@10000円×110世帯+郵送料	1,300	○	○	△	×	廃・休止	-	当初の目的は達成されていると思われるので、市民社協の事務事業の見直しの中で、廃止を視野に入れ、早急に検討するよう強く要望する。見直し時期は市民社協の事務事業の見直し後とする。見直し効果としては市民社協への補助金の減額(1,300,000円)ができる。	
51	福祉保健部 高齢者福祉課	敬老福祉の集い	75歳以上市民の長寿を祝い、市民文化会館へ招待し、演芸などを鑑賞してもらう。	12,008	○	△	○	△	その他	-	開催日の増加、現在1日1公演であるものを1日2公演とする、規模を縮小し複数の会場で実施する等、参加者を分散させる方法について検討する。2～3年以内に会場1階席の収容能力を越える(2階席に続くエレベータ等がなく、2階席に座ることが難しい参加者も多い)と予想されることから、早急の対応が必要である。	
52	福祉保健部 高齢者福祉課	健康づくり推進モデル事業補助金	市内の民間事業者が実施する高齢者を対象とする健康増進事業を、市報掲載で支障したり、この事業を健康づくり推進モデル事業として指定し運営費を補助する。	1,140	△	○	△	△	純廃合	-	この要綱は、市内民間事業者が行う高齢者の健康づくり事業を支援し、高齢者の健康増進を促進する目的のものとなっている。しかし、新期の実業者の参加が容易にはできない状況となっている。民間企業の福祉への自主的な取り組み(民間企業の地域貢献)を支援する仕組みとして、より開かれた要綱に改善するとともに、健康づくり支援センターとの関連で要綱の趣旨をどう位置づけなおすのかも検討すべきである。	
53	福祉保健部 高齢者福祉課	IPテレビ電話試行事業	高齢者などのコミュニケーション手段の活用を可能にするためモデル的に試行し、あわせて新たな福祉サービスについて検討を行う。	2,487	△	-	-	-	廃・休止	△2,487	試行事業は18年度で終了する。今後についてはIT技術の進歩等をみながら新たなコミュニケーション手段を検討していく。	
54	福祉保健部 高齢者福祉課	バス、タクシー等の公共交通機関を利用することの困難な高齢者・障害者の外出支援のため、ボランティアの参加と協力を得て、福祉型軽車両を運行する移送サービス事業を福祉社に委託して実施する。	バス、タクシー等の公共交通機関を利用することの困難な高齢者・障害者の外出支援のため、ボランティアの参加と協力を得て、福祉型軽車両を運行する移送サービス事業を福祉社に委託して実施する。	16,769	○	○	○	○	その他	1,533	平成19年度4月より運行管理手数料体系の改定により、全体として管理手数料は増額となる。現行の運行管理手数料では、管理者の負担とのバランスが悪い。また後継管理者探しもままならなかったが、管理手数料改定により事業の安定的な実施が可能となる。利用回数増加のため、利用者募集のPRを実施するとともに、運行ボランティアの増員によりいつでも利用ニーズに応えられる体制づくりを図っていく。また、実施主体をNPO等に移すことについても検討する。	
55	福祉保健部 高齢者福祉課	テンミリオオンハウス事業	地域の住民や福祉団体等が、人や建物等の社会資源を有効活用し、地域の実情に応じた福祉活動を実施し、高齢者の閉じこもり防止や介護予防につなげる。市内6箇所の運営団体に對して1,000万円を限度に運営費の補助を行う。	80,745	○	△	○	△	その他	-	現在、福祉健康部施設整備検討会議においてテンミリオオンハウス事業も見直しの対象となっている。設置目標・あるべき補助金交付制度・事業採択評価委員会・運営の担い手・要綱・市民社協福祉協議会への委託等・在宅介護支援センターとの連携などについて検討し、順次見直しを行っていく。	
56	福祉保健部 高齢者福祉課	家族介護支援事業	重度の要介護者を在宅で介護している家族に、介護をしたことへの慰労として金品(年額10万円)を支給する。	100	△	△	△	×	その他	-	平成17年度については支給対象者がいかなかったが、平成18年度には1名が支給対象となった。今後、この1名が継続して支給対象になると考えられるため、事業を継続する必要性がある。市報にお知らせを載せるなどさらに事業の周知を図っていく。	
57	福祉保健部 高齢者福祉課	介護保険施設設置運営費補助金	社会福祉法人が設置する介護保険施設が介護保険制度に円滑に移行し、利用者サービスの向上を図るために運営費の一部を助成する。	84,352	-	-	△	×	その他	-	小規模施設の運営の安定のため、平成19年度には「武蔵野館」に運営費の助成を行う。平成20年度には小規模特養の運営費補助の基礎を敷き、補助金の平準化を図ることにより、市内の全ての小規模特養が自立した運営を行い、利用者に対し、良質なサービスを提供できるよう目指す。	

事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し理由	見直し検討チームの評価	
58	福祉保健部 福祉課	身体障害者手帳取得費助成	身体障害者手帳取得にかかる文書料を10,000円まで助成。	1,841	○	○	△	△	その他	三鷹(身体・知的・精神的)の区別がなくなることから、全障害者を視野にいれて検討。	その他(あり方検討)	身体障害者と同様に、精神障害者にも取得費助成を検討する必要がある。
59	福祉保健部 福祉課	介護料費用助成	民間の篤志家に介護をお願いした場合に支払った介護料の費用を助成。市要綱。	10,000	○	○	○	△	その他	ホームヘルプサービスとの整合性を検討。	その他(あり方検討)	事業の趣旨をサービス提供の観点に着目して整理し法内事業に委ねる等の検討を行ってきたが、事情が出され、断念した経緯がある。申請手続きを見直し、申請内容の公平性を高める。
60	福祉保健部 保健推進課	基本健康診査(旧老人健康診査)	生活習慣病の早期発見とともに、自らの健康管理についての認識と自覚を高めるために40歳以上の市民を対象に、市内の指定医療機関で実施。受診者の誕生日とそその翌月が受診期間。(老人保健法)	828,006	○	○	○	○	その他	現在、老人保健法で実施している同事業であるが、平成20年度より国民健康保険法で実施されることが決定しているため、主管課の変更が考えられる。したがって本年度より保険年金課と、基本健康診査の実施方法についての検討を開始する。	その他(あり方検討)	平成20年度より、各保険者による健診実施が義務付けられることから、組織再編も視野にいれた制度の大幅な見直しが必要であり、すでに18年度より、関係各課からなるプロジェクトチームにより検討を開始している。
61	福祉保健部 保健推進課	歯科医療連携推進事業	歯科医療連携所の連携を図るために、協賛歯科医療連携推進協議会を設置し、協力歯科医院名簿の作成や、研修などを行う。	4,154	○	○	○	○	縮小	都の補助金により3か年に渡り行ってきた連携推進事業であり、本年が最終年度である。この間一定の連携体制が整ったと判断されるため、来年度以降は一定の見直しを行う。	その他(あり方検討)	都からの補助金が3か年で終了したため、市独自の事業として内容を精査し、規模を縮小して継続していく。
62	福祉保健部 保健推進課	狂犬病予防集合同注射	一定期間に、市立公園、コミュニティなど特定の場所で狂犬病予防注射の集団接種を行う。(狂犬病予防法)	433	△	△	○	△	廃・休止	狂犬病の予防接種については、動物病院での個別接種ができることから、会場に職員が長時間立ち会わねばならない集団接種を廃止し、個別接種とする。	その他(あり方検討)	狂犬病予防接種率の向上、安全、衛生的に、飼い主が安心して接種ができるような体制を検討していく必要がある。そのためには、集合注射をやめ、地域の動物病院に注射済証の発行を委託する方法などが考えられる。なお、平成19年度から狂犬病に関わる事務を、環境生活部環境政策課に移管する。
63	子ども家庭部 子ども家庭課	幼稚園補助金事務手数料	私立幼稚園等園児保護者補助金の申請を取りまとめる事務を行う幼稚園に事務手数料を支払う。	340	○	△	×	△	廃・休止	就園奨励費補助金は以前は、幼稚園を通じて交付していたが、直接保護者に交付する方法に変更し、事務の改善も進み幼稚園に申請書の取りまとめを依頼する意味が薄れた。	廃・休止	平成19年度から幼稚園補助金事務手数料を廃止する。
64	子ども家庭部 児童青少年課	青少年団体補助	青少年育成団体への補助を図る	4,836	○	△	○	△	負担適正	青少年団体への補助は、バス借上げ、講師謝礼、指導者保険料負担等で構成される。他課類似事業とのバランスも含め検討する必要がある。	負担適正	バスの借上げ補助、講師謝礼補助に関して、一団体あたりの上限単価を、他課類似事業とのバランスも含め検討する必要がある。指導者にかかる保険料について、各団体の指導者の条件等の基準を明確にし、精査した上で他課類似事業とのバランスも含め検討する必要がある。
65	子ども家庭部 児童青少年課	ハバロフスク協会の運営費補助金	シベリアの自然環境保護や国際交流、市民、青少年の野外活動に資するため、市民の諸活動を行う民間団体に対する補助	7,904	△	△	△	△	その他	ハバロフスクとの継続的な青少年交流に寄与する部分と、語学交流や野外活動交流など、他課事業とのすみ分けの検討が必要。	その他(団体解散を検討)	ハバロフスクとの継続的な交流に寄与する部分と、語学交流や野外活動交流など、協会が実施する事業、機能を整理統合するための検討が必要である。
66	都市整備部 まちづくり推進課	建築審査会の開催	建築基準法第78条の規定に基づき建築審査が設置され、運営するものであるが、今年度より事務運営の中立性を確保するため、建築指導課よりまちづくり推進課に事務移管された。年間12回を予定している。	1,315	○	△	○	△	その他	法定配置組織であるが、事務運営上その効率性を改善していく必要はある。	その他(あり方検討)	審査会は、議案が建築基準法第43条第1項ただし書許可同意が多数占め、案件が1件でも開催されている現状を鑑み、法に抵触しない範囲においての手法等を研究し、事務運営上の効率性を改善していく必要がある。

事業事業NO	部課名	事業事業名	事業事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果				二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チーム評価	
67	都市整備部 武蔵境スポーツ施設事務	まちづくり補助金	武蔵境スポーツフェスティバル実行委員会が開催する武蔵境スポーツフェスティバルに対し、事業費の一部を補助する。	1,000	×	△	○	△	○	その他(あり方検討)	実行委員会等の活動が休止しているため、武蔵境スポーツフェスティバルの開催の見込みはない。市民による南北統一イベントの開催に向け、他の市民団体や商店会等と継続的に協議することを検討していく。
68	都市整備部 交通対策課	交通関係計画策定事業	交通安全対策基本法に基づく交通安全対策協議会のほか、交通安全対策協議会、交通対策推進本部を設置し、交通安全計画、市民交通計画の策定等により、交通安全施策全般の方向性を定める。	357	×	△	△	△	○	統廃合	交通安全計画、市民交通計画とも平成18年度が改定年次であり、合わせて調整計画への反映を図る。「交通安全計画」は、国・都の計画に基づき策定するものであり、交通安全対策協議会は法定設置の会議でもあるため、同計画を軸として統合を図り、年度内の策定を目指す。
69	都市整備部 交通対策課	東京都町村民交通災害共済事業	東京都町村民総合事務組合が運営する東京都町村民交通災害共済事業の加入、見舞金請求の受付を行うとともに、市内の小・中学生の会費を負担する。	3,710	○	△	○	○	○	委託化	平成19年度以降の加入受付業務を銀行窓口にも拡大することを検討し、関係機関との調整を図る。
70	都市整備部 交通対策課	小学生自転車等交通安全教育事業	小学生の自転車の安全利用を図るため、自転車点検を実施する。	959	○	△	○	△	○	その他(あり方検討)	学校、教育委員会やPTAとの協力方法について検討・調整し、より効果的な事業実施を目指す。
71	都市整備部 交通対策課	交通安全施設設置・維持管理事業	交通安全施設の施設及び既存施設の維持管理を行う。	26,323	○	△	○	○	○	統廃合	交通安全施設の設置、維持管理、あるいは補修の実施について、交通安全施設及び道路課の役割分担を再検討し、それぞれの権限に応じた整備体制を整備する。
72	都市整備部 交通対策課	利用登録自転車駐車場の運営	利用者への広報、受付、登録、駐車場の管理、利用登録が決定した際に利用登録手数料を徴収する。(武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例)	160,563	○	△	○	△	○	負担適正	登録制(年間契約)から月額契約制に変更を行い、既存の有料施設と合わせて管理運営を行うことで、月毎の利用者の変動に対応し、さらに専属の管理職員の配置や駅周辺で受付業務を行うことで利用者の利便性を向上させる。
73	都市整備部 交通対策課	放置自転車の放置防止指導・撤去・保管・返還業務	放置禁止区域では、放置防止指導、警告後数時間後に撤去し、放置禁止区域外では、警告後数日後に撤去する。その後、撤去自転車の保管・返還を行う。(武蔵野市自転車の適正利用及び放置防止に関する条例)	131,029	△	×	○	○	○	その他(あり方検討)	1台当たりの総コストが1万円代だが、撤去保管料(現在3000円)の値上げを行うと返還率に影響が出るため、近隣区市と連動した金額設定や対策が必要だと考える。
74	都市整備部 交通対策課	有料自転車駐車場運営	有料自転車駐車場の市営及び公営(財団法人管理)に関わる運営(武蔵野市有料自転車駐車場条例)	173,641	○	△	○	△	○	負担適正	利用登録制自転車駐車場との価格差により割合に見えるが適正な受益者負担額と考えている。しかし、近年増加している自転車利用者による交通事故を防止する上での自転車安全利用促進のための啓発には、既存の有料施設での適正な料金や利用形態の特典を組み合わせたなどでの自転車駐車場料金や利用形態の見直し運営は安全利用への大きな意識づけができるものと期待している。
75	都市整備部 交通対策課	違法駐車防止指導事業	違法駐車防止に関する条例に基づき、違法駐車防止重点実施地域における違法駐車及び荷捌き駐車に対する指導・啓発を行う。	51,826	○	○	○	○	○	その他(あり方検討)	道路交差法の改正に伴い違法駐車取締の民間委託化の動向に合わせて、武蔵野警察署とも連携を取り、違法駐車防止活動の内容を検討する。

事業事業NO	部課名	事業事業名	事業事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チーム評価	19年度予算反映状況	
76	都市整備部 交通対策課	吉祥寺駅周辺交通問題協議会	吉祥寺駅周辺交通問題協議会に対する補助を行うとともに、同協議会の運営に関する事務を行う。	2,500	△	△	△	△	△	統廃合	—	19年度事業計画策定時において、協議会の役割を整理した上で計画を策定するとともに、補助のあり方(補助基準等)について検討する。
77	都市整備部 交通対策課	ムーンバス運行事業	ムーンバス路線を運行し、高齢者、身体障がい者をはじめとする市民の移動手段を確保する。	73,839	○	△	○	○	○	その他(あり方検討)	△ 40,919	車両の購入については、運行事業者が購入し、当該費用を運行経費に含めて収支を算定する方法に変更することにより、年次の経過とともに赤字も予想される。将来的には、中央線の立体交差化による交通体系の変化などや、フォロアップ調査の結果等も踏まえ、ムーンバス路線全体のあり方を検討する。
78	都市整備部 交通対策課	人にやさしいみちづくり事業	歩車共存を図るみちづくりを実施するため必要な調査及び道路改修を行う。	57,678	△	△	△	△	△	その他(あり方検討)	—	現在の市道第97号線の整備以降の本事業の方向性について、関係課による検討を行う。併せて本事業の調整、施工、管理等における役割分担についても調整を図る。
79	都市整備部 住宅対策課	住宅セミナー運営事業	住宅に関する知識や情報の普及を図るため、いろいろなテーマで一般市民向けにセミナーを行う。18年度には「マンション管理セミナー」「森林体験見学会」「分譲マンション相談会」等を予定している。	1,100	△	△	○	○	○	委託化(NPO等の活用検討)	—	事業の必要性は高いと思われるため、事業廃止ではなく、運営方法の見直しで対応したいと考えている。ただし、受け皿となるNPO等の組織が必要となるため、見直し時期については受け皿となる組織の発足後としたい。
80	都市整備部 緑化環境センター	緑化推進事業 謝礼金	緑の市民講座講師、緑のまちづくりレポーター、緑塾、樹木診断、さつき講習会、菊花展審査	1,677	○	△	△	△	△	縮小	△852	緑のまちづくりレポーター制度に伴う謝礼金は経費の多くを占めているが本制度を平成19年4月をもって廃止する予定であるため、全体から見れば縮小の方向性である。
81	都市整備部 緑化環境センター	緑化推進事業 消耗品費	緑のまちづくりレポーター活動、落葉の感謝祭、緑化啓発事業、緑の市民講座など	1,065	○	△	△	△	△	縮小	20	緑のまちづくりレポーター制度に伴う消耗品費は落葉の感謝祭をはじめ、経費の多くを占めているが本制度を平成19年4月をもって廃止する予定であるため、全体から見れば縮小の方向性である。
82	都市整備部 緑化環境センター	緑化推進事業 樹木植栽	シンボルツリー等植栽	300	×	×	×	×	△	廃・休止	△300	平成15年度に大木シンボルツリー2000計画は目標を達成しているため、平成19年度以降は廃止とする。
83	教育部 教育企画課	学校祝賀行事	祝賀会の食糧費 2校分	650	○	○	△	△	△	負担適正	—	式典の内容については、来賓中心ではなく、学校関係者・地域中心にしている。祝賀会については、平成18年度を目標に、①参加者の見直し、②式次第の見直し、③祝賀会会場の学校外設定、④祝賀会参加者からの会費徴収を柱に、従来のあり方の見直しを行う。
84	教育部 教育企画課	市立幼稚園運営	市立幼稚園の管理運営 ・武蔵野市立幼稚園条例 ・武蔵野市立幼稚園の管理運営に関する規則	128,268	○	×	×	×	×	廃・休止	—	平成19年度に策定される、第四期長期計画調整計画での議論を踏まえ、子ども家庭部と協力しながら、新しい子育て支援施設としての方向性を検討する。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チーム評価	19年度予算反映状況	
85	教育部指導課	南砺市利賀村との交流	友好都市との児童の交流事業を実施し、互いの交流を深める。	1,974	○	○	△	△	負担適正	その他(あり方検討)	-	現在、教育部指導課の主管事業となっているが、交流事業としての位置付けを考えた場合や今後継続する方向で行うと部署で統一事業としてまとめたほうが、より一層の効率化が図られると思われる。
86	教育部指導課	特色ある教育活動の奨励事業	音楽クラブ活動・愛鳥モデル校等特色ある教育活動を奨励し、教育内容の充実を図る。	12,753	△	△	○	△	負担適正	その他(あり方検討)	△1,766	楽器の購入を見直し、学校備品として維持管理するとしてうえで、各小中学校で個性的な特色ある教育活動を開催するよう、適切な指導と援助をしていく必要がある。
87	教育部生涯学習スポーツ課	視聴覚教育事業	視聴覚備品を活用して社会教育の場でその学習効果を高めるとともに、教育機会を拡充することを目的に、視聴覚備品の貸出し等を行っている。	156	×	△	△	△	その他	その他(あり方検討)	-	16ミリ発声映写機操作講習会、16ミリ発声映写機検定とともに、近隣区市の状況を参考に隔年実施の方向で見直しを行う。社会教育備品の貸出しについては、使用する団体のニーズ等を把握しながら廃止も含め、内容の見直し、貸出し方法変更等の検討を行う。
88	教育部生涯学習スポーツ課	学級・講座開催事業	市民が、知識・教養・趣味などの幅広い分野の生涯学習の学級・講座を受けたいことを目的に、市民講座、高齢者教育・子育て中の方のためのモータリングコンサート等を開催する。	10,065	○	○	○	○	その他	その他(あり方検討)	-	市民の多様なニーズに対応するため、前年度のアンケート調査なども参考に、常に時代のニーズに合った講座内容を考え実施している。特に団塊の世代が大量退職を迎えること数年については、その世代の地域参加のきっかけになるような生涯学習施策の展開を検討する。受益者負担の課題については、近隣区市の状況も見ながら個別の講座ごとに検討していく。
89	教育部生涯学習スポーツ課	未来をひらくはたちのつどい	「成人の日」に、満20歳を迎えた青年男女の新しい門出を祝福し「成人式」を開催。平成18年1月9日開催 参加者803名	2,746	△	△	△	△	その他	その他(あり方検討)	-	自らの成人式を思い出に残るものにしてもらうために、新成人を中心とした成人式実行委員会を設置し企画・運営を行う。実行委員会では参加率の高まるような内容の検討を行う。今年度の成人式実行委員会方式による成人式を検討し、平成19年度はさらに充実した成人式となるよう検討を行っている。
90	教育部生涯学習スポーツ課	社会教育関係団体体育成援助事業	社会教育関係団体について、「武蔵野市社会教育関係団体登録要綱」に基づき、登録、情報提供等を行っている。また、社会教育関係団体の自主的な社会教育活動を奨励するために、平成元年度より実施。講師謝礼金2～3万円。	8,894	△	△	△	×	その他	その他(あり方検討)	-	借上げバス事業については、社会教育関係団体からのニーズも高いが、受益者負担の観点から見直しを同様の事業実施関係課と調整を行いながら検討していく。講師謝礼金補助については、次年度にあらためてPRを行い、社会教育関係団体のニーズを探りながら今後のあり方を検討する。
91	教育部生涯学習スポーツ課	土曜学校事業	平成13年度の試行を踏まえ、平成14年度から本格実施。小中学生を対象に「生きる力」を育むため「身体・言語・自然」をキーワードとして学校のカリキュラムではできない体験や活動を行うプログラムを提供している。19講座	18,116	○	△	○	○	その他	その他(あり方検討)	-	多くの小中学生が参加したくなるよう、土曜学校各講座の内容の充実を図る。また、平成19年度募集に向け、一人でも多くの小中学生が参加できるように方法の見直しを行う。字について、土曜学校講座とぶつからないよう可能な限り調整を行う。平成19年度は他の土曜学校の講座も見られるよう、合同での発表会の実施について検討する。
92	教育部生涯学習スポーツ課	市民会館の管理運営	青少年教育として「子どもワークショップ」「遊びのミニ学校」、成人教育として「母と子の教室」、市民講座等の自主事業を開催。図書室、音楽室、講座室、学習室等の貸出。利用団体の学習成果の発表及び団体間の交流の場として文化祭を開催。	64,559	○	△	△	○	その他	その他(あり方検討)	-	開館から22年を過ぎ、近年は市民会館の施設利用率も70%台の高い水準で安定している。新公共施設(プレイス)との絡みで姿容を遂げる可能性もあるが、施設の老朽化に対応する整備を早めに行ない、万全な体制で将来に継承できるように管理運営をしていく。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果					二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し理由	見直し検討チーム評価	
93	教育部生涯学習スポーツ課	体育指導委員関連経費	スポーツ振興法に基づく体育指導委員に要する経費。武蔵野市は条例に基づき32名を委嘱。	7,309	○	○	△	○	○	○	○	19年度～20年度で予定しているスポーツ振興計画策定の中で今後の方向性を決定する。また、体育指導委員制度自体の存続の必要性、変革の可能性、公募による募集、企画運営部分とスポーツ指導部分の役割分担等も検討する。具体的には体育指導委員制度を廃止し、スポーツコーディネーターが事業の企画運営を担当、種目ごとにスポーツ指導員を登録しておき、事業ごとに各種目の指導員に講師を依頼する、といった制度への変革の可能性を検討する。
94	教育部生涯学習スポーツ課	各種体育事業	体育協会を始め、各種団体に運営を委託するとともに、体育指導委員によるイベントを開催。ファミリースポーツフェス、婦人ノバレーボール大会、レディース卓球大会、市民陸上競技記録会、少年少女サッカー大会、少年野球大会、市民スポーツフェスティバル等を開催。	12,830	○	○	○	○	○	○	○	19年度～20年度で予定しているスポーツ振興計画策定の中で今後の方向性を決めるとともに、19年度からでも見直せる事業から廃止も含めた検討を加えていきたいと考えている。また、実施すること自体が目的とならぬよう、対象と目的を明確にした、特定の団体に偏らない、公平な事業を構築していきたいと考えている。
95	教育部生涯学習スポーツ課	市民大運動会事業	体育の日に市内12地区対抗の運動会を行う。準備や出場者の取りまとめは各地区の実行委員会が行っている。	9,305	○	△	△	○	○	○	○	19年度から始まるスポーツ振興計画策定に合わせ、20年度には策定委員会において、スポーツイベント全体の見直しの中であり方を議論する。
96	教育部生涯学習スポーツ課	体育施設管理運営	(財)武蔵野スポーツ振興事業団を指定管理者とし、体育施設の管理及びスポーツ振興事業、野外活動事業を委託する。	570,780	○	△	○	○	○	○	○	19年度から始まるスポーツ振興計画策定の中で、スポーツ振興事業団のあり方や、市のスポーツ振興に果たす役割をもう一度検討する。今後、指定管理者、施設の優先確保及び減免等の規定の明確化、自主事業と市主催の教室等との連携、施設の整備日の増加等管理面に加え、利用率をアップさせるためにテニスコート及び陸上競技場のフィールド並びに軟式野球場の人工芝導入の検討、更には屋外施設の夜間使用のための照明装置の設置の検討等を行う。
97	教育部生涯学習スポーツ課	市民スポーツデー事業	毎月3日曜日(8月と3月は除く)市立小学校校庭、体育館を個人開放(7月はプールのみ開放)、家族ぐるみでスポーツに親しめる機会を提供する。	2,269	△	△	△	△	△	○	○	単に校庭や体育館を広く一般に開放しているだけでは参加者が減少しているため、ある程度ターゲットを絞ったプログラムに変更し、参加者の増加を図る。19年度から始まるスポーツ振興計画策定に合わせ、21年度からの変更に向け調査検討を実施していきたいと考えている。
98	教育部生涯学習スポーツ課	スポーツ教室事業	初心者エンジョイスーツ(初心者対象のスポーツ教室)(昼・夜)、子育てママのスポーツ教室(子育て中の母親対象)(昼間)(保育あり)、16・17年度ファミリーエンジョイスーツ(小学生以上の子どもとファミリー対象)(土曜日の昼間)	3,847	△	△	△	△	△	○	○	19年度から始まるスポーツ振興計画策定に合わせ、21年度からの実施を別途にスポーツ教室全体を見直す。子育て中の母親を対象とした教室の充実と、初心者を対象とした参加者の固定化、既得権を排除した形での教室の実施を検討する。また、19年度～20年度と併行して新たな取り組みの試行を実施していきたいと考えている。
99	教育部生涯学習スポーツ課	四中温水プール開放事業	開放期間は4月から11月で、原則団体開放(7月・8月を除く)です。7月・8月の土曜・日曜・祝日の9時～17時は個人開放、18時～21時が団体開放。勤務者夜間水泳教室(1期8回、毎週火曜日)を2期開放事業として行っている。	6,189	○	○	△	△	△	○	○	19年度を検討期間とし、20年度実施を別途に事業を見直す。初心者を対象とした事業とし、働れてきたらスポーツ振興事業団の事業に移行できるように事業を展開していきたいと考えている。
100	教育部給食課	学校給食の実施(単独校方式)	単独校は、五小、堀南小、本宿小の3校です。平成17年度の給食回数(191回)で、対象児童数は1,242人です。	44,053	○	△	△	○	○	○	○	安全で、質の高い給食の提供を維持しつつ、人件費、事業費の削減を図る。

事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	担当課の一次評価結果				二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チーム評価	
101	教育部 給食課	学校給食の実施(共同調理場方式)	共同調理場の調理施設が適正に効率的に稼動するために必要な、維持管理を行う。	204,420	○	△	○	○	○	委託・嘱託化	安全で、質の高い給食の提供を維持しつつ、人件費、事業費の削減を図る。
102	教育部 図書館	資料収集・保存(AV資料)	図書館として必要な視聴覚資料を収集・整理・保存する。	4,115	△	△	○	△	○	その他(あり方検討)	DVDは画質がよく劣化も少ない一方、ビデオテープに比較し耐久性が低く寿命も短いと思われる。しかし、利用者の貸出要望は高まっており、貸出可能タイトルを購入手し、貸出サービスについて検討したい。一方、デッキの保守に課題があるレコーダーデッキの取扱いを機に中止したい。
103	教育部 図書館	読書の動機づけ指導	市立小学校と提携し、三年生を対象に読書の動機づけ指導を行う。	2,461	○	△	○	○	○	その他(あり方検討)	児童の読書の支援という観点からさらに継続すべき事業である。児童の集中力保持の上から1回60分という指導時間の長さや今後どうするかなど、従来の運営方法の検証・見直しや講師の高齢化への対応をしていきたい。
104	教育部 図書館	障害者サービス運営	視覚障害者、身体障害者、高齢者などを対象に、音訳資料、点訳資料の貸出及び貸出、対面朗読、書籍の郵送貸出サービスを行う。また障害者用の機器等を整備開放し、障害者地震の図書館利用を促進する。	510	△	△	○	○	○	その他(あり方検討)	高齢社会の進展により、今後需要が増えていく事業である。声の図書作成を無償ボランティアに頼る現状の見直し、来館困難者である対象者の見直し(対象要件の緩和)を検討したい。
105	教育部 図書館	文庫活動助成	自主的に活動する市内の文庫に対する図書や団体貸出、読書研究会の開催、文庫連絡会活動の助成等、地域の文庫活動の援助を行う。	1,686	△	△	○	○	○	その他(あり方検討)	図書館整備が遅れていた時期に、児童書関係の文庫活動を中心に発展してきた事業であるが、少子高齢化による地域コミュニティの変化、高齢者の読書活動推進にどのように対応しようのかの観点から検証し、見直していきたい。
106	教育部 図書館	としよかんどもまつり	様々な行事を行なうことで、子どもたちに図書館が「新しい発見ができる、知的好奇心を刺激するところ」であることをアピールし、また図書館利用を促進させることを目的とし、毎年夏休みの時期に実施。(18年度参加者 児童508名、保護者155名)	388	○	△	○	○	○	その他(ボランティア活用検討)	効率性の面からその上で、将来的には、ボランティアなどの活用を検討したいと考えるが、効率性を追及するあまり、職員が利用者と接する機会を減らすことのないよう留意することが必要である。
107	教育部 図書館	どきんどきんどもまつり	学校週5日制に伴い、平成5年度より第2土曜日に子ども向けの事業を開催している。映画会、人形劇、工作教室など。	670	○	△	△	○	○	その他(あり方検討)	前述したように、図書館の子ども行事自体はさらに工夫を凝らして拡充する必要があるが、長年同じスタイルを踏襲していること、人気の少ない行事は、別の内容への変更を検討したいと考える。
108	教育部 図書館	児童サービス事業(としよかんどもまつり、どきんどきんどもまつり、どきんどきんどもまつり等を除く)	毎週水曜日おはなし会の開催、赤らやん向け・3歳児程度向けのブックリスト、幼児・小学校低・高学年対象の本の紹介小冊子の発行、市内在住で新規の図書館登録者に子ども用図書館バッグの配布を行います。その他児童サービスに関する事務。	712	○	○	○	○	○	その他(あり方検討)	サービスの充実・向上には専門性や経験を求められる事業でもあり、効率性を図る上では、利用者や接する機会を減らさないことに留意する必要がある。学校図書室活性化支援のための連携を、具体的にどう進めるかも今後の課題である。

事務事業NO	部課名	事務事業名	事務事業の概要	18年度 予算額 (千円)	担当課の一次評価結果				二次評価結果		担当課の見直し方針・方向性(18年度末現在)	
					達成度	効率性	必要性	公平性	見直しの方向性	見直し検討チーム評価		19年度 予算反 映状況
109	教育部 書館	愛蔵書センター 運営	新潟県長岡市の小国愛蔵書センターへ 寄贈・寄託した図書を保存・公開する。	1,000	△	△	○	○	その他 (あり方 検討)	—	今後、現状の愛蔵書センターをどのように発展させ、また、長岡市全体との都市交流の中でどう位置づけるか、長岡市(小国町)と協議しながら検討する必要がある。本事業については図書交流センターのあり方とともに19年度前半までに検討する。	
<table border="1"> <tr> <td>19年度 予算反 映状況 合計</td> <td>21件 △ 50,734</td> </tr> </table>											19年度 予算反 映状況 合計	21件 △ 50,734
19年度 予算反 映状況 合計	21件 △ 50,734											

＜区分②＞ヒアリング対象(自治事務・非法定から選定した事務事業)の評価結果

区分②に分類した事務事業の中から選定した58のモデル事業について、本委員会ではヒアリング調査をし、二次評価を行った結果を掲載する。なお、網掛けした事務事業は「緊急提言」として例示したものである。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
1	企画政策室 広報課	広報活動	季刊誌発行	年4回、3・6・9・12月末に、市政情報を掘り下げて紹介するB5判約36頁の冊子を18,000部発行。市内の公共施設、駅、美容院や銭湯などで配布。編集は外部委託。	14,057	<ul style="list-style-type: none"> ・市報を含めて、市政の広報媒体に係る戦略(目的と手段の体系)を、全体的に再検討する必要がある。 ・市報が普及している中、この媒体による市政情報の提供の必要性は疑問である。この媒体により市政情報入手する市民は多いとはいえず、ニーズが高いとは考えられない。市政の課題について詳細に紹介することを目的としており、その位置づけから市報とは別にしているとのことであるが、対象が同一なのであれば、例えば四半期ごとに市報の内容を充実化することでも同じ目的をより効果的に実現しうるのではないか。 ・全市民の目に確実に触れうる媒体ではなく、公平性の観点からも問題があると考えられる。
2	企画政策室 広報課	広報活動	CATVによる市政情報提供	武蔵野三鷹ケーブルテレビ「パークシティ」5chにおいて、市政広報番組「むさしのシティニュース」、市議会前に「議案速報」放映。「むさしのシティニュース」は毎月1日・15日番組切り換え。1日4回放送。	17,654	<ul style="list-style-type: none"> ・市報を含めて、市政の広報媒体に係る戦略(目的と手段の体系)を、全体的に再検討する必要がある。 ・市報が普及している中、この媒体による市政情報の提供の必要性は疑問である。CATV加入世帯は世帯の半数を占めているが、この媒体を通じて市政情報を得ている人は多いとはいえず、ニーズは高いとは考えられない。他の媒体で、十分代替しうるのではないか。
3	企画政策室 広報課	広報活動	コミュニティFMによる市政情報提供	むさしの-FMの広報番組「マイシティむさしの」として、市報掲載記事を中心にお知らせ。職員の生出演も行う。15分番組を月～土は1日6回。日は2回放送。	35,181	<ul style="list-style-type: none"> ・市報を含めて、市政の広報媒体に係る戦略(目的と手段の体系)を、全体的に再検討する必要がある。 ・市報が普及している中、この媒体による市政情報の提供の必要性は疑問である。この媒体を通じて市政情報を得ている人は多いとはいえず、ニーズは高いとは考えられない。他の媒体で、十分代替しうるのではないか。 ・なお、本事業の主たる役割を「災害時の防災行政無線の補完」とする場合も、目的達成のための手段として、現在の取組み内容・規模について、再度、検討する必要があると考える。(基本的に、同一事業に複数の目的を持たせることは、事業のマネジメント及び成果達成の観点から望ましくなく、可能な限り回避すべきである。)
4	企画政策室 市民協働推進課	市民文化会館の管理運営	市民文化会館の管理運営	市民が快適な文化活動及び鑑賞ができる場を提供し、豊かな市民生活の形成に寄与する。	386,177	<ul style="list-style-type: none"> ・会館の活動が何を目的としているのかを、改めて明確にする必要がある。特に、市民の直接的な便益のために実施するのか、武蔵野市のPR・名声のために実施するのか、明確にする必要がある。その際、必要に応じて「自主事業部分」と「貸館部分」を分けて、検討すべきであると考える。 ・また「チケットの完売」は、会館のマネジメント上からも重要な視点であり、目標を掲げて9年間達成しているという点は高く評価できる。他方で、その目標は、上記の目的と整合している必要がある。また同時に、過度に民業を圧迫していないかの検討も求められる。 ・上記のように目的を明確化した後は、それに応じた事業内容の検討が必要となると考える。
5	企画政策室 市民協働推進課	市民文化会館の管理運営	第6回武蔵野市国際オルガンコンクール	世界のオルガニストの育成と市民が良質なオルガン演奏を楽しめるようにし、国際交流にも貢献する。4年に1回。	2,000	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎自治体として国際的コンクールの実施能力を有して実績をあげてきている点は高く評価されるべき一方で、市の主催で今後も継続して実施すべきかどうかについて検討の余地がある。 ・コンクールを実施することの本来の目的と、市民にとっての直接的な便益との関係について、明確な整理・検討が必要である。市民の直接的な便益のために実施するのか、武蔵野市のPR・名声のために実施するのか、明確にする必要がある。 ・そして、そのような目的に応じた事業の実施内容・方法の検討が必要であると考える。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
6	企画政策室 市民協働推進課	吉祥寺美術館の管理運営	吉祥寺美術館の管理運営	市民が快適な文化活動及び鑑賞ができる場を提供し、豊かな市民生活の形成に寄与する。	126,646	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諸般の経緯を経て、現在の美術館経営が行われていること、また経営に対する基本的な考え方は理解できるが、基礎自治体としての武蔵野市として何を目的として美術館を運営するのか、その必要性及び目的が不明確である。また、運営に対する評価の仕組み、方法が十分ではない。 ・ 市民以外の住民もターゲットに含むことについては問題ないが、市民の利用メリット(例えば利用料金の優遇、等)について配慮が必要であると考ええる。
7	企画政策室 市民協働推進課	富士高原ファミリーロッジの管理運営	富士高原ファミリーロッジの管理運営	恵まれた自然環境の中で、家族や市民のグループを対象に、安い料金で、市民が保養できる場を提供し、豊かな市民生活の形成に寄与する。	7,228	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民に対する広義の意味での余暇・福利厚生支援のための事業の必要性は認められるが、低い利用率(27%)、主たる利用層(ファミリー・市役所)を踏まえると、効果的かつ効率的な事業運営がなされているといえないと考える。 ・ 市民のニーズの多様化、市場動向(余暇、旅行業)を踏まえると、市が管理・運営することのメリットは現在では乏しいのではないかと。
8	企画政策室 市民協働推進課	広聴活動	各種相談業務の実施	法律相談(週3回)、障害者法律相談(月1回)、税務相談(週1回)、年金社会保険労務相談(週1回)、交通事故相談(月2回)、家庭のもめごと相談(月1回)を実施。	11,193	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広く市民を対象としているが、市が(民間等により市場を通じても行われている)相談業務を実施することについての目的、及び対象層については必ずしも明確ではない。(例:法律相談などは弁護士事務所などで受けられる/等) ・ また、民間により同様のサービス提供がなされている中、「気軽に利用できる」という意味において、相談の利用を促進する意義は理解できるが、それを無償で行うことについては、民業圧迫とならないように十分配慮する必要がある。また、日中に利用できない市民は、不公平と感じるのではないかと。 ・ なお、利用者に関して、「実人数」の実績を踏まえた「公平性」の分析が不可欠である。 ・ 上記を踏まえて、相談業務全般について実施の可否、内容(含利用料金)について見直すべきであると考ええる。
9	企画政策室 市民協働推進課	広聴活動	マイクロバス運行	市内の団体が市内の施設見学を行うとき等に使用するため、マイクロバス運行を委託している。平成17年度 使用回数 120回、参加者 2,046人	5,848	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「市民団体の活動の利便性向上」のための「手段」として、「バス運行」を通じた支援を行っていることが適切であるかの検討(手段としての適切性の検討)が必要であると考える。 ・ 団体活動における「移動の利便性向上」について、市として支援することについて一定の理解はできるが、一人当たりコストが約3,300円であることからすると、公共交通機関(タクシー等も含める)と比較しても割高感にはぬぐえない。この観点からも、事業の必要性を再検討する必要がある。また、実施する場合にも、一定の自己負担が必要と思われる。 ・ なお、実施について諸「経緯」がある事業との説明があったが、市民に対してそれら経緯が十分に明確にされていることが重要である。それが難しい場合には、この事業の単位で「説明がつく」ようにしなければならない。 ・ 利用者に関して、「実人数」の実績を踏まえた「公平性」の分析が不可欠である。
10	企画政策室 市民協働推進課	個人情報保護	個人情報保護における外部団体による監査	市で管理している電子計算組織に対するセキュリティ対策が客観的に十分であるかを検証するために、平成15年度から外部の団体による監査を実施している。平成18年度は、福祉システムについて実施予定。武蔵野市個人情報保護条例第15条の2	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の評価結果のとおり問題なし
11	企画政策室 市民協働推進課	コミュニティセンターの管理運営・コミュニティ活動	コミュニティセンターの管理運営	19コミュニティセンター(含む分館)、北ホールの維持管理(工事・修繕、各種支払い事務)及び16協議会への指定管理委託(協定締結)事務を行っている。	234,598	<ul style="list-style-type: none"> ・ 活動に関する「自主三原則」を掲げる一方で、指定管理者制度、補助金を通じた事業支援を行っている点は、支援スキーム全体の整合が取れていないと思われる。(市役所の政策上の位置付けとしては、実態的には「業務委託」の側面もあるのではないかと) ・ 管理運営の内、維持補修については包括的に民間委託することも可能ではないかと。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
12	企画政策室 市民協働推進課	コミュニティセンターの管理運営・コミュニティ活動	各コミュニティ協議会活動の支援	各コミュニティ協議会への補助金交付、助言・支援・調整、コミセンネットワークの支援。コミュニティ研究連絡会・部会開催、各種研修会・講演会、ホームページ講習会など年間57回行っている。	44,545	・活動に関する「自主三原則」を掲げる一方で、指定管理者制度、補助金を通じた事業支援を行っている点は、支援スキーム全体の整合が取れていないと思われる。
13	総務部 人事課	中高年齢者・障害者雇用創出事業	中高年齢者・障害者雇用創出	職員100人を削減し、新たに300人の中高年齢者・障害者の嘱託員としての雇用を創出することを目標に展開。17年度末現在202人の雇用を行っている。(中高年齢者・障害者雇用創出に関する非常勤嘱託職員取扱要綱)	407,551	・当初に想定した「再雇用」に関するニーズは、応募者の状況を勘案する限りにおいては、既に役割を終えている(ないしは、ニーズに応じた採用区分の提供がなされていない)。現在では、むしろ定数削減下での労働力維持が主たる目的となっていると思われる。上記実態を踏まえて、既存の採用枠との整合・調整を図る必要がある。 ・なお、より根本的には、労働市場、市役所共に大量退職を目前に控える中、市役所としての新たなかつ明確な戦略なしに現時点で嘱託職員の新規雇用を継続しない方が良いと思われる。 ・また、障害者の雇用促進については、本事業の枠組みとは別に、単独にそれ自体を目的とする事業が設定されることが望ましいのではないかと考える。
14	防災安全部 安全対策課	生活安全対策事業	武蔵野市安全パトロール隊「ホワイトイーグル」	青色回転灯を装着した専用パトロールカー2台に警備員が2名ずつ乗車し、学校や保育園、子ども施設を中心にパトロールを行う。月曜から金曜の平日、午前9時から午後6時まで実施し、立ち寄り警戒対象施設では施設側との情報交換を行う。	18,387	・市民の防犯に対するニーズが見込まれる中、市としての対策の必要性は認められるが、「どの程度、範囲において市が関与するのか」「いつまで関与するのか」「関係機関(警察、学校、地域、保護者など)との役割分担をどのように整理するのか」という点については、継続的に整理・検討が求められる。支援のあり方として『複層的支援』という考え方は、武蔵野市の特性ともいえるが、上記の点が不明確な感はぬぐえない。 ・今後においては、市民のニーズに応じて、「点から面へ(領域拡大)」「土曜、日曜の実施へ(実施日拡大)」との方針を示されているが、上記を踏まえて慎重に検討する必要がある。 ・なお、「安全・安心」は市民の関心も極めて高いため、また実務的には指標も設定されているため、「安全や安心感は数値では量れない」としてしまわない方が良いと考える。
15	防災安全部 安全対策課	生活安全対策事業	武蔵野市市民安全パトロール隊	地域に精通した市民で組織するパトロール隊。隊員には最低週に1回、徒歩又は自転車によるパトロールと報告を義務付け、市は被服、誘導灯、ポケベル等を貸与。隊員数は現在49名。夜間や学校行事に合わせた合同パトロールなども実施。	7,483	・上記と同様に、「どの程度、範囲において市が関与するのか」「いつまで関与するのか」「関係機関(警察、学校、地域、保護者など)との役割分担をどのように整理するのか」という点については、継続的に整理・検討が求められる。 ・また、本事業は、消防団員OBの自主的な支援により支えられていることもあり、「市域全体を視野に入れて、均質にサービスを提供する」という点において改善が必要と考えられる。 ・なお、「安全・安心」は市民の関心も極めて高いため、また実務的には指標も設定されているため、「安全や安心感は数値では量れない」としてしまわない方が良いと考える。
16	防災安全部 安全対策課	生活安全対策事業	つきまとい勧誘行為防止指導員「ブルーキャップ」	吉祥寺駅周辺の「勧誘行為等適正化特定地区」において、客引きなどによるしつようなつきまといや、通行の妨げとなる路上宣伝行為を防止するため、現在、警察官OB4名と警備員7名による指導を実施している。	54,615	・市の顔である吉祥寺駅周辺の風紀を守るという必要性、目的については、十分に理解できるが、上記2パトロール事例と同様に、「どの程度、範囲において市が関与するのか」「関係機関(警察、商店街、地域など)との役割分担をどのように整理するのか」という点については、継続的に整理・検討が求められる。 ・なお、安全・安心、防犯を目的とするパトロール業務については、本業務に最も多くの予算が投じられているが、「市民のニーズ、役割分担、効果などを踏まえて、どのように資源を配分すべきであるか」という点については改めて検討する必要があると考えられる。 ・「安全・安心」は市民の関心も極めて高いため、また実務的には指標も設定されているため、「安全や安心感は数値では量れない」としてしまわない方が良いと考える。
17	防災安全部 防災課	災害対策用器具機材備蓄品整備	備蓄品の整備・維持管理	災害対策の充実・強化を図るため、施設・設備の整備及び維持管理を行う。	22,956	・事業の必要性・目的については、認められる。また、定期的な廃棄・更新が求められる備蓄品を活用(配布)して、市民に対して防災意識の啓発を行うなどの工夫も取り入れられている。 ・他方で、市自身(単独)による備蓄以外の方法の可能性についても検討する必要があると思われる。 ・なお、「安全・安心」は市民の関心も極めて高いため、また実務的には指標も設定されているため、「評価自体が困難である」としてしまわない方が良いと考える。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
18	環境生活部 ごみ総合対策課	ごみ減量と資源化推進事業	桜堤団地生ごみ資源化	市と住宅都市整備公団(現都市再生機構)が締結した協定に基づき、サンヴァリエ桜堤において実施。居住者が団地内に設置した大型生ごみ処理機に生ごみを投入し、生成物を二次処理後市内農家にて活用	18,066	・リサイクルを推進、ごみを減量化するという市の政策を実現するためのモデル事業としての位置づけとしての意義は認められる。また、市民参画の枠組みが維持されている点等も踏まえると、市の政策目標(700g)実現に向けての啓発効果の発揮も期待される。 ・しかし、現状では市の政策目標実現に向けての本事業の意義、活用方法については、必ずしも明確ではない。また、市全体を対象とするごみ有料化施策における本団地居住者の取り扱いについては、公平性の点から整合が求められると考える。
19	環境生活部 ごみ総合対策課	駅前周辺清掃事業	三駅前周辺清掃	市の玄関口ともいえる駅前周辺地区において、まちの美観を害するたばこの吸い殻やごみの投げ捨て等を防止し、安全で清潔な美しいまちづくりをめざす。三駅前広場周辺は午前午後各1回、周辺道路は1日1回清掃活動を実施する。	16,351	・市が管理すべき公共空間における清掃・美化に対する市としての関与の必要性は認められる。他方で、関係機関(JR、商店街、ボランティア、推進員)との役割分担、協力関係、負担のあり方については、下記事業(#20)などとともに全体の視点から検討することが求められる。 ・また、清掃は業務の特性上、「限りが無い」といえることから、利用者(市民)の声を定期的に把握することで、現状を冷静に評価・分析するような枠組みの検討も求められる。
20	環境生活部 ごみ総合対策課	駅前周辺清掃事業	ようこそ美しいまち推進事業(喫煙マナーアップ)	路上での喫煙は煙が不快感を与えるだけでなく、他人にやけどを負わせる危険がある。このため、平成16年4月より吉祥寺駅周辺を、翌年7月より三鷹駅北口及び武蔵境駅周辺を路上禁煙地区に指定する。	36,716	・上記同様に市が管理すべき公共空間における清掃・美化に対する市としての関与の必要性は認められるが、関係機関(JR、商店街、ボランティア、推進員)との役割分担、協力関係、負担のあり方、そして規制遵守のための手段(監視)については最終的に実現すべき目標の視点から検討することが求められる。 ・特に、本事業に対して相対的に多額の予算が投じられていることについては、必要性、効果を踏まえて資源配分のあり方を視野に入れての検討が求められる。
21	環境生活部 クリーンセンター	クリーンセンターの管理運営	地球温暖化対策	都環境確保条例に基づく温暖化対策計画として平成17年度より5年間で実施している。内容は、設備改良工事(ハード)とそれを生かした運用(ソフト)の両面で、電気料を10%削減することを目標としている。	118,184	・現状の評価結果のとおり問題なし
22	環境生活部 環境政策課	環境対策推進事業	太陽光発電設備・燃料電池コージェネレーションシステム等新エネルギー設備の設置	市立学校校舎屋上などへ太陽光発電設備を設置する。給湯需要のある宿泊型の福祉施設等に燃料電池コージェネレーションシステムを設置する。	33,638	・事業の目的として「発電量」を掲げているが、事業実施の本質的な目的である「CO2削減」とすべきである。評価もこの目的に照らして、現行の手段の効果、効率性を評価すべきである。(例えば、屋上緑化との比較など) ・なお、市全体における温暖化対策を所管する立場にある環境政策課において、同対策全体についての関与・調整機能が十分に発揮されていないことも併せて見直すことが重要であると思われる。
23	環境生活部 交流事業課	武蔵野市交流市町村協議会	武蔵野市交流市町村協議会	サミット形式と職員の研修形式を隔年毎に実施。18年度は酒田市にて職員研修形式で実施予定。事務局として、構成市町村の取りまとめや連絡調整。また協議会へ負担金を支出し、円滑な運営を支援する。	1,216	・本枠組み全体及び本事業自体の現時点での目的、効果を改めて明確にする必要がある。交流事業と国土の維持・発展などの結びつけ方には注意が必要と思われる。たとえば、交流することそのものや災害時などの保険などを目的とする方が、目的がより明確になりかつ市民に対してより適切な説明が可能となる。 ・また、協議会における本市の負担金についても適正かどうか、再度、検証すべきと思われる。 ・全体的に、枠組みとして長期間に亘り維持されていることの意義について、再検討が求められると考える。
24	環境生活部 市政センター	市政センター費	市政センターの維持運営	JR3駅近くにおいて、全庁的業務の申請交付手続きを中心に、各種情報の発信を行っている。中央市政センターでは月～金曜日午後8時まで夜間窓口を開設しており、1日当たり30人を越える市民に利用されている。	44,697	・「市民の利便性向上」という目的は十分に認められる。しかし、施設を維持管理し、正規職員を一定数配置するなど、経常的に多額のコストが発生する事業であり、また利用において繁閑があることから、「顧客の動向・ニーズ(総合理化など)」「活動実績(主としてコスト)」については定期的にモニタリングするとともに、より効率化、効果が見込まれる他の方法がある場合には、弾力的に修正・対応することが求められる。(例:再任用・再雇用職員の活用、オペレーションの見直し、地域資源(コンビニ等)との連携、全庁的な視点からの使用料・手数料の見直し等)

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
25	福祉保健部 高齢者福祉課	老人クラブ関係事業	シルバーシニアプラン推進事業	60歳以上の高齢者を対象に社会参加、余暇活動の広がりを増進するとともに、老人クラブ会員の拡大を図る。運営は連合会に委託している。	6,405	・老人クラブの活動活性化という目的、意義は理解できるが、現状の加入率、サービス提供・利用状況、及びメンバー高齢化(事業の形骸化、委託事業の未執行等)という状況を踏まえ、公平性及び効果の点から問題があると考えられる。例えば、老人クラブに対する委託ではなく、より広い枠組みへの委託や支援への転換などによって、より公平、効果的になるのではないか。 ・ただし、事業見直しの際には、対象である老人クラブの今後の運営のあり方、位置付けなどについても併せて検討することが求められる。
26	福祉保健部 高齢者福祉課	高齢者日常生活支援事業	生活支援ヘルパー派遣事業	生活支援ヘルパーを派遣し、軽易な家事援助や身の回りの世話をすることによって、虚弱高齢者の日常生活を支援する。原則として1日1時間30分、週3時間を限度とする。	36,665	・支援に対する市の関与の必要性や事業の目的は一般的に理解できるが、武蔵野市内の高齢者等がおかれてある現況(所得、生活、世帯等の状況)及び具体的なニーズの把握と分析を踏まえて、「具体的にどのような市民層を対象しているのか(置かれている状況/人数)」「事業の実施(支援)を通じて何を実現するのか」「支援対象に対する施策全体を視野に入れた事業(下記食事サービスなど)の役割分担」を明確にすべきであると考え。(現状及びニーズの把握と分析が不十分/利用者実人数の把握の未実施) ・介護保険制度が導入された現状では、真に「セーフティネット」を目的としているのか、或いは従来までのサービスの継続(高齢者サービスの拡充)なのか不明確である。
27	福祉保健部 高齢者福祉課	高齢者日常生活支援事業	食事サービス事業	老人ホームなどで調理された昼食用の弁当をボランティアが配達する(一部デイ配食は異なる)。市の配食は週3回まで行い、安否確認も伴う。デイ配食は最大週5日まで可能な場合あり。本人負担1食500円。	53,008	・本事業に多額の予算が投じられていること、及び特定層を対象としていることから、上記事業(#26)と同様に、武蔵野市内の現況把握・分析とニーズ把握・分析を実施して、事業の目的、支援内容を再度、整理・検討すべきであると考え。 ・また、本事業についての経緯は理解できるが、現在では多くの自治体において行われるようになっていることや、近年では弁当・昼食における民間事業者の市場が拡大し、競争を通じた質・サービスの向上が見込まれることから、主として民間事業者等の動向、参入についても広く受け入れる方向性での検討が求められる。(材料費500円は、市場における販売価格に換算すると、2,000円以上の内容になる。)
28	福祉保健部 高齢者福祉課	敬老記念事業	友愛訪問	武蔵野市赤十字奉仕団の協力のもと、75歳以上の高齢者宅を個別に訪問し、市長挨拶文や記念品、敬老福祉の集い案内状を届けると同時に、声かけ等により安否確認を行う。	11,060	・団体の協力によって個別訪問を実施していることの意義は認められるが、今後においては、団体活動・支援が継続的に維持されるかという点から再度、慎重に協議・検討することが求められる。そのうえで、(早期の段階から)事業の必要性、目的、あり方を再検討すべきであると考え。 ・また、社会的な批判を受けた「現金支給」から「現物給付」へと見直されたことについては理解できるが、現状においてもなお、1,000万円近い予算が投じられているという点等に鑑みると、例えば民間企業等の寄付を募ることなどによって、実質的に「現物給付」を行うなどの工夫も考えられるのではないか。(1,000万円は、職員1名以上の人件費に相当することから、モノではなく知恵に予算を充てることを想定。)
29	福祉保健部 高齢者福祉課	高齢者総合センター管理運営事業	補助器具センター事業	指定管理者による補助器具センター(補助器具貸与・給付、住宅改善の給付)事業の運営	39,073	・武蔵野市において、介護保険サービスの上乗せとして実施することの客観的な必要性がわかりにくい。事業の前提となる状況(市民がこう困っている、など)の説明が不十分と思われる。また、市財団への委託金額も多額なのではないかと思われる。 ・同じ目的を実現するための手段として、訪問ではなく相談形式も有効かどうか、再検討を要する。 ・また、上乗せという意味から適当な自己負担金を求めるなどの検討が求められる。
30	福祉保健部 障害者福祉課	通所移送事業	障害者移送	障害者福祉センターが実施しているリハビリや講習会に通う方の移送サービスを行う。民間事業者へ委託。利用料無料。	24,079	・現状の評価結果のとおり問題なし。(受益者負担が必要との指摘も存在することは書き留めておきたい。)
31	福祉保健部 生活福祉課	法外援護事業	入浴券支給	浴室のないアパートに居住する被保護世帯に、東京都から年間60枚の入浴券が支給されており、市から年間40枚上乗せ支給する。	5,320	・一般的な支援の必要性、内容については理解できるが、「上乗せ」を行うことの必要性及び範囲(40枚)については、現況分析や他市の動向等を踏まえた説明が必要であると考え。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
32	福祉保健部 保健推進課	休日診療	休日・休日準夜診療	日曜日、国民の祝日に基づく休日および年末年始における昼間および準夜間の診療施設を確保する。武蔵野医師会に委託して実施。	35,923	<ul style="list-style-type: none"> ・(全国的な取組みであることに鑑みると)委託についての必要性は認められる。しかし、実際の利用状況については、各市において異なることから、少なくとも武蔵野市における利用実績についての分析は必要である。そのうえで、現状の支援内容について検討すべきであると考えられる。 ・「補助」部分についても補助に対する一般的な必要性は理解できるが、現行の内容及びその額の妥当性についての情報が不足しており、その根拠が明確ではない。
33	福祉保健部 保健推進課	老・成人保健事業	乳がん検診	満40歳以上の市民(女性)に対し実施している。奇数年令の受診者は視触診と結果説明のみ。視触診・結果説明は委託先である市医師会の指定医療機関が行う。偶数年令の場合、視触診に加え、マンモグラフィの撮影も行う。	26,406	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助対象外になって以降、市として実施・継続することについての必要性、客観的な課題・ニーズの把握・分析及び目標、成果(コスト含む)について明確にすべきである。 ・そのうえで、対象(利用者実人数含む)、方法(特に触診)、自己負担について検討すべきであると考えられる。 ・また、委託料金については、対外的に説明できるような積算根拠を準備・整理しておく必要がある。なお、その際には他市における実績についても把握しておく必要がある。 ・さらに利用料金について、検診とドックによって違いが生じている点(@1000、@4000)についても整合をとる必要があると考えられる。
34	福祉保健部 保健推進課	老・成人保健事業	子宮がん検診	20歳以上の市民(女性)を対象に、市内指定医療機関で実施。実施時期は5月1日～31日と、11月1日～30日の2期	78,174	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助対象外になって以降、市として実施・継続することについての必要性、客観的な課題・ニーズの把握・分析及び目標、成果(コスト含む)について明確にすべきであると考えられる。 ・そのうえで、対象(利用者実人数含む)、方法、自己負担について検討すべきである。 ・また、委託料金については、対外的に説明できるような積算根拠を準備・整理しておく必要がある。なお、その際には他市における実績についても把握しておく必要がある。
35	福祉保健部 保健推進課	歯科衛生事業	歯科健康診査	歯周疾患の早期発見に努め早期治療に資するため、40歳以上の市民を対象として市内の指定医療機関で行う、委託事業。	64,302	<ul style="list-style-type: none"> ・市として実施・継続することについての必要性、客観的な課題・ニーズの把握・分析及び目標、成果(コスト含む)について明確にすべきである。そのうえで、対象(利用者実人数含む)、方法、自己負担について検討すべきである。但し、がん検診と異なり、相対的に緊急性、重大性が低いと考えられることから、真に市として実施・支援することの必要性(利用者実人数含む)を検証すべきであると考えられる。 ・また、委託料として実質的に一件当たり約1万5千円は、その内容、水準を含めて十分に検証すべきではないか。また、委託料金については、対外的に説明できるような積算根拠を準備・整理しておく必要がある。なお、その際には他市における実績についても把握しておく必要がある。
36	福祉保健部 保健推進課	健康づくり支援センター事業	筋力向上事業	虚弱高齢者を対象の筋力向上と生活の質の向上を目的とした体操教室のプログラム開発も含めた民間委託事業。	5,000	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の「真の目的」が明確ではない(施設の偏在解消、健康思想の普及・啓発か、プログラム開発か)。基本的に、同一事業に複数の目的を持たせることは、事業のマネジメント及び成果達成の観点から望ましくなく、可能な限り回避すべきであると考えられる。 ・また、目的を整理したうえで、事業実施の手法として市主導で行うのか、クラブ主導で行うのか(パウチャー券などの配布)については、検討の余地がある。 ・なお、都の補助事業であることから終期、目標については事前に明確にしておくべきではないか。
37	子ども家庭部 子ども家庭課	0123の管理運営	0123の管理運営	0歳から3歳までの乳幼児とその親が、遊び、語り、お互いに学びあうための施設「0123吉祥寺」「0123はらっぱ」の管理運営を行う。	89,979	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭で乳幼児を保育する保護者への子育て支援であることは理解できるが、保育園に子どもを預ける家庭への支援と比較し、同様の支援が提供されるという本事業の説明は、市民のニーズ(もしくは地域の課題)を踏まえているものか、再検討が必要であると考えられる。 ・「実人数」を踏まえた利用者の実績の把握、及びそれによる「公平性」の分析(事業利用者数及び施設利用者数の実数分析)が必要不可欠である。 ・市外利用者の利用について、少なくとも「一部利用料金」などの設定が必要と思われる。
38	子ども家庭部 児童青少年課	むさしのジャンポリー事業	むさしのジャンポリー事業	青少年の健全育成を図るため、武蔵野市青少年問題協議会地区委員会との共催事業として、それぞれの地区ごとに2泊3日の野外体験キャンプを実施する。	15,269	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性、意義は十分に認められる。 ・しかし、実態として参加者はほとんど公立の小学校の生徒なのか、あるいは、公立・私立に関係なく参加を促進しているのか明確にする必要があると考えられる。 ・また、子ども・家庭の立場からは、別途行っている自然体験事業などと目的、機能などが実質的に重複する点について、改めての整理が必要ではないか。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
39	子ども家庭部 児童青少年課	青少年問題協議会・地区活動事業	地区委員会活動事業	青少年問題協議会で調整された施策を実施するため、地区委員会活動の推進を図る。	8,990	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性、意義は十分に認められる。 ・ しかし、多様な団体が存在し、人によっては複数の団体活動に参加・支援するなど、「人材不足」が生じているという点は、今後の市民協働を推進していく上で大きな課題となると考えられる。よって、本事業のみならず、全市民的な視点から市民活動のあり方についての検討が求められる。
40	子ども家庭部 児童青少年課	児童館の管理運営	館外事業	児童館活動に参加しづらい地域の小学生対象にコミュニティセンターを利用してコミュニティ協議会と共催で工作や遊びを提供する「コミュニティわいわい広場」。乳幼児・小中学生・保護者を対象にミュージカルや児童劇を上演し親子で楽しんでもらう「じどうかん演劇フェスティバル」。	1,829	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性、意義は十分に認められる。 ・ ただし、「コミュニティわいわい広場」については、地区活動、児童館行政に対する将来的な市の方向性、方針と併せて整理・検討することが求められる。 ・ 演劇については、受益者の負担を求める方向での検討も可能であると考えられる。
41	子ども家庭部 保育課	こどもテンミリオンハウス事業	こどもテンミリオンハウス事業	こどもテンミリオンハウスあおばの運営の補助を行う。また都営緑町住宅子育て支援施設建設費を負担する。	45,909	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育ニーズの多様化に対応するための事業として、NPOの提案を通じて実施・運営されている「一時保育」「ひろば事業」「育児相談」の複合事業であるが、結果としては「保育ニーズ」に応じた運営が実現できているものと考えられる。また、市内において「一時保育」を主たる目的とする民営の保育施設が少ない状況等を踏まえると、市が支援することの意義、目的も理解できる。 ・ このように経緯としてはNPOによる提案であるが、他方で、市が支援・実施すべき事業としての意義も認められるため、将来においては活動に対する「補助」のあり方や市の役割分担・関わり方などについて整理・検討することが求められる。
42	子ども家庭部 保育課	市立保育園運営事業	一時保育事業	保護者の仕事、通院、リフレッシュなどの理由により、保育園で一時的に預かり保育する。	11,990	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育ニーズの多様化に対応するための事業として、既存の公立保育園を活用して行われる事業であり、上記41同様に市内において「一時保育」を主たる目的とする民営の保育施設が少ない状況等を踏まえると、市が支援することの意義、目的も理解できる。 ・ また、利用料(負担金)についても通常の保育園利用者の負担金の水準を超える額を徴しているなど、公平性にも配慮がなされている。 ・ ただし、利用については、事前登録を求めており、また利用状況に関わらず保育士を配置しているのであれば、保護者の利便性に配慮して、前日ないしは当日の受け入れについても工夫すべきであると考えられる。
43	都市整備部 交通対策課	一般管理経費	交通安全啓発	交通安全運動や交通安全教室等の開催や、啓発ビデオ制作等を通して、市民に対する交通安全の啓発を図る。	6,932	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性、意義は十分に認められるが、目的を実現するために市として行う取組みの適切性(啓発指導、交通安全指導)や、そのための市の負担金の支出額の適切性については、明確ではないと考える。また、本事業に関わる警察、交通安全協会、市における役割分担についても、明確ではないのではないかと。(市が何故、負担すべきなのか明快ではない)
44	都市整備部 交通対策課	ムーブス運行事業	パークアンドバスライド事業(ムープーク)	ムーブス2号路線におけるパークアンドバスライドを実施する。	15,255	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「吉祥寺地区への来外車両の集中緩和」のために、市民の協力を通じて「パークアンドライド」を整備するという目的・手段関係は明快であり、また利用状況も順調であるが、利用者からの聞き取り等を通じて利用状況を把握するなどによって、本事業が「来外車両の集中緩和」に貢献しているかについて確認する必要がある。 ・ また1日100台弱の進入を防ぐ(集中緩和の)ために、1,500万円の費用対効果をどのように考えるかは、評価が分かれると思われる。これを点から線・面の展開へと拡大した場合、効率性がどのように推移するか十分に検討することが重要である。 ・ そのうえで、今後の取組み(他路線における民間パークキングの活用)については、実施方法を慎重に検討する必要があると考える。
45	都市整備部 住宅対策課	住宅対策費	耐震アドバイザー派遣事業	災害に強い街づくりを目指して、昭和56年以前に建築された木造住宅を所有し、自ら居住する高齢者(65歳以上)および木造密集地域に自ら居住する木造住宅の所有者を対象に耐震アドバイザーを派遣し無料で簡易診断を行う。	7,875	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の必要性、意義は十分に認められる。しかし、本サービスを受けた人のうちの40%は、意図している「一般診断」を受けていないことに鑑みると、その効果には一定の限界がある。むしろ、広報・啓発活動を充実化し、既存の「一般診断」に対する助成に本事業予算を充当した方が、直接的かつ効果的であるのではないかと。 ・ また、「一般診断」に対する助成がユニークな取組みであることから、その効果、意義について、アンケート調査等を通じて検証することも必要ではないかと。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
46	都市整備部 下水道課	下水道維持管理事業	下水道維持管理現状調査	下水道施設の維持管理のための施設の現状をTVカメラ等で調査を行う。	7,000	・施設が老朽化していることが明白であり、また実際に陥没事故が生じているなど、事業実施に対する必要性が急務である一方、現状のような「発生対応型」の維持補修には限界がある。 ・将来における設備投資、人材確保に関する諸計画とともに、適切な方法を通じて迅速に施設の維持補修及び改修に計画的に着手すべきであるとする。
47	都市整備部 下水道課	公共下水道建設事業	合流式下水道改善施設設置	合流式下水道緊急改善事業実施要領(平成14年5月16日付国土交通省国都下事発第9号)に基づき実施する。	9,000	・現状の評価結果のとおり問題なし
48	都市整備部 緑化環境センター	緑化推進事業	指定樹木維持管理	保存樹木についての維持管理上の剪定を指定年が古いものから順番に実施。年間概ね40本程度実施。内容は軽剪定、枯れ枝取りなど	6,000	・政策的な位置づけには大きな問題はないと思われるが、緑被率などが当初に想定した以上に改善していないのであれば、目的を達成するための事業内容を再検討することが必要であるとする。規制、補助、他の緑化方法などを含めて同一目的の事務事業のコストや成果を総合的に評価してみる必要があるとする。
49	都市整備部 緑化環境センター	ビオトープ整備事業	ビオトープ運営業務委託	市立小学校に整備した学校ビオトープ及び武蔵野自然観察園(北町ビオトープ)の管理・運営業務を委託する。	11,400	・市の施策として整備されたものであるが、その一方で活用主体は学校であること、またその活用状況は各学校によって異なることを踏まえると、一定期間後において、(実現可能性にもよるが)例えば学校が主体的に維持管理を進めていく必要があるとする。
50	教育部 指導課	情報教育指導	小中学校パソコン教室管理及び情報ネットワーク回線使用	コンピュータやインターネットを活用し、調べ学習、交流学习等情報教育の充実を図る。	140,817	・本事業は、学校に情報ネットワークを設置する内容の事業であるが、今日的な意義に照らした目的として、「児童・生徒の学習環境の改善」の他、「インターネットを活用した児童・生徒の情報発信／交流」「教員の執務環境の改善(PC整備)」「教員のナレッジ向上」などの複数が混在しているように思われる。過去の経緯(学校情報ネットワーク)に過度に捉われず、まず、本事業を通じて市として取り組むべき課題を明確にした上で、事業の目的、手段を再整理すべきであるとする。
51	教育部 指導課	セカンドスクール	セカンドスクール プレセカンドスクール	長期の宿泊体験を通して、自然とのふれあいを深めることにより、子どもたちの豊かな情操や感性を育むとともに、生活自立に必要な知識、技能の習得や人間関係の醸成に資する。また、多様な体験活動により知的好奇心や学習意欲を高める。	136,970	・「移動教室」「セカンドスクール」「むさしのジャンボリー」など、学校外での自然体験に係る事業の重要性、意義については理解できるが、特に子ども・家庭の立場から、それらの目的、意図などを再度整理することが必要である。現場における意見も多様であることから、現状を踏まえて、事業の整理・統合も視野に入れた検討が必要である。 ・同様に、上記事業において、生徒／保護者に求める自己負担金についての考え方及び負担割合(結果として支出額)が異なるという点についても整理・検討すべきであるとする。
52	教育部 指導課	移動教室	移動教室	移動教室を実施し児童の健康増進、団体行動訓練、社会科理科等教科の現地学習を行う。	15,332	・「移動教室」「セカンドスクール」「むさしのジャンボリー」など、学校外での教育に係る事業の重要性、意義については理解できるが、特に子ども・家庭の立場から、それらの目的、意図などを再度整理することが必要である。現場における意見も多様であることから、現状を踏まえて、事業の整理・統合も視野に入れた検討が必要であるとする。 ・同様に、上記事業において、生徒／保護者に求める自己負担金についての考え方及び負担割合(結果として支出額)が異なるという点についても整理・検討すべきであるとする。
53	教育部 指導課	一般教育振興事業	一般教育振興事業(小学校分)	教育課程における特別活動として、児童に芸術等の鑑賞と発表の機会を与えることにより情操教育の振興を図るとともに向上意欲を高める。	10,532	・一つの事業に目的が異なる複数の事業が含まれている(「オーケストラ／演劇鑑賞」と「連合音楽会」)ことから、目的・手段の関係が見えにくくなっている。 ・また、「連合音楽会」については、現在は類似の演奏会が数多くあることを踏まえて、その実施の意義、役割について再検討すべきであるとする。
54	教育部 教育支援課	国際理解教育の推進事業	教育相談・支援	帰国・外国人児童・生徒のための教育相談・支援を行う。	6,390	・本事業は、「相談」「日本語指導」「外国語能力の保持」に分けて検討することが重要である。 ・少なくとも「外国語能力の保持」に関する支援は、市として関与することの必要性は乏しい。仮に関与を継続する場合にも、受益者負担を求めることが望ましいと考える。 ・また、事業創設当初の目的であった「帰国子女」の人数そのものが低下する一方(従って「日本語指導」の必要性が低下する一方)、外国人・国際結婚家庭が増加する中で、本事業の支援の目的、内容、あり方、国際交流協会との役割分担について現状やニーズに照らして再度検討すべきであるとする。

事務事業NO	部課名	予算事業名	事務事業名	事務事業の概要	18年度予算額(千円)	委員会による二次評価
55	教育部生涯学習スポーツ課	一般管理経費	中近東文化センター企画展	支援企業の援助削減により展示を休止していた同センターについて、平成16年度より三鷹市とともに展示部門の公開を目的として支援している。そのための負担金 年額500万円。	5,000	<ul style="list-style-type: none"> ・センターへの支援については、経緯を踏まえると本来的には時限的なものと考えられるが、見直し検討が十分に行われていないこと、またそれにも関わらず支援が継続されていることが問題である。(3年目の見直しにて適切な検討が行われなかったものと思われる。) ・センター自体の運営の今後のあり方についての検討が、早急に求められる。 ・また、現行の負担額の水準について適正かどうかについても運営に係る情報に乏しいため、判断が困難である。なお、負担額を検討する際には、市民の利用状況に応じて負担を決定・調整するような方法(割引券/バウチャー)の導入を検討することも可能であると考ええる。
56	教育部生涯学習スポーツ課	学級・講座開催事業	中近東文化センター寄附講座	支援企業の援助削減により展示を休止していた同センターについて、平成16年度より三鷹市とともに展示部門の公開を目的として支援している。本講座はその一環として貴重な教育的資産の活用を図る視点から開設している。定員市民100名。	2,000	<ul style="list-style-type: none"> ・本寄附講座は、同センターへの支援の一環なのか、武蔵野の地域の課題や市民のニーズを踏まえたものか不明である。また、少なくとも受講者からの評価を行うべきであると考ええる。 ・そして、他大学等(武蔵野地域自由大学)に対する寄附講座開設のための負担額との比較が求められる。
57	教育部生涯学習スポーツ課	社会教育関係団体等育成援助事業	社会教育学習のための借上バス事業	社会教育関係団体等の援助育成を後援する事業として、団体が社会教育活動を行う際に使用する交通手段として「武蔵野市教育委員会バス使用要綱」に基づき、借上バスの提供を行っている。	8,499	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育学習の推進に際して、「バス借上」という手段が適当かどうかは不明確である。現実には、「バスが利用できるため団体を創設しよう」という動きもある。 ・また、仮に「バス借上」が社会教育学習にとって必要かつ有効であっても、一定の自己負担を求める余地があると考ええる。
58	教育部図書館	児童サービス事業	むさしのブックスタート	「家族が赤ちゃんと一緒に絵本で楽しい時間をもってほしい」という願いから、平成14年度より開始した事業。0歳児及び3歳児にとその保護者に対し、保健センターで実施されている健診時に図書館員がメッセージを伝え、絵本などの入ったブックスタートバックを手渡す。また乳幼児向けのおはなし会、講演会なども実施。	5,332	<ul style="list-style-type: none"> ・一般論としての「ブックスタート」そのものの意義(目的)は理解できるが、その方法としては現状のように「本を配布する」他にも、「リストを配布する」という方法も考えられる。なぜ武蔵野市で本を配布することを事業化する必要があるのか、その必要性と目的を明らかにする必要がある。また、少なくとも「0歳児と3歳児の2回、本を配布する」ということの必要性と効果について、何らかの検証が求められる。 ・また、同様に先駆的に取組む他自治体との情報共有(実施方法と成果把握)についての対応も求められる。

*ここに掲げた事務事業は、18年度、各課によって全事務事業を自己点検・自己評価を行った際に、各課から提出された事務事業の中から、事務事業・補助金見直し委員会が選んだものである。

◆ <区分③>先進自治体のアウトソーシング事例

➢ 個別事業のアウトソーシングの事例：

対象事業	導入実績	想定される受け手	想定される効果	留意・検討事項
窓口業務	兵庫県宝塚市 愛知県高浜市 山形県東根市 / 等	・ 人材派遣事業者 ・ NPO 法人	・ 繁忙に依じた職員の配置の実現 ・ 一定能力、質のサービスの提供（職員配置）	・ 正規職員と委託事業者との役割分担’
滞納金の自主納付の呼びかけ、料金徴収*	大阪府堺市 福岡県大野城市 岐阜県各務原市 / 等	・ 債権回収会社	・ 収納率の向上 ・ 専業業務への専念（担当課）	・ 正規職員（督促業務）と委託事業者との役割分担
庁内共通庶務業務	神奈川県横須賀市 静岡県 / 等	・ 人材派遣事業者 ・ 旅行会社	・ 庶務業務のコスト縮減	・ アウトソーシング範囲（規模の経済の実現）
コールセンター	東京都町田市 愛媛県松山市 北海道札幌市 / 等	・ コールセンター専業事業者 ・ 通信事業者	・ ワンストップによる案内・情報提供	・ 必要性及びアウトソーシング範囲（規模の経済の実現）
資料室（図書館業務）等の管理	福岡県北九州市 / 等	・ 図書館運営専業事業者 ・ 大手書店	・ 諸資料の効率的な管理 ・ 資料情報の効果的活用（情報共有）	・ 必要性及びアウトソーシング範囲（規模の経済の実現）
メール便（庁内外）	千葉県南房総市 / 等	・ 宅配事業者 ・ シルバー人材センター	・ 郵便、配送コスト縮減	・ 必要性及びアウトソーシング範囲（規模の経済の実現）
保育園・学童クラブ	東京都江東区 埼玉県和光市 / 等	・ 自治体向けアウトソーシング事業者 ・ NPO 法人	・ サービスの質の向上（時間延長、送迎等）	・ 事業の引継ぎ（行政⇄民間） ・ 運営監視方法
小学校給食	東京都北区 東京都新宿区 / 等	・ 給食事業者	・ サービスの質の向上	・ 運営監視方法（食の安全に関する役割分担）

➤ 包括的な単位のアウトソーシングの事例：

対象事業	導入実績	想定される受け手	想定される効果	留意・検討事項
広報戦略の立案	岩手県 / 等	<ul style="list-style-type: none"> 広告、放送会社 	<ul style="list-style-type: none"> 効果的な情報提供 多面的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 市及び出資企業と委託事業者との役割分担
職員研修	群馬県 高知県 / 等	<ul style="list-style-type: none"> 人材派遣事業者 民間シンクタンク 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な研修カリキュラムの提供 	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシング範囲の整理・検討（併せて研修事業の見直しが必要）
社会教育	大阪府池田市 / 等	<ul style="list-style-type: none"> 教育サービス事業者 大学 NPO 法人 	<ul style="list-style-type: none"> 多様な研修カリキュラムの提供 	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシング範囲の整理・検討（併せて社会教育事業の見直しが必要）
パトロール	福岡県北九州市 / 等	<ul style="list-style-type: none"> セキュリティ事業者 建設事業者 	<ul style="list-style-type: none"> パトロール業務のコスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシング範囲（共通役割の整理）
基幹系システム（IT）	山梨県甲府市 岐阜県各務原市 / 等	<ul style="list-style-type: none"> IT 事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 基幹系システムの効果的、効率的な運営（運営コスト削減） 	<ul style="list-style-type: none"> 必要性及びアウトソーシング範囲（規模の経済の実現）、タイミング、（長期的視点から見た）費用効果、契約方法（債務負担行為）
直営施設の維持補修	青森県 / 等	<ul style="list-style-type: none"> ビルメンテナンス事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理コスト削減 	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシング範囲（規模の経済の実現）
自転車駐車場の管理（指定管理者）	奈良県奈良市 兵庫県芦屋市 / 等	<ul style="list-style-type: none"> 駐車場事業者 ビルメンテナンス事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 複数施設の一体的運営による効果的、効率的な運営 	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシング範囲（規模の経済の実現）
図書館の管理（指定管理者）	福岡県北九州市 / 等	<ul style="list-style-type: none"> 図書（館）関連事業者 施設運営事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 複数施設の一体的運営による効果的、効率的な運営 	<ul style="list-style-type: none"> アウトソーシング範囲（規模の経済の実現）

◆ 補助金の問題点、及び見直し基準に関する補足説明

＜武蔵野市の補助金行政の見直しの方向性（全体像）＞

■ 補助金交付基準の制定

- ・ 現在、「武蔵野市補助金等交付規則」が施行されているが、補助金支出の内容（基準）については、統一的に規定されていない。今回の見直しを踏まえると、『補助期間』『補助率』『補助対象経費』『評価方法』『実績報告』などについては市としての基本的な考え方や統一の基準を整備することが望ましい。

■ 補助金見直しの本格実施

- ・ 補助金交付基準を制定する前提として、現行の補助金支出について、より詳細に分析することが必要となる。そのため、補助金支出の本格的見直しに向けて、『補助金見直し基準』を設定して、現在の補助金支出の評価を行なうことが前提として必要となる。
- ・ その際には、補助金支出は市の政策目的を実現する上で「手段」であるとの位置付けを明確にすることが重要で、『補助金支出の目的』を整理することが必要となる。特に、団体の運営費支出については、形骸化、既得権化をもたらしやすいことから、より厳格な定義が必要になる。
- ・ 今後は、これら基準等を活用して現行の補助金支出の現況調査を行ない、本格的な見直しを進め、その過程においては、『団体に対するヒアリング』を実施することも必要となる。

■ 補助金支出に関する評価の仕組みの導入

- ・ 現在、補助金支出を評価する枠組みは単独の制度としては存在せず、また事務事業評価の枠内で行われているケースも少ないのが現状である。結果、大半の補助事業については、その成果が明らかにされておらず、主管課、補助団体ともに成果を意識しにくい状況にある。
- ・ そのような現況を踏まえて、補助金評価の枠組みの検討が早急に求められる。なお、その際には、『現行の事務事業評価の枠組を活用する』のか、或いは『別に補助金評価とする』のかについても検討する必要がある。

■ 公募型補助金の導入枠拡大

- ・ 補助金支出の公平性をより高めるためには、市と協力関係にある団体などに対して広く補助金が支出されることが望ましい。また、特定の団体、個人に補助金が支出されるのではなく、補助金支出について既に導入されている公募制度を広げることで、補助支出の内容、質がより高まることが期待される。
- ・ このようなことに鑑み、可能な限り「公募型補助金」の枠の拡大を検討する。

■ 補助金支出に対するチェック機関として第三者委員会を設置

- ・ 補助金支出は、特定団体、個人に対する活動等を支援・奨励する一方で、それが特定・固定的な利益となり、結果として市単独では本質的な見直しが行われにくく、非効率かつ不公平な支出に陥る可能性が高いという性質を持っている。
- ・ そのため『補助金支出の状況を少なくとも事後的に審査する第三者機関を設置』し、支出の状況、内容について定期的にチェックする仕組みを導入することが必要である。

＜政策手段としての補助金の類型＞

補助金支出は、市が掲げる政策実施の手段の一つであることから、支出に際しては次のような目的の範囲内で交付される。従って、このような目的に合致しないものは、補助金支出の妥当性がないものと判断される。

政策手段としての補助金の類型

目的	役割
市が政策を実施する手段として、特定の事業・活動に対して交付するもの	市の政策を推進するうえで一定の協力・役割を果たしている活動・事業に対して、市として一定の負担・協力を果たすために交付するもの
	特定活動や事業等の普及・促進・啓発等のために交付するもの
	市が実施すべき活動・事業について代行的な役割を果たしていることに対する負担として交付するもの
	市民サービス（事業）の充実・拡充として交付するもの
市が政策を実施するうえで、協働関係にある団体の運営・活動・育成を支援するもの	公的なサービスを提供する役割を果たす団体に対して、市として一定の負担・協力を目的に交付するもの
	市が出資又は支援する団体の運営・育成のために交付するもの
	特定団体の運営や活動を助長・奨励するための財政的支援を目的として交付するもの
市民生活の充実・保障のために個人等に対して交付するもの	特定の状況に置かれ、特別の負担が求められる市民等の負担を軽減するもの
	一定水準以上の生活を保障するために交付するもの
	市民に対するサービスとして交付するもの
国、都が行なう政策を実施する手段として団体・個人に対して交付するもの	国・都の補助制度実施のために交付するもの

補助金等の調(団体)

■平成18年度に団体に対して支出した補助及び交付金の一覧

(単位:千円)

予算科目	件名	18年度 決算額	財源内訳			対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都	市					
2 1 1	世界連邦運動協会武蔵野支部補助金	500			500	世界連邦運動協会武蔵野支部	支部の活動経費補助	S36	世界連邦運動協会武蔵野支部運営補助金交付要綱	
2 1 1	職員共済会交付金	32,604			32,604	職員共済会				
2 1 1	年金者連盟交付金	241			241	東京都町村職員年金者連盟武蔵野支部				
2 1 3	法律扶助協会補助金	150			150	法律扶助協会		H4		
2 1 3	原水爆禁止武蔵野協議会補助金	220			220	原水爆禁止武蔵野協議会		S41		
2 1 3	原水禁武蔵野会議補助金	220			220	原水禁武蔵野会議				
2 1 3	原水爆禁止三多摩会議補助金	50			50	原水爆禁止三多摩会議				
2 1 9	日本武蔵野センター運営補助金	2,989			2,989	日本武蔵野センター		H16		
2 1 9	武蔵野市国際交流協会運営補助金	47,411			47,411	武蔵野市国際交流協会	協会運営47,411	H元	国際交流協会運営費補助金交付要綱	
2 1 9	姉妹友好都市交流事業	72			72	姉妹友好都市交流協会	武蔵野市民献迎行事費の一部助成	S63	姉妹友好都市交流事業助成金交付要綱	
2 1 15	武蔵野防犯協会補助金	2,700			2,700	武蔵野防犯協会			自治法第2条第3項第8号	
2 1 15	環境浄化特別推進地区商業活動活性化事業	406			406		パレード維持管理協議会 372 みその通り維持管理協議会 34	S59		
2 1 16	私立保育園子育て支援地域開放事業補助	4,285			4,285	12園		H16		
2 1 16	私立幼稚園運営費	7,700			7,700	13園	～99人 @500 100～199人 @600 200人～ @700	S61	私立幼稚園補助金交付要綱	
2 1 16	私立幼稚園園外事業費	7,252			7,252		園児@3,500円	S63	私立幼稚園補助金交付要綱	
2 1 16	幼児教育研究会運営費	750			750		私立幼稚園職員研修補助	S48	幼児教育研究会運営費補助金交付要綱	
2 1 17	武蔵野市青少年問題協議会地区委員会	8,906			8,906	12地区委員会	均等割@570+@55 他に実績補助、児童数割補助	S32	青少年問題協議会地区委員会事業費補助金交付要綱	
2 1 17	非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会	400			400		青少年の非行防止、環境浄化事業の補助	S59	非行のない明るい街づくり武蔵野連絡協議会補助金交付要綱	
2 1 17	青少年団体活動補助	13			13			H16		
2 1 17	むさしの・多摩・ハバロフスク協会運営費	7,904			7,904		運営費補助	H8	むさしの・多摩・ハバロフスク協会運営費補助金交付要綱	
2 2 1	納税貯蓄組合	700			700			S27	納税貯蓄組合及び要綱	
2 6 1	コミュニケーションセンター管理運営費	41,290			41,290	16協議会		S51	市立コミュニケーションセンター維持管理補助金交付要綱	
2 6 1	武蔵野中央公園北ホール維持管理費	4,100			4,100			S61		
2 6 1	コミュニケーション研究会運営費	1,680			1,680			S54		
2 6 1	コミュニケーションセンター周年行事	1,500			1,500	10年毎の周年行事	@500×3 コミセン	S61		

予算科目	件名	18年度 決算額	財源内訳		対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都 市					
2 6 1	むさしのFMコミュニティ番組支援	581		581					
2 6 1	コミュニティ助成事業	5,000		5,000					
2 6 1	特定非営利活動法人補助金	1,071		1,071		1団体100を上限	H13	特定非営利活動法人補助金交付要綱	
2 6 2	男女共同参画推進団体活動補助事業	447		447		1団体 50を上限	H9	男女共同参画推進団体活動補助金交付要綱	
3 1 1	北多摩東保護司会武蔵野分区	245		245			S47	北多摩東地区保護司会武蔵野分区補助金交付要綱	
3 1 1	社会を明るくする運動	600		600			S52	社会を明るくする運動武蔵野市実施委員会補助金交付要綱	
3 1 1	武蔵野赤十字奉仕団補助	218		218	赤十字奉仕団 ボランティア	ボランティア保険@350*622人	H14	補助金等交付規則	
3 1 1	武蔵野けやき会補助	100		100	武蔵野けやき 会		H17	補助金等交付規則	
3 1 1	社会福祉協議会事業費等	52,881	3,400	49,481	市民社会福祉 協議会	事務局職員人件費、事業費	S37	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会補助金交付要綱	
3 1 1	権利擁護事業	12,114	8,500	3,614	福祉公社		H12	権利擁護支援事業補助要綱	
3 1 2	重度身体障害者グループホーム事業運営費補助	14,664	0	7,463			H18	重度身体障害者グループホーム運営費補助金交付要綱	
3 1 2	中途失聴・難聴者のための手話講習会事業補助	150	0	0			H18	中途失聴者及び難聴者のための手話講習会運営費補助金交付要綱	
3 1 2	指定重度訪問介護事業者支援事業補助	426	0	0	ビーライフ	H18のみ	H18	指定重度訪問介護事業者支援事業補助金交付要綱	
3 1 2	移動支援事業運営費補助	2,400	0	2,400		H18~H20のサンセット	H18	移動支援事業運営費補助金交付要綱	
3 1 2	自立支援利用者負担軽減事業補助	4,448	127	4,321			H18	社会福祉法人等による生計困難者に対する障害福祉サービス利用者負担軽減制度事業実施要綱	
3 1 2	企業内通所授産事業補助	1,421	710	711			H18	企業内通所授産事業補助金交付要綱	
3 1 2	心身障害者通所授産事業運営費補助	169,604	117,596	52,008	8施設	千川作業所 25,402 いずみ作業所16,000 チャレンジヤ 23,106 ひまわり作業所 16,000 むさしのパークス 24,126 ゆーあい第一作業所 24,101 ワークイン関前 24,611 武蔵境ワーキングセンター 16,258	S54	心身障害者通所授産事業運営費補助金交付要綱	
3 1 2	精神障害者通所訓練事業補助	36,034	25,691	10,343	2施設	フジヨウ MEW 18,473 就労支援センターMEW 17,561	H3 H9	精神障害者共同作業所通所訓練事業運営費補助金交付要綱	
3 1 2	心身障害者(児)地域デイグループ事業運営費補助	26,040	17,360	8,680	4施設	むらさき育成会むくむく 7,587 むらさき育成会おたまじやくし造形教室 5,433 アトリエ銀木星 5,433 ウノドス 7,587	H9	心身障害者(児)地域デイグループ事業運営費補助金交付要綱	
3 1 2	武蔵野障害者総合センター運営費等助成	293,763	13,159	280,604	5施設		H4	社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例	
3 1 2	情緒障害者(児)日常生活訓練補助金	500		500	55人	YMCAあおぞら会事業費	H11	補助金等交付規則	
3 1 2	リフト付タクシー運行事業補助	12,000	4,800	7,200	1社(3台分)		H7	リフトタクシー運行事業実施要綱	

予算科目	件名	18年度 決算額	財源内訳			対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都	市					
3 1 2	シヨーストステイ施設運営費補助金	21,000			21,000		桜はうす・今泉運営費 10,000 なごみの家運営費 11,000	H11	障害者(児)シヨーストステイ事業運営費補助金交付要綱	
3 1 2	知的障害者入所施設整備事業(障害者施設整備費補助金)	1,350			1,350		知的障害者入所更生施設「わかばの家」施設整備費	H13	社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例	
3 1 2	精神障害者グループホーム運営費補助金	6,856		5,141	1,715		NPO MEW	H17	武蔵野市精神障害者グループホーム運営費補助金交付要綱	
3 1 3	老人クラブ助成金	10,306		5,472	4,834	30クラブ	均等割 22.8(月額) 会員割 0.7(年額)	S52	老人福祉法第13条 老人クラブ助成費補助要綱	
3 1 3	老人クラブ連合会助成	1,342		254	1,088			H3	老人クラブ連合会助成事業補助要綱	
3 1 3	シルバー人材センター運営費補助金	56,662		12,882	43,780		職員人件費、管理運営費	S53	東京都シルバー人材センター事業補助金交付要綱(都)	
3 1 3	高齢者健康づくり推進モデル事業補助	278		127	151	2団体	運営費	H12	高齢者健康づくり推進モデル事業補助金交付要綱	
3 1 3	老人クラブ健康づくり事業補助	240		160	80		運営費	H16	老人クラブ連合会助成事業補助要綱	
3 1 3	テンミニオンハウス事業補助金	57,657		33,836	23,821		川路さんち 7,820 そへらの家 9,957 月見路 10,000 関三俱樂部 10,000 きんもくせい 10,000 花時計 9,880	H11 H12 H12 H12 H14 H16	テンミニオンハウス事業実施要綱	
3 1 3	テンミニオンハウス維持補修費補助金	169			169	きんもくせい・花時計		H18	テンミニオンハウス事業実施要綱	
3 1 3	デイ食事成事業補助金	14,976	0	0	14,976		H18～H20のサンセット事業	H18		
3 1 3	まりも園建設費助成	25,704			25,704		建設費25,704	S63	(福)まりも会補助金交付要綱	建設費償還金
3 1 3	東京老人ホーム(めぐみ園)建設・運営費助成	25,012			25,012		建設費16,012 運営費9,000	S63	(福)東京老人ホーム補助金交付要綱	建設費償還金
3 1 3	こもれびの郷建設費助成	22,500			22,500		建設費22,500	H5	(福)さくらぎ会補助金交付要綱	建設費償還金
3 1 3	小松原園建設費助成	1,500			1,500		建設費1,500	H9	(福)親和会基本協定	建設費償還金
3 1 3	ゆとりえ建設・運営費助成	93,957			93,957		建設費54,957 運営費39,000	H6	社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例	建設費償還金
3 1 3	武蔵野館建設費助成	7,500			7,500		建設費 7,500	H11	社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例	建設費償還金
3 1 3	親の家建設費助成	13,000			13,000		建設費13,000	H11	社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例	建設費償還金
3 1 3	デイサービスセンターぐっどういの境南建設・運営費助成	6,972			6,972		建設費3,020 運営費3,952	H10	社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例	建設費償還金
3 1 3	介護老人保健施設太郎建設費助成	8,000			8,000		建設費8,000	H12	社会福祉法人に対する助成の手続きに関する条例	建設費償還金
3 1 3	吉祥寺ナーシングホーム運営費補助	32,400			32,400		運営費	H17	吉祥寺ナーシングホーム補助金交付要綱	
3 1 3	福祉公社運営費補助金	77,429			77,429		運営費、職員人件費	S56	補助金等交付規則	
3 1 3	市民たすけ合い事業補助	7,028			7,028	福祉公社	運営費、人件費	S63	(財)高齢者・障害者トータルケア事業実施規則 (財)高齢者の緊急時入院医療費の助成事業実施規則	
3 1 3	サービス評価事業補助金	9,456			9,456			H14		
3 1 3	福祉サービス第三者評価受審費補助	6,066	2,841		3,225	15件		H17	福祉サービス第三者評価受審補助金交付要綱	

予算科目	件名	18年度 決算額	財源内訳			対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等) (緊急シヨートステイ事業デザイナーサービス 事業の運営費)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都	市					
3 1 3	地域生活支援事業運営費補助	28,534	14,266	14,268	吉祥寺本町在宅介護支援センター	緊急シヨートステイ事業デザイナーサービスの運営費	H17	高齢者地域生活支援事業運営費補助金交付要綱		
3 1 3	住宅改修支援事業補助金	198		198		1件あたり2000円	H12	住宅改修支援事業実施要綱		
3 1 3	介護保険利用者負担軽減事業補助	96	79	17	介護保険サービスを行う社会福祉法人等	介護保険サービスの利用者の負担額の軽減	H17	社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減制度事業実施要綱		
3 2 1	認可外保育施設援助経費補助	9,281		9,281	保育室1 認証保育所2 家庭福祉員6	施設修繕、備品、家賃半額等	S60	認可外保育施設援助経費補助金交付要綱		
3 2 1	保育非営利団体補助	1,000	500	500	ひまわりママ	運営費	H11	保育非営利団体補助金交付要綱		
3 2 1	子どもテニソンラインハウス事業補助	8,595	4,245	4,350	あおば	運営費8,490 改修費105	H13	テニソンラインハウスの事業実施要綱		
3 2 1	地域子ども館企画運営会議補助	6,000		6,000	12館		H14	地域子ども館企画運営会議運営費補助金交付要綱		
3 2 2	民間保育所延長保育補助	19,439	15,582	3,857	5保育所		H8	民間保育所延長保育事業実施要綱		
3 2 2	一時保育補助	1,360	113	900	西久保保育園	@900円(4時間以内)×567人 @1,800(4時間超)×472人	H16	民間保育所一時保育補助金交付要綱		
3 2 6	民間学童クラブ運営費補助	2,548		2,548	元気っこのびのび のび		H17			
3 2 7	地域組織活動助成	180		180	桜堤児童館地域クラブ	活動費	S59	桜堤児童館地域クラブ活動補助金交付要綱		
3 3 1	法外援護事業補助	1,300		1,300	市民社会福祉協議会	低所得者への夏期見舞金分(1世帯10,000円)を社協へ補助	S51	補助金等交付規則		
4 1 1	薬剤師会運営	5,083		5,083		事業費等 2,717 調査研究 1,666 事務所運営 700	S60 H11	薬剤師会補助金交付要綱		
4 1 1	医師会運営	8,520		8,520		会館運営 2,790 調査研究 5,730	S57	医師会補助金交付要綱		
4 1 1	歯科医師会運営	3,510		3,510		会館運営 1,360 調査研究 2,150	S59	歯科医師会補助金交付要綱		
4 1 1	医療情報システム運営費補助	3,076		3,076	医師会		S59	医師会補助金交付要綱		
4 1 1	ウイルス性肝炎感染予防対策研究	1,336		1,336	歯科医師会		S59	ウイルス性肝炎予防対策費補助金交付要綱		
4 1 1	薬物乱用防止推進協議会	500		500	東京都薬物乱用防止推進武蔵野市地区協議会		S60	薬物乱用防止推進事業補助金交付要綱		
4 1 1	医療・保健・福祉連携	697		697	医師会		S59	医師会補助金交付要綱		
4 1 1	環境衛生協会	97		97	東京都武蔵野環境衛生協会		S60	環境衛生協会補助金交付要綱		
4 1 1	財団法人武蔵野健康開発事業団	81,541		81,541		運営費50,000 事務費31,541	S62	財団法人武蔵野健康開発事業団管理運営費補助金交付要綱		
4 1 1	人間ドック事業補助	44,330		44,330		@28,600円×人数(1550人分上限)	S62	人間ドック事業補助金交付要綱		
4 1 1	小児救急医療運営費	8,000		8,000	武蔵野赤十字病院		H15	小児救急医療運営費補助金交付要綱		
4 1 1	休日・全夜間診療 休日診療・眼科・耳鼻科	10,007		10,007	医師会		S57	休日・全夜間診療事業補助金交付要綱		
4 1 1	武蔵野赤十字病院増改築財政支援	200,000	0	200,000	武蔵野赤十字病院		H18	H18のみの単年度補助		
4 1 2	良い歯のための集い	931		931	歯科医師会		S57	良い歯のための集い事業補助金交付要綱		
4 1 2	動物愛護啓発事業	300		300	獣医師会		H6	動物の愛護及び管理に関する事業補助金要綱		

予算科目	件名	18年度 決算額	財源内訳			対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都	市					
4 1 3	環境まちづくり協働事業補助金	417	0	0	417	むさしの地域 猫の会	市民活動団体が提案する環境保全事業を市と協働実施により、環境への市民活動の活性化を図る。 (武蔵野市猫トラブルゼロ事業/清掃及び不妊去勢手術助成)	H18	環境まちづくり協働事業実施要綱	
4 2 2	クリーンむさしのを推進する会	3,900			3,900	クリーンむさしのを推進する会	ごみ減量運動、ごみの分別資源化の徹底その他環境保全に関する活動を対象	S59	クリーンむさしのを推進する会活動事業費補助金交付要綱	
4 2 2	資源物集団回収事業	40,409			40,409	登録団体154 団体登録事 業者20人	団体補助金10円/kg(事務費(1団体)4/年) 事業者補助金 2円/kg	S53	資源物集団回収事業補助金交付要綱	
4 2 4	クリーンセンター運営協議会	1,000			1,000		クリーンセンター運営協議会運営費補助	S61	武蔵野クリーンセンター運営協議会事業費補助金交付要綱	
5 1 1	勤労者互助会の運営補助	23,300			23,300	勤労者互助会	勤労者互助会の運営	S56	勤労者互助会補助金交付要綱	
5 1 1	2006三多摩メーデー	427			427	2006三多摩メーデー実行委員会	メーデーの運営	H3	メーデー補助金交付要綱	
5 1 1	第77回三多摩メーデー	48			48	三多摩メーデー実行委員会	メーデーの運営	H6	メーデー補助金交付要綱	
6 1 3	東京むさし農業協同組合	880			880		農業経営指導、福利厚生等農業振興を目的とする	S36頃	農業振興奨励補助金交付要綱	
6 1 3	武蔵野市東京うど組合	260			260		市の特産野菜などの資材共同購入出荷指導	S36頃	農業振興奨励補助金交付要綱	
6 1 3	農業生産組合(7組合)	220			220		農業振興を目的とした各種行政への協力	S36頃	農業振興奨励補助金交付要綱	
6 1 3	関前農事研究会	150			150		高冷地育苗研究活動助成	S36頃	農業振興奨励補助金交付要綱	
6 1 3	双葉農事研究会	80			80		果樹経営の普及、改善、果樹類の栽培研究等活動費助成	S36頃	農業振興奨励補助金交付要綱	
6 1 3	農業後継者育成事業(はおろぎ市助成)	300			300	J A 青壮年部	農業後継者育成活動の一環としてはおろぎ市開催を助成	H3	農業振興奨励補助金交付要綱	
6 1 3	出荷改善普及事業	374			374	J A 東京むさし	新鮮な市内産野菜等の供給体制の充実を図るため、出荷容器購入を助成	H2	農業振興奨励補助金交付要綱	
7 1 2	商工会議所	20,500			20,500	商工会議所	会議所機能の充実と市内商工業の振興を図る	S26	商工観光団体等補助金交付要綱	
7 1 2	武蔵野桜まつり	7,000			7,000	桜まつり実行委員会	桜まつりに要する経費	H5	桜まつり実行委員会設置要綱	
7 1 2	吉祥寺ウエルカムキャンペーン事業	8,350			8,350	吉祥寺ウエルカムキャンペーン委員会	第14回 5,000 第15回(準備経費) 2,000 事業費の1/2以内	H7 H14	商工観光団体等補助金交付要綱	
7 1 2	吉祥寺地区商業活性化事業	831			831	吉祥寺総合案内所運営委員会	吉祥寺まち案内所運営経費	H9	補助金等交付規則	
7 1 2	商店会連合会	8,800			8,800	商店会連合会	組織強化と市内商店会の振興と活性化	S34	商工観光団体等補助金交付要綱	
7 1 2	吉祥寺駅北口周辺街路樹イルミネーション設置事業	8,000			8,000	武蔵野市商店会連合会	吉祥寺駅北口周辺イルミネーション装飾費の一部補助	H12	補助金等交付規則	

予算科目	事件名	18年度 決算額	財源内訳			対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都	市					
7 1 2	路線商業活性化総合支援事業補助	7,610			7,610	武蔵野商店会 連合会、中部 地区地域活性 化協議会	路線商店会が共同で行う事業等に要する経費の補助	H13	補助金等交付規則	
7 1 2	商店街空き店舗活用事業	1,010			1,010	武蔵野市商店 会連合会	コミュニティスタジオの運営事業費の1/2以内	H15		
7 1 2	商店街裝飾街路灯電気料補助	11,629			11,629	上期 36件 下期 34件	電気料の70/100補助 上限1,000	H2	商店街裝飾街路灯電気料補助金交付要綱	
7 1 2	新・元気を出せ商店街事業	38,976		12,992	25,984	イベント事業 23件32商店会 活性化事業 2件2商店会	補助率2/3以内 限度額 イベント6,000 活性化100,000	H15	新・元気を出せ商店街事業費補助金交付要綱	
7 1 2	人間ドック受診料補助	577			577	商店会連合会 28人	②20,600円/人	H2	商店会連合会人間ドック事業に対する補助金交付要綱	
7 1 2	姉妹友好都市生鮮食品等直送販売事業	899			899	姉妹都市市民 経済交流会	梱包費 運送料等の一部	H2	友好都市生鮮食品等直送販売事業補助金交付要綱	
7 1 2	介護・生活環境等事業補助金	750			750	商工会議所	介護・生活環境に関する製品研究費の一部		補助金等交付規則	
7 1 2	アンテナショップ運営事業補助	3,500			3,500	(有)武蔵野交 流センター	アンテナショップの運営	H13	友好都市アンテナショップ運営費補助金交付要綱	
7 1 2	公衆浴場活性化対策	5,500			5,500	武蔵野浴場組 合	菖蒲湯 ゆず湯 レモン湯 風呂の日	S58	公衆浴場活性化対策補助金交付要綱	
8 1 2	交通安全協会補助	4,800			4,800		被服費・啓蒙宣伝費等	S37		
8 1 2	吉祥寺駅周辺交通問題協議会補助金	2,500			2,500	吉祥寺駅周辺 交通問題協議 会	広報活動等の経費負担	H3	違法駐車防止に関する条例	
8 3 1	武蔵野市開発公社ビル耐震改修外装リニューアル工事補助	300,000	24,351	20,000	255,649			H16		
8 3 2	地区計画等推進団体助成	600			600			H17	地区計画等推進団体助成金交付要綱	
8 3 4	武蔵野市開発公社利子補給	7,928			7,928	武蔵野市開発 公社	境開発ビル確保取得のための借入金 の利子分1/2相当分	H5	市街地再開発事業補助金交付要綱	
8 4 2	集団住宅共益費補助金	1,380			1,380	14団地	街路灯の電気料、砂場の砂購入費等	S48	集団住宅共益費補助金交付要綱	
8 4 2	良質な住まいづくり活動費助成	265			265	4団体	限度額 1団体年100	H14	良質な住まいづくり活動助成金交付要綱	
8 5 1	ボランティア団体活動支援補助金	2,154			2,154	17団体	公園維持等活動費の一部助成	H12	緑ボランティア団体事業助成要綱	
8 5 1	ボランティア団体活動支援補助金	480			480	1団体	二俣尾・武蔵野市民の森の運営活動経費の補助	H14	二俣尾・武蔵野市民の森運営団体運営費補助金交付要綱	
9 1 1	武蔵野防火防災協会補助金	850			850	武蔵野防火協 会	運営に関する補助金	S41	武蔵野防火防災協会補助金交付要綱	
9 1 2	消防団運営交付金	5,500			5,500	本部、10分団 250人	消防団運営に伴う交付金	S61		
9 1 4	武蔵野市民防災協会運営費補助	18,000			18,000			H5		
9 1 4	医師会救急業務研究費補助	154			154	医師会		H4		
9 1 4	医師会災害医療救護研究費補助	200			200	医師会		H5		
9 1 4	歯科医師会災害医療救護研究費補助	150			150	歯科医師会		H8		
10 1 2	学校運営交付金	12,600			12,600	小中学校18校	学校運営に要する経費 700千円/校 小学校8,400千円 中学校4,200千円	H14	市立小中学校運営交付金取扱要綱	
10 1 2	市立学校教職員互助会交付金	2,850			2,850		互助会員の負担額の1.5倍以内の額を 交付(収入は会費と本交付金のみ)	S33	市立学校教職員互助会に関する条例	
10 1 3	市立小中学校教育研究会補助金	3,500			3,500	教育研究会	研究団体の運営費補助	S39	市立小中学校教育研究会補助金交付要綱	

予算科目	件名	18年度 決算額	財源内訳		対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都 市					
10 1 3	市立小中学校校長会補助金	800		800	校長会	校長会の研修等の運営費補助	S39	市立小中学校校長会補助金交付要綱	
10 1 3	市立小中学校副校長会補助金	400		400	教頭会	副校長会の研修等の運営費補助	S40	市立小中学校副校長会補助金交付要綱	
10 1 3	市立小中学校事務職員会補助金	150		150	都事務職員会	事務職員の仕事研修等運営費補助	S44	市立小中学校事務職員会補助金交付要綱	
10 1 3	市立小中学校児童活動費補助金	1,525		1,525	全小学校(4 ~6年生)	クラブ活動、児童会活動に要する経費の補助	S48	市立小中学校児童活動費補助金交付要綱	
10 1 3	市立中学校生徒活動費補助金	6,129		6,129	全中学校(全 生徒)	クラブ活動、生徒会活動等に要する経費の補助	S43	市立中学校生徒活動費補助金交付要綱	
10 1 3	市立中学校進路指導費補助金	1,829		1,829	全中学校(3 年生)	進路指導に要する経費の補助	S44	市立中学校進路指導費補助金交付要綱	
10 1 3	小中学校クラブ合宿活動費補助金	895		895	小中学校(ク ラブ合宿参加 者)	夏季、冬季休業中のクラブ合宿の補助	S62	市立小中学校クラブ合宿費補助金交付要綱	
10 1 3	全国大会等選手派遣費補助金	300		300	小中学校(全 国大会等に 出場する児童・ 生徒)	交通費、宿泊費、参加費の補助	S63	市立小中学校児童生徒全国大会等派遣費補助金交付要綱	
10 6 1	武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金	4,000		4,000	加盟152団体 3,000人(会 員)	芸術協事務局事務費補助及び加盟団体活動補助	H元	武蔵野市民芸術文化協会育成事業補助金交付要綱	
10 7 1	体育協会補助金	13,181		13,181	加盟34団体 (8,620人)	人件費(事務職員2人分・委員報酬)、事務経費等の補助	S54	体育協会運営補助金交付要綱	
10 8 1	武蔵野市学校給食財務委員会補助金	7,900		7,900		人件費(事務職員2人分・委員報酬)、事務経費等の補助	S44	学校給食財務委員会運営費補助金交付要綱	
12 1 1	土地開発公社運営費補助金	133,024		133,024			H18	土地開発公社運営費補助金交付要綱	
合 計		2,492,310	40,046	316,358					

補助金等の調(個人)

■平成18年度に個人に対して支出した補助及び交付金の一覧

予算科目	件名	18年度 決算額		財源内訳		対象人員等 (数)	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
		国	都	市						
1 1 1	市政調査研究費	13,828		13,828			市政調査研究費の交付に関する 条例			
2 1 3	人権擁護委員活動費	240		240		6人	調査研修活動費 @40	S49		
2 1 3	行政相談委員活動費	120		120		3人	調査研修活動費 @40	S56		
2 1 3	法律相談員活動費	420		420		6人	調査研修活動費 @70	S63		
2 1 9	ビレッジ安曇野宿泊費助成	510		510		1泊3泊分	1泊3泊	H2	豊科町「ビレッジ安曇野」利用助成要綱	
2 1 9	利賀村天竺温泉の郷宿泊費助成	24		24		8泊分	1泊3泊	H12	利賀村「天竺の温泉の郷」利用助成要綱	
2 1 16	私立幼稚園等園児保護者補助金	148,753	37,113	111,640		22,319人(延月数)	園児1人につき (月額) @ 5~11.2	S47	私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	
2 1 16	私立小・中学校等児童・生徒保護者補助金	20,468		20,468		1,462人	1人14	S47	私立小・中学校等の児童・生徒の保護者に対する補助金交付要綱	私立学校義務教育に就学する児童・生徒に対する助成
2 1 16	幼稚園等就園奨励費	51,945		38,959		714人	56,900~257,000円(年額)	S47	私立幼稚園等就園奨励費補助金交付要綱	
2 1 16	私立幼稚園等入園料補助金	7,220		7,220		722人	1人10	H6	私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金交付要綱	
2 1 16	幼児教育施設在籍幼児保護者補助金	1,885		1,885		377人(延月数)	1人月額5	H6	幼児教育施設在籍幼児の保護者に対する補助金交付要綱	
2 1 18	公共事業施行に伴う利子補給	6,408		6,408		22件	融資残高(3,000万円限度)*4%	S53	公共事業の施行に伴う融資に関する条例	
3 1 2	身体障害者生業資金利子補給	7		7		7		S45	利子補給条例	
3 1 2	心身障害者保養施設利用助成	308		308		87件	1人1泊2000円 年間3泊まで	H3	障害者保養施設利用補助事業実施要綱	
3 1 3	高齢者保養施設利用助成	7,518		7,518		2,514泊	1人1泊3000円 年間4泊まで	S48	高齢者保養施設利用補助事業実施要綱	
3 1 3	福祉用具購入費助成金	3,513		1,756		1,757	H18のみ	H18	軽度者特殊寝台等購入費助成金交付要綱	
3 2 1	認可外保育施設入所児童保育助成金	35,139		35,139		延1,946ヶ月	3歳未満児 月額2万円 3歳以上児 月額6100円	S47	認可外保育施設入所児童保育助成金交付要綱	
4 2 2	生ごみ処理機器購入費補助	667		667		49台	上限30	H7	家庭用生ごみ処理機器購入費補助金交付要綱	
6 1 3	登録農地育成事業補助金	1,812		1,812		8件	事業費の1/2(5a当たり5万円を限度)	H5	登録農地補助金交付要綱	
6 1 3	安心ファーム事業補助金	640		640		市内農業者52人	農産物の安全確保のため、農産物や土壌の残留農薬の検査等の費用の一部を助成	H14	安心ファーム事業補助金交付要綱	
6 1 3	環境保全型農業用資器材等購入補助	2,200		2,200		市内農業者59人	環境保全型農業推進のため、環境保全に配慮した農業用資器材購入の一部を助成	H15	環境保全型農業用資器材等補助金交付要綱	
7 1 2	小規模企業資金利子補給	16,347		16,347		1,536件 (上期、下期延 件数)	(一般)貸付限度額 設備8,000 運転5,000 利子補給1.25% (特別)貸付限度額 設備3,000 運転3,000 利子補給1.625%	一般 S44 特別 H10	利子補給条例	
7 1 2	小規模企業資金信用保証料補助	5,332		5,332		87件	(一般)保証料補助率1/2 (特別)保証料全額補助	S44 H10	小規模企業資金特別融資あっせん条例、小規模企業資金融資要綱	
7 1 2	公衆浴場施設改修	1,730		1,730		11件	改修費の1/2 限度額800	S56	公衆浴場施設改修費補助金交付要綱	

予算科目	件名	18年度 決算額	財源内訳		対象人員等	補助の内容 (単価・最高・最低・補助率等)	開始 年度	根拠法令等	備考
			国	都 市					
8 1 1	雨水浸透施設等助成金	471		471	浸透ます25個 浸透トレンチ 26.8m	1㎡あたり1000円を限度	H6	雨水浸透施設助成要綱	
8 4 2	民間住宅耐震診断助成	2,550	1,268	1,282	51件	費用の1/2 限度額 木造50 非木造200	H10	民間住宅耐震診断助成要綱	
8 4 2	民間住宅耐震改修助成	13,480	10,000	3,480	27件	費用の1/2 限度額 木造500 非木造500	H10	民間住宅耐震改修助成要綱	
8 4 2	勤労者住宅資金利子補給	1,399		1,399	52件	補給率 2.0%	S53	勤労者住宅資金融資に関する条例	
8 4 2	太陽光発電設備設置費助成	4,275	1,353	2,922	16件	@90/kw 限度額360	H14	住宅用太陽光発電設備設置費助成要綱	
8 4 2	住まいの防犯助成	2,834	650	2,184	329件	費用の1/2 限度額10	H17	住まいの防犯助成要綱	
8 5 1	保存樹林・樹木・生垣補助金 (非課税地内は1/2以内の補助)	5,275		5,275	樹林6,861㎡、3 か所 樹木679本、138 か所 生垣3,307m、114 か所	保存樹林@100円/㎡ 保存樹木@6,000円/本 保存生垣 @300円/㎡	S60	みどりの保護育成と緑化推進に関する 条例	
8 5 1	生垣新設・改造・高中低木・地被類 補助金	1,590	450	1,140	生垣新設、高中 低木、地被類、 ブロック塀撤去 13件	生垣@12/㎡ ブロック塀撤去@4/㎡ 高木@15/本 中木@4/本 低木@ 2/株 地被類@1/㎡	S60	みどりの保護育成と緑化推進に関する 条例	
9 1 4	災害対策井戸維持管理補助金	882		882	99件	@9	S56	災害対策井戸の所有者に対する維持 管理補助金交付要綱	
9 1 4	家庭用消火器購入費補助金	305		305	124件	@0.5 14件 500円 @1.5 3件 4,500円 @2.5 120件 300,000円	S59	家庭用消火器購入補助金交付要綱	
9 1 4	ブロック塀等改善補助金	324	200	124	2件	ブロック塀の改修又は補強 @6(1㎡基準 額)	S57	ブロック塀等改善補助金交付要綱	
9 1 4	災害見舞金及び死亡弔慰金	265		265	9件		S51	災害見舞金等支給条例	
8 4 2	家具転倒防止器具取付助成金	1,622		1,622	319件	費用の2分の1(上限10)	H18	家具転倒防止器具取付助成要綱	
10 1 2	武蔵野市奨学金	4,570		4,570	46人	1人 @9,600/月	S35	奨学金支給条例	
10 6 1	武蔵野地域五大学聴講料補助	3,815		3,815	大学正規科目を 聴講する市民 346人	@10,000/1大学(聴講料が1万円を超 えない場合は5千円)。2大学まで	H15	武蔵野地域五大学聴講料補助金交付要 綱	
合 計		370,691	26,907	38,869	304,915				

国民健康保険事業会計

6 1 1	保養施設利用補助金	6,891		6,891	2,297件	1人1泊 3,000円 年間4泊まで	S51	国民健康保険保養施設利用要綱	
合 計		6,891		6,891					

武蔵野市事務事業・補助金見直し委員会報告書

発行 平成19年11月

武蔵野市企画政策室企画調整課

財務部 財政課

〒180-8777

武蔵野市緑町2-2-28

TEL 0422-60-1801

FAX 0422-51-5638

E-mail SEC-KIKAKU@city.musashino.lg.jp